

令和3年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和3年9月7日（火）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和3年 9月 7日

至 令和3年 9月24日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 承認第10号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第 6 議案第24号 白馬村企業版ふるさと納税基金条例の制定について

日程第 7 議案第25号 令和2年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第 8 議案第26号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第3号）

日程第 9 議案第27号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第28号 令和3年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第29号 令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第12 認定第 1号 令和2年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第 2号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第 3号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第 4号 令和2年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第 5号 令和2年度白馬村水道事業会計決算認定について

日程第17 認定第 6号 令和2年度白馬村下水道事業会計決算認定について

日程第18 決算特別委員会の設置について

令和3年第3回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和3年9月7日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	増井春美	第7番	太谷修助
第2番	横川恒夫	第8番	津滝俊幸
第3番	切久保達也	第9番	松本喜美人
第4番	加藤ソフィー	第10番	加藤亮輔
第5番	尾川耕	第11番	丸山勇太郎
第6番	田中麻乃	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税務課長	田中克俊	住民課長	太田洋一
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章
代表監査委員	松沢晶二		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 承認事項

承認第10号 (村長提出議案) 説明、質疑、討論、採決

6) 議案審議

議案第24号から議案第29号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託
認定第1号から認定第6号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

7) 決算特別委員会の設置について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
1. 承認第10号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
 2. 議案第24号 白馬村企業版ふるさと納税基金条例の制定について
 3. 議案第25号 令和2年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 4. 議案第26号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第3号）
 5. 議案第27号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
 6. 議案第28号 令和3年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）
 7. 議案第29号 令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）
 8. 認定第1号 令和2年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について
 9. 認定第2号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
 10. 認定第3号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 11. 認定第4号 令和2年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 12. 認定第5号 令和2年度白馬村水道事業会計決算認定について
 13. 認定第6号 令和2年度白馬村下水道事業会計決算認定について

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。これより、令和3年第3回白馬村議会定例会を開会いたします。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（太田伸子君） 日程第1 諸般の報告をいたします。最初に監査委員から令和3年5月分、6月分、7月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書が提出されております。

また、村長から令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告がありました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓事務組合議会の開催状況について報告いたします。

北アルプス広域連合議会令和3年8月定例会が、8月17日及び18日に行なわれました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬山麓事務組合議会令和3年第2回定例会が8月26日に行なわれました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

続いて、白馬村教育委員会から、令和2年度白馬村教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検評価報告書が提出されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりですが、この文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（太田伸子君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第7番 太谷修助議員、第8番 津滝俊幸議員、第9番 松本喜美人議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（太田伸子君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和3年第3回白馬村議会定例会会期日程表のとおり、本日から9月24日までの18日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月24日までの18日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（太田伸子君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。令和3年第3回白馬村議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用中のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

コロナ禍による世界的な不安が社会事情に伴い、1年遅れで東京オリンピック2020が7月の23日から8月の8日まで、東京パラリンピック2020が8月24日から9月の5日の間でそれぞれ開催されました。開催延期の判断から1年がたちましたが、人類は依然として新型コロナウイルスに翻弄され、マスクをつけたままでの生活が続き自由な移動での自粛も求められ続け、変異ウイルスであるデルタ株、さらにはラムダ株などの猛威におびえながら日々を過ごしています。

感染予防となる頼みの綱のワクチンも、自治体において供給スピードに合わせた接種計画を立てなければならず、安心して生活できるレベルまでの集団免疫の効果も見通せません。

このような状況下ではありましたが、オリンピックでは開幕早々から金メダルラッシュに、スケートボードやサーフィンなど新競技での、金、銀メダルを獲得。競技として復活をした女子ソフトボールでの悲願の金メダル獲得。パラリンピックではメダルの獲得に加え、様々な障がいのあるアスリートたちが、公平に個性や能力を発揮し活躍できる世界最高峰の競技大会において、限界に挑むパラリンピアン姿は社会の中にあるバリアを減らしていくことの必要性や、発想の転換が必要であることにも気づかせてくれるなど、この1年を複雑な心境で日々努力を重ね、研さんと努力を積み重ねたアスリートを目の当たりにし感動をさせられました。

さて、この夏の観光客の入り込み状況についてですが、梅雨明けが早く比較的天候にも恵まれた7月に関しましては、一昨年比86.3%となる10万5,500人と推計しています。観光事業者によりますと、特に、22日からの4連休については1日当たりの来場者が過去最高を記録した施設があるなど、連休の売上げに大きく貢献をし、7月の売上げが過去最高であった施設もあると伺っています。

一方、8月に関しましては現在集計中ではありますが、前年をも下回る極めて厳しい数値になるのではないかとみています。新型コロナウイルスの感染症の急拡大、加えてお盆期間中には停滞をした前線の影響で広範囲で長期間の記録的な大雨が続いたことから、特に中旬以降の入り込みが極端に落ち込んでいるところです。

さらに全国的な感染爆発を受けて、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の実施区域が追加される中、この状況が改善されるタイミングを見通すことは難しく、多くの事業者がこの先の業績悪化を不安視しています。また、新型コロナウイルス感染症は流行の第5波が白馬村にも影響をしており、今まで感染例の少なかった子供にも感染し、家族全員が感染する例も増えています。そのような状況の中で、白馬北小学校では感染予防期間として、9月6日から8日の間、学校を臨時休業といたしました。

次に、各課の事業執行状況についてご説明をさせていただきますが、総務課関係では気候非常事態宣言、ゼロカーボンシティ宣言に向けた具体的な行動計画策定の進捗状況ですが、6月末に環境省の補助金が交付決定となりエネルギー消費量や再生可能エネルギーポテンシャル等の調査及び計画策定業務について、公募型プロポーザルを実施をし7月末に受託業者と業務委託契約を締結いたしました。現在は、今月末に開催をされる第3回協議会に向け、再生可能エネルギーを活用する施策と目標値、省エネルギーの取組に関する事項等について、受託業者と連携をしながら資料作成を進めており、年度内の計画策定を目指す作業を進めているところであります。

複雑化する行政課題に対応し質の高い行政サービスを維持するため、高齢職員が培った知識や技術及び経験の活用が不可欠として、国家公務員法及び地方公務員法が改正をされ、令和5年度から2年に1歳ずつ定年を段階的に65歳まで引き上げることとなりました。今後、国から示される定年延長の考え方や県、他市町村の動向も参考にしながら検討を行ない、移行に向けた制度構築の準備が必要となり、この影響を受ける例規の洗い出しの経費について、補正予算として計上させていただきます。

令和3年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算総額に4,518万5,000円を追加し、予算総額を57億9,704万5,000円とするものです。

補正の主なものは、ふるさと白馬村を応援する寄附金の増額に伴う必要経費と基金積立金の増額、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増額及び4月の人事異動に伴う人件費の組替えですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

観光課関係ですが、白馬村プレミアム付応援券事業の実施状況について報告をします。7月の21日に購入引換券を対象世帯3,953世帯に発送し、8月1日から31日まで白馬商工会において3,209世帯、7,269冊、約8,000万円相当の商品券を販売しました。8月31日で商品券の利用期間が1か月経過したことになりますが、換金ベースではこの間に約1万2,000枚、1,200万円相当が利用されたとの報告を受けています。

なお、当初、発行冊数は約8,500冊でしたので、8月の販売結果から約1,200冊の残余が発生をしたこととなりますが、この残余冊数の取扱いについては応援券事業の趣旨に照らし合わせて検討し、9月下旬には発表することを予定しています。

健康福祉課関係では、新型コロナワクチン接種につきましては、現在12歳以上の全村民を対象としてワクチン接種を進めています。現在のワクチン接種状況ですが、VRSワクチン接種記録システムの数字で申し上げますと、8月29日時点での接種実績は1回目の接種が終わった方が5,347人、2回目まで終了した方が4,441人で、接種率で申し上げますと1回目が68.4%、2回目が56.8%となっています。これに今後の予約見込みを加えると今月中には6,000人を超える方の接種が終わり、接種率は8割を超える見込みです。また、現在の予約の入り具合を見ると空きも目立ってきており、これらのことからワクチン接種を希望する村民の接種については、ほぼ終えたのではないかと考えております。

したがって、5月から実施をしまいいりました集団接種については、9月をもって終了をさせていただき、新たに12歳の誕生日を迎え接種対象となった方や事情により接種を見合わせていた方が接種を希望される場合の接種体制については、村内医療機関のご協力により個別接種での対応を予定しております。あわせて、高齢者に比べ接種率が低い若年層のうち、特に20代の方については正しい知識により、接種の判断をいただけるよう県等と協力をし、周知をしまいいりたいと考えております。

農政課関係では、民間調査会社の米穀データバンクは令和3年度産米の収穫予想を全国作況102の「やや良」と発表いたしました。しかし、食生活の変化やコロナ禍での影響もあり全国的に米の消費量は減少し、同様に村の特産品である紫米の販売量も減少しているため、新たな取組として道の駅白馬と連携の上、6月から7月にかけて紫米フェアを開催いたしました。加えて、農産物・特産品の普及、健康増進・食品推進を目的としてクックパッド白馬村公式キッチンを開設をし、身近な食材を使ったレシピを紹介しています。

林務関係では、森林経営管理制度のモデル地区を内山区の水田涵養林とし、現地調査と森林所有者への意向調査の準備を進めています。今後は、国の森林環境譲与税等を活用し森林整備事業を実施していくとともに、発生林の有効活用や整備した作業道の森林観光利用等に取り組んでまいります。また、昨年度発生したナラ枯れについては、今年6月に被害木の伐倒処理等を実施をいたしましたが、8月に入り同じ場所でナラ枯れが発生し、この処理に関する経費について補正予算として計上させていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

県営圃場整備事業は、北城南部地区の第1工区が7月末に竣工し、第3工区は9月中に工事発注予定で調整を進めております。また北城北部地区につきましては、県をはじめ地元推進委員会とともに、地権者説明会を実施をいたしました。

国土調査事業は、今月下旬から八方地区での立会調査を開始する予定で、現在準備を進めている

ところであります。

建設課関係では、現在、策定作業を進めております景観計画につきましては、具体的な数値基準等について、委員の皆さんから検討を行なっていただいている段階であります。今後、景観行政団体移行への協議手続に向けて、早期に成案を仕上げたいと考えておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、予定をしておりました計画策定委員会を延期をせざるを得ない状況となりましたことも踏まえ、今後の策定スケジュール等について、県とも連携を密にしながら進めてまいりたいと考えております。

これまでの計画策定委員会には、多くの議員の皆様からも傍聴参加をいただいているとの報告も受けておまして、改めて景観行政に対する関心の高さを感じております。こうした点も踏まえ、本定例会の中でこれまでの計画策定の経過と今後の方針などについて、ご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

税務課関係では、村税の決算状況は総額14億8,500万円余りで、前年度と比較して3,700万円余りの減額となりました。新型コロナウイルス感染症の影響により観光客、宿泊客の減少による法人村民税、たばこ税、入湯税の大幅な落ち込みに加え、徴収猶予の特例措置によるところが主な要因であります。また、徴収率ですが、平成19年度以降上昇傾向にありました合計徴収率は81.8%と、昨年度を1.2ポイント下回り現年徴収率も95.8%と2.1ポイント下回る結果となりました。現年徴収率が95%台となるのは平成26年以後のことです。このような状況下で納税困難者に対しましては、納税相談において徴収猶予や減免など制度説明を丁寧に実施をしていく一方で、税負担の公平性と村民サービス向上のための財源確保に努めているところであります。

住民課関係では、北アルプス広域連合が事業主体として実施をしております白馬山麓清掃センター解体撤去工事につきましては、車庫棟、計量器棟の解体撤去を完了し、ダイオキシンの除染工程として施設内の洗浄作業を終え、機械設備の解体を実施をしており、現時点においては周辺環境にも影響がなく工事は計画どおり進捗と伺っております。

上下水道課関係では、白馬駅前の無電柱化工事や三日市場反田橋に関わる上下水道本管布設替え工事については順調に進んでおります。また、北城南部地区の圃場整備に関わる農道に水道本管を新設する工事も予定どおり進めており、この工事が完成しますと災害の際、白馬村の重要給水拠点への基幹管路の耐震化と適正水圧が確保されることとなります。

教育委員会部局、最初に教育課関係では、夏のスクールバス運行は2学期が始まる8月18日から運行を予定をしていましたが、夏休み中に新型コロナウイルスに感染した児童がいたことや、県の感染警戒レベルが5に引き上げられたことなどから運行を延期をしています。感染警戒レベルが下がった段階で児童への感染状況などを見ながら、運行を始めていく予定でいます。

新型コロナウイルス感染症の児童生徒への感染状況ですが、8月から9月5日までに11名の児

童生徒が感染しております。いずれもご家族が感染されていますので、家庭内感染ではないかと推測をするところです。学校においても、感染リスクの高い授業を行わないことや部活動の休止、行事の見直しなどを行っております。

子育て支援課関係では、新型コロナウイルス感染症に関わる国の給付金事業であります低所得の子育て世代に対する子育て世帯生活支援特別給付金、独り親以外児童1人当たり5万円の給付が始まり、8月20日現在で児童数157人、785万円を給付しております。この事業は、令和3年度住民税均等割が非課税の方で、来年2月末までに生まれた子供がいる方や、令和3年1月1日以降収入が急変し、住民税非課税相当になった方も対象となるため引き続き周知をまいります。また、今年度、子育て支援の情報を見やすくするため、ホームページに子育て支援特設サイトのページを追加いたしました。より親しみやすく見やすいページとなっておりますので、常に最新の情報の掲載に心がけ、子育てしやすい環境づくりに力を入れてまいります。

生涯学習スポーツ課関係では、スポーツ振興に係る事業については、8月前半まではコロナウイルス感染症対策を講じて、白馬村スポーツ祭をはじめとし各種スポーツ大会を開催することができ、生涯学習に関わる事業については長野国際音楽祭と東京オリンピック、パラリンピックの関連事業である信州の伝統芸能フェスティバルを、8月初旬に開催することができました。また、8月12日には、東京パラリンピック聖火の採火フェスティバルを青鬼において開催いたしました。

8月の15日に開催を予定しておりました白馬村成人式につきましては、帰省して式に出席する参加者も多く見込まれたため、残念ではありましたが感染拡大防止の観点から再度延期することを決定をし、来年3月20日に開催する予定とさせていただきました。

その他の行事につきましては、全国において緊急事態宣言が発出をされた県が増えたため、各種行事を中止、または延期をするという残念な結果となりましたが、今後の感染の状況を見据えて対応してまいります。

図書館等複合施設に関する事業につきましては、複合施設のあるべき姿、そこで実現したいこと等を再度整理した上、基本計画の見直しを進める予定としております。

決算関係についてですが、まず一般会計の決算の状況を申し上げますと、決算規模は歳入76億3,900万円、歳出75億2,400万円、どちらも前年度と比べますと11億円から12億円ほど増額になりました。新型コロナウイルス感染症対策のため、歳入、歳出とも75億円を超えた大きな決算規模となっております。

歳入の面では、国庫支出金が新型コロナウイルス感染症対策事業により前年度比200%と大幅に増えており、寄附金もふるさと白馬村を応援する寄附金が新規ポータルサイトの開設などにより、3億9,700万円まで増えました。

地方債は、新規発行債の元金償還額以下としたため前年度比1億4,600万円の減となり、年度末地方債現在高も前年度と比較して久しぶりに減額となっております。

歳出の面では、引き続き事務事業の見直し、歳出削減に努めているわけですが、新型コロナウイルス感染症対策により、補助費として特別定額給付金や地域支え合いプラスワン消費促進事業補助金などにより、前年度比9億1,600万円の大幅な増となりました。また、令和元年度に引き続き財政調整基金は取崩しをせず、昨年度の余剰金処分の6,500万円と今年度の歳出から1億3,000万円ほど積立てたことによって、年度末基金残高は8億7,700万円となり、過去20年では最高額となっております。また、義務教育施設整備基金も4,000万円ですが、久しぶりに積立てを行ないました。

特別会計等の決算状況ですが、国民健康保険事業勘定特別会計は、歳入総額は9億7,725万594円、歳出総額は9億5,478万6,707円で、実質収支額は2,246万3,887円となりました。地方財政法第233条の2の規定により、924万1,000円を国民健康保険財政調整基金に繰り入れたため、令和3年度への繰越金は1,322万円余りが翌年度への繰越しとなりました。なお、国民健康保険財政調整基金は921万4,000円を取り崩しましたが、924万1,000円を積立てて基金利子と合わせ年度末基金残高は1億8,256万円余となりました。

後期高齢者医療特別会計の歳入総額は1億169万6,675円で、歳出総額は1億127万5,181円で、実質収支額は42万1,494円となりました。

農業集落排水事業特別会計の歳入総額は413万1,007円、歳出総額は412万58円で、歳入歳出差引額は1万949円となりました。

水道事業会計における収益的収入は3億1,243万4,984円で、収益的支出は2億5,175万9,819円です。資本的収入は4,567万8,544円で、資本的支出は1億3,726万4,881円であります。不足する9,158万6,337円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額または過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

下水道会計における収益的収入は5億2,330万7,060円で、収益的支出は5億1,514万975円です。資本的収入は3億7,730万4,193円で、資本的支出は5億843万7,132円です。不足をする1億3,113万2,939円は過年度分損益勘定留保資金及び現年分損益勘定留保資金で補填をしております。

本定例会に提出をします案件は、報告1件、議案6件、決算認定6件であります。議案等につきましては、担当課長等に提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。本定例会の開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

議長（太田伸子君） これより承認案件の審議に入ります。なお本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べるできないと定められておりますので申し添えます。

お諮りいたします。日程第5 承認第10号は承認案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたしま

す。この採決は挙手によって行ないます。

日程第5 承認第10号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、承認第10号について、委員会付託を省略する件は可決されました。

したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

△日程第5 承認第10号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第5 承認第10号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 承認第10号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、ご説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、白馬村手数料条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年8月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるところでございます。

最終ページの新旧対照表を御覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知カードの再発行手数料と個人番号カードの再発行手数料の規定を削除したものであります。

個人番号の通知カードは住民の個人番号、いわゆるマイナンバーを通知するものですが、法律の一部改正により通知カードが廃止されたことにより、再発行もできなくなりましたので、個人番号の通知カードの再発行手数料の規定を削除したものです。

個人番号カードについてはマイナンバー、住民基本台帳ネットワークなどに関する事務や地方公共団体の情報システムに関する事務等を取り扱う組織として、地方公共団体情報システム機構が設立されていますが、この地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行主体であることが明確化されるとともに、個人番号カードの発行手数料を徴収することとなり、その徴収事務は市町村長に委任することとなったため、個人番号カードの再発行手数料の規定を削除したものです。

1ページお戻りいただきまして、改め文を御覧ください。附則として、この条例は令和3年9月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。承認第10号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、承認第10号は報告のとおり承認されました。

次に、議案の審議に入ります。

△日程第6 議案第24号 白馬村企業版ふるさと納税基金条例の制定について

議長(太田伸子君) 日程第6 議案第24号 白馬村企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) 議案第24号 白馬村企業版ふるさと納税基金条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例制定の経過について、ご説明をまず最初にさせていただきます。

令和2年度の税制改正において、企業版ふるさと納税制度の拡充、延長といった措置が講じられ、これにより、これまで具体的な事業ごとに地域再生計画の認定を受ける必要がありましたが、税制改正後において、白馬村は第5次総合計画後期計画と統合いたしました、地方版総合戦略に記載されている事業について、一括して認定を受けることが可能となりました。

そこで、この制度にのっとり、今回、新たに一括して地域再生計画の申請を行ない、8月20日付で第61回地域再生計画として内閣府の認定を受けました。この地域再生計画に伴い関係条例の制定が必要となり、白馬村企業版ふるさと納税基金条例を制定するものでございます。

それでは、議案書の制定文を御覧ください。

条例の概要であります。第1条は設置で、地方創生事業の推進を図るため、企業版ふるさと納税基金を設置するものでございます。第2条は積み立てる額を定めております。第3条から第5条では基金の管理、運用益金の処理及び処分について規定しております。第6条では、委任ということで運用に関し必要な事項は別に定めるものとし、附則で条例の施行日は公布の日としております。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第7 議案第25号 令和2年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議長（太田伸子君） 日程第7 議案第25号 令和2年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長（関口久人君） 議案第25号 令和2年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明いたします。

令和2年度の未処分利益剰余金は、元年度からの繰越利益剰余金に当年度純利益を合わせた6,035万3,375円となっております。令和2年度未処分利益剰余金のうち5,000万円を建設改良積立金に積み立て、残額の1,035万3,375円は、翌年度への繰越利益剰余金として処分しようとするもので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第26号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第3号）

議長（太田伸子君） 日程第8 議案第26号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第26号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,518万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億9,704万5,000円とするものであります。

8ページ、歳入明細を御覧ください。

主なものについてご説明をさせていただきます。

9款1項1目減収補てん特例交付金は交付額の決定により、226万4,000円増額するものです。

10款1項1目地方交付税も交付額の決定により、普通交付税を902万9,000円増額するものです。

9ページを御覧ください。

14款1項2目衛生費国庫負担金3,716万4,000円の増額は、2項2目新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫支出金を新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金から負担金へ

科目更生したことに加えて、休日接種などによる経費増額によるものです。

2項5目教育費国庫補助金122万5,000円の増額は、GIGAスクールサポーターを配置するための公立学校情報機器整備費補助金96万8,000円などによるものです。

15款2項2目民生費県補助金64万円の増額は、新型コロナウイルス感染症による低所得のひとり親世帯に対し、生活支援を行なう観点から給付金を支給するための事務費となる子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金によるものです。

10ページを御覧ください。

3項1目総務費県委託金202万8,000円の増額は、4月25日に執行されました参議院議員補欠選挙委託金の額の決定から195万5,000円の増額などによるものです。

11ページを御覧ください。

17款1項1目一般寄附金1,500万円の増額は、前年比135%の伸びによる、ふるさと白馬村を応援する寄附金の増額によるものです。

18款繰入金120万3,000円の増額は、スノーハープの施設修繕や宿泊産業イノベーション実践事業などに充当するための、ふるさと白馬村を応援する基金繰入金の増額によるものです。

19款繰越金1,789万7,000円の増額は、令和2年度決算額の確定によるものです。

20款4項2目農林水産業費受託事業収入98万2,000円の増額は、農業委員会事務として新たに雇用する会計年度任用職員の報酬に充てるための農地中間管理事業受託金の増額によるものです。

12ページを御覧ください。

5項1目雑入1,968万9,000円の増額は、山岳観光施設などの風害、雪害や落雷の被害に充てるための損害保険料633万円、北アルプス広域連合過年度還付金869万4,000円、白馬山麓事務組合への職員派遣による人件費に対する白馬山麓事務組合負担金466万5,000円の増額によるものです。

21款1項村債の1目臨時財政対策債4,903万9,000円の減額は発行額の決定によるもの。

10目災害復旧費130万円の増額は、8月中旬の豪雨によるスノーハープAコース崩落復旧のため、その他施設災害復旧事業債の発行によるものです。

13ページ、歳出明細を御覧ください。

全般的に一般職給料、職員手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金は、4月の人事異動に伴う人件費の組替えによるものです。

また、正職員の配置に伴い、フルタイム、パートタイムの雇用形態の変更などにより、会計年度任用職員の人件費に関しましても組替えを行なっております。人件費の組替えにつきましては、説明を割愛させていただき、それ以外の主な事業について説明をさせていただきます。

2款1項1目一般管理事業1,084万8,000円の増額は、定年延長に伴う例規整備の法制支

援業務委託料82万5,000円などの増額によるものです。

2目財産管理事業60万7,000円の増額は、建物共済基準額の見直しから建物災害共済保険料の増額によるものです。

13ページから14ページにかけまして、6目ふるさと納税事業913万1,000円の増額は、歳入でもご説明いたしましたふるさと白馬村を応援する寄附金の増額に伴い返礼業務委託料など所要の経費を増額するものです。

15ページ、2款2項2目賦課徴収事業62万7,000円の増額は、今年度新たに開始をいたしましたコンビニ収納に係る手数料が、当初想定した件数より大幅に増えたため、口座振替手数料等の増額によるものです。

おめくりをいただき、16ページから17ページにかけまして、4項4目村議会議員選挙事業329万9,000円の減額は精算による減額です。

5目参議院議員補欠選挙事業196万2,000円の増額も4月25日に同日執行いたしました参議院議員補欠選挙の事業精算による委託金の増額に併わせ、所要の経費を増額したものです。

18ページ、7項2目スノーハープ維持管理事業63万3,000円の増額は、施設内の集水ますの腐食により、水路及び地盤の沈下が発生したことによる修繕費の増額によるものです。

おめくりいただき、20ページを御覧ください。

3款2項1目子育て世帯生活支援特別給付金事業64万円の増額は、歳入でも説明をいたしました新型コロナウイルス感染症による低所得のひとり親世帯に対し、生活支援を行なう観点から給付金を支給するための事務費です。特定財源となる県支出金が10分の10交付されます。

おめくりいただき、22ページから23ページを御覧ください。

4款1項2目保健予防事業2,290万5,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業で休日接種実施やワクチン接種対象年齢が12歳まで拡大したことなどから、所要経費の増額によるものです。特定財源となる国庫支出金が10分の10交付されます。

2項1目塵芥処理事業683万3,000円の減額は、清掃センター解体工事などの入札差金により、ごみ処理広域化推進費など、北アルプス広域連合負担金の減額によるものです。

2目し尿処理事業117万8,000円の減額は、白馬山麓事務組合の前年度繰越金の額確定などから、白馬山麓事務組合負担金の減額によるものです。

24ページ、5款1項1目農業委員会補助事業102万5,000円の増額は、パートタイム会計年度任用職員の雇用から会計年度任用職員報酬98万2,000円の増額などによるものです。

3目農業振興事業85万7,000円の増額は、飯田交流センターの屋根が雪害で損傷したため、修繕費の増額によるものです。

24ページから25ページにかけまして、2項1目森林整備事業63万3,000円の増額は、下草刈りや簡単な間伐作業のための森林づくり推進支援事業委託料の増額によるものです。有害鳥獣

被害対策事業51万6,000円の増額は、サル生息状況調査のための有害鳥獣被害防止対策事業負担金の増額などによるものです。

おめくりをいただき、26ページ、6款1項2目山岳観光施設維持補修事業724万8,000円の増額は、風害による八方池山荘の修繕と、雪害、落雷による天狗山荘の修繕費177万6,000円の増額、天狗山荘修繕のための資材運搬業務に係る施設維持管理委託料413万6,000円の増額などによるものです。

27ページ、7款2項2目道路維持補修事業90万円の増額は、強風や梅雨の長雨により倒木が多数発生したため、倒木処理に係る道路等維持作業委託料の増額によるものです。

おめくりをいただき、29ページを御覧ください。

9款1項2目学校環境整備事業48万1,000円の増額は、白馬北小グラウンド北の桜が雪の重みで折れており、その枝打ち作業などに係る修繕費73万2,000円の増額などによるものです。

少し飛びまして、32ページを御覧ください。

4項3目図書館事業14万4,000円の増額は、引き続き図書館等複合施設の検討をするため、図書館等複合施設検討委員謝礼12万6,000円の増額などによるものです。

おめくりいただき、34ページを御覧ください。

10款3項2目観光レクリエーション施設災害復旧事業137万5,000円の増額は、歳入でも説明をいたしました、8月中旬の豪雨によるスノーハープAコース崩落復旧のための工事請負費によるものです。

34ページから35ページにかけて、12款1項3目ふるさと納税基金事業1,341万5,000円の増額は、ふるさと白馬村を応援する寄附金の増額に基づきまして積立金を増額するものです。

お戻りいただき、5ページを御覧ください。

第2表地方債補正につきましては、今回の補正に伴い、スノーハープの復旧事業として、その他施設災害復旧事業の限度額を追加し、臨時財政対策債の限度額を変更しております。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第9 議案第27号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)

議長(太田伸子君) 日程第9 議案第27号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田住民課長。

住民課長(太田洋一君) 議案第27号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ591万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億5,980万1,000円とするものです。

5ページの歳入明細をお開きください。

3款1項1目保険給付費等交付金9万9,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症傷病手当金について、特別調整交付金について交付予定のため計上するものです。

5款2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金77万円の増額は、令和2年度からの繰越額の確定により、繰越金の予算額に対し、不足額を増額するものと財源の組替えを行なうものです。

6款繰越金77万8,000円の減額は、繰越額が確定したことにより減額するものです。

7款3項5目雑入582万円の増額は、令和2年度に国民健康保険団体連合会へ支払った保険給付費審査支払手数料の精算により、582万813円が同連合会から還付されたことによるものです。

6ページの歳出明細を御覧ください。

1款1項1目一般管理費は、人事異動による増額と不用額を減額するものです。

2款8項1目傷病手当金10万円の増額は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金として、令和3年度支給が確定している3件分を計上するものであります。

6ページから7ページにかけての3款1項1目一般被保険者医療給付費分は、財源の組替えを行なうものです。

6款1項3目保険給付費負担金等償還金851万1,000円の増額は、歳入で補正しました還付金について、支出時の財源が長野県から交付される普通交付金であることから、還付された金額を長野県に返還するため、当初予算計上額に不足する額を増額するものであります。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第28号 令和3年度白馬村水道事業会計補正予算(第1号)

議長(太田伸子君) 日程第10 議案第28号 令和3年度白馬村水道事業会計補正予算(第1号)

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長（関口久人君） 議案第28号 令和3年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第2条として、令和3年度白馬村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の収益的収入1款水道事業収益を24万円減額し、3億1,007万9,000円とし、収益的支出1款水道事業費用を7万7,000円減額し、2億5,796万4,000円とするものです。

第3条では、当初予算第4条本文括弧書き中、収益的収入額が資本的支出に対して不足する額を9,305万3,000円に改め、収益的収入及び支出の予定額の資本的支出1款資本的支出に4万4,000円を追加し、1億6,095万円とするものです。この補正は、職員の人事異動による減額と、会計年度任用職員の共済組合負担金、社会保険料を調整したものであり、水道事業会計予算第8条に定める職員給与費を3万3,000円減額し、4,182万9,000円とするものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第29号 令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（太田伸子君） 日程第11 議案第29号 令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長（関口久人君） 議案第29号 令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第2条として、収益的収入及び支出の予定額の収益的収入1款下水道事業収益に300万円を追加し、5億1,533万3,000円とし、収益的支出1款下水道事業費用265万1,000円を追加し、5億1,498万4,000円とします。

3条として、当初予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億1,321万5,000円に改め、資本的収入の1款資本的収入に679万8,000円追加し、3億4,865万円とし、1款資本的支出に494万2,000円追加し、4億6,186万5,000円とするものです。この補正につきましても、4月の人事異動により職員の組替えによるもののほか、受益者負担金の猶予解除による増額、反田橋や白馬駅前無電柱化等の工事に係る物件移転補償費、補償工事に係る設計委託料及び工事費の増額となります。

当初予算第8条に定めました職員給与費は、人事異動により365万9,000円を減額するもの

です。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号を除く議案第24号から議案第29号までは、お手元に配付いたしました令和3年第3回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号を除く議案第24号から議案第29号までは、常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これより、認定案件の審議に入ります。

△日程第12 認定第1号 令和2年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第13 認定第2号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第14 認定第3号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第15 認定第4号 令和2年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第16 認定第5号 令和2年度白馬村水道事業会計決算認定について

△日程第17 認定第6号 令和2年度白馬村下水道事業会計決算認定について

議長（太田伸子君） お諮りいたします。日程第12 認定第1号から日程第17 認定第6号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までは一括議題とすることに決定いたしました。

最初に、日程第12 認定第1号 令和2年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。初めに、吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 認定第1号 令和2年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定につきましてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して議会の認定に付する

ものでございます。私からは歳入全般と議会、監査、総務課所管の歳出につきまして、その概要を説明し、その他の歳出につきましては、担当課等の長が、順次、説明をまいります。

それでは、令和2年度歳入歳出決算書92ページを御覧ください。

歳入総額が76億3,856万3,757円、歳出総額が75億2,414万1,738円で、歳入歳出差引額は1億1,442万2,019円、繰越明許費繰越額1,852万5,000円、実質収支額は9,589万7,019円、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金は4,800万円であります。

5ページを御覧ください。

まず、歳入であります。村税は14億8,515万7,281円で、内訳は村民税が4億5,638万8,076円、固定資産税が9億648万3,279円、軽自動車税が3,604万3,700円、村たばこ税が6,026万5,176円、入湯税が2,597万7,050円です。

6ページ、地方譲与税が7,372万5,000円。

7ページ、地方消費税交付金が2億2,398万7,000円。

7ページ下の地方交付税が20億3,586万4,000円です。

8ページ、分担金及び負担金は1億2,572万5,645円で、主なものは、ページ下の土地改良事業受益者負担金3,750万円、9ページに移りまして、学校給食費負担金3,188万円余り、新型コロナウイルス感染症対策のためのプレミアム付商品券事業負担金3,037万円余りです。

使用料及び手数料は、4,647万4,804円です。使用料の主なものは、ジャンプ競技場リフト使用料1,234万円余り、ケーブルテレビ白馬IRU契約利用料640万円余り、土木施設の公有財産占用料689万円余りです。

10ページを御覧ください。

手数料の主なものは、衛生費の雑排水汲取手数料等296万円余りです。

国庫支出金は16億7,035万8,717円で、国庫負担金の主なものは、児童手当負担金8,375万9,665円、身体障害者福祉費負担金6,744万2,000円、11ページに移りまして、繰り越しました公共土木施設災害復旧負担金2,172万2,822円です。

国庫補助金の主なものは、子ども・子育て支援交付金1,757万円余り、子育てのための施設等利用給付交付金1,424万円余り、新型コロナウイルス感染症対策のための子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金1,156万円余り、12ページに移りまして、保険衛生費関係の新型コロナワクチン接種体制整備補助金1,491万円、社会資本整備総合交付金3,860万円余り、繰越分も合わせた防災安全交付金が2,040万円余り、道路メンテナンス事業補助金3,100万円、13ページに移りまして、中学校費関係の情報通信ネットワーク整備に係る学校施設環境改善補助金2,262万円余り、観光費関係の地方創生推進交付金7,931万円余り、総務

費関係の新型コロナウイルス感染症対策のための特別定額給付金給付事業費事務費補助金8億6,952万円余り、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億9,308万円余りです。

14ページを御覧ください。

国庫委託金の主なものは、ナショナルトレーニングセンター委託金2,572万円余りです。

県支出金は、3億9,518万2,252円です。

県負担金の主なものは、児童手当負担金1,887万3,498円、国民健康保険と後期高齢者医療保険の保険基盤安定負担金5,701万6,611円、身体障害者福祉費負担金3,251万7,064円です。

15ページを御覧ください。

県補助金の主なものは、障害者医療給付事業補助金736万円余り、児童福祉関係の子ども・子育て支援事業交付金1,328万円余り、子育てのための施設等利用給付交付金712万円余り、16ページに移りまして、農業費の中山間地域等直接支払事業交付金657万円余り、青年就農給付金補助金600万円、多面的機能支払交付金2,418万円余り、繰り越しました経営体育成交付金677万円余り、17ページに移りまして、土木費関係、県単河畔林整備事業補助金540万円、観光費関係、地域発元気づくり事業補助金589万円余り、新型コロナウイルス感染症対策のための商工費県補助金7,450万円余りです。

県委託金の主なものは、ジャンプ競技場管理委託金5,634万円余り、県民税徴収委託金1,754万円余りです。

18ページを御覧ください。

財産収入は1,287万7,716円です。主なものは、土地建物貸付収入939万2,876円です。

19ページを御覧ください。

寄附金は4億2,285万4,212円です。主なものは、ふるさと白馬村を応援する寄附金3億9,696万円余り、一般寄附金2,100万円であります。

繰入金は2億8,442万円で、令和元年度に引き続き令和2年度も財政調整基金繰入金はありません。主なものは、繰越しを含むふるさと白馬村を応援する基金繰入金2億8,182万円です。

20ページを御覧ください。

繰越金は、明許繰越事業分を含み9,187万2,418円です。

諸収入は1億6,344万6,712円です。主なものは、貸付金関係の白馬村商工振興資金預託金回収金2,000万円、21ページに移りまして、雑入については、ページ下、介護保険地域支援事業受託金3,675万円余り、22ページに移りまして、B&G財団助成金3,000万円、二酸

化炭素排出抑制対策補助金等603万円余りです。

村債は5億8,115万2,000円です。主なものは、臨時財政対策債1億4,085万2,000円、23ページに移りまして、庁舎屋根改修工事に伴う一般単独事業債1,520万円、ほ場整備事業に伴う公共事業等債1,350万円、落倉木道改修事業に伴う辺地対策事業債1,250万円、道路新設改良事業等に伴う土木債1億4,070万円、新防災情報配信システム事業に伴う緊急防災減災事業債1億3,630万円、B&G体育館改修に伴う一般単独事業債3,780万円、24ページに移りまして、白馬リサイクルセンター整備に伴う一般廃棄物処理事業債4,500万円、減収補填債2,270万円、繰り越しました村道災害復旧に係る公共土木施設災害復旧事業債1,080万円です。

次に、25ページからの歳出であります。議会費7,351万6,777円は、議員12名の報酬、手当、一般職員2名及び会計年度任用職員1名等の人件費が主なものです。

総務費は19億3,733万404円です。総務管理費の一般管理費2億6,671万4,560円の主なものは、26ページから27ページにかけまして、特別職2名、一般職14名及び会計年度任用職員6名等の人件費、役務費の通信運搬費等1,188万円余りです。

28ページから29ページにかけまして、財産管理費5,840万2,118円の主なものは、会計年度任用職員2名の人件費、役務費の建物災害共済保険料517万円余り、工事請負費の多目的集会施設の屋根など庁舎改修工事費2,419万円余りです。

交通安全対策費48万円は、白馬村交通安全協会への補助金、30ページ、防犯対策費40万円は白馬村防犯協会への補助金です。

姉妹都市提携費1万6,200円は、静岡県河津町との交流経費です。

企画費12億6,938万501円の主な内容についてですが、白馬高校支援事業以外の、総務費が所管する主な事業についてご説明をいたします。移住・交流集落支援事業で、会計年度任用職員3名の人件費755万円余り、31ページに移りまして、役務費、ふるさと納税事業のクレジット決済手数料等721万円余り、返礼品送料等1,443万円余り、委託料の返礼業務委託料1億7,746万円余り、ケーブルテレビ白馬の電柱添架使用料674万円余り、32ページに移りまして、備品購入費として、テレワーク用パソコン等購入費577万円余り、ページ下の新型コロナウイルス感染症対策のための特別定額給付金8億6,320万円です。

33ページを御覧ください。

電算業務費3,259万6,534円の主な内容は、電算総合行政システム業務委託料1,406万円余り、庁内システム広域設置負担金1,050万円余りです。

34ページを御覧ください。

環境政策費719万8,487円の主な内容は、二酸化炭素排出抑制対策事業委託料500万円です。

少し飛びまして、37ページを御覧ください。

選挙費18万6,504円の主な内容は、選挙管理委員報酬10万円余りです。

統計調査費424万3,567円の主な内容は、国勢調査などの統計調査員報酬275万円余りです。

38ページを御覧ください。

監査委員費50万4,373円の主な内容は、監査委員報酬49万円余りです。

飛びまして、75ページを御覧ください。

消防費は3億5,177万8,162円です。

非常備消防費2,283万1,608円の主な内容は、消防団員報酬754万円余り、消防団退職報奨金537万円余りです。

75ページから76ページにかけては、広域常備消防費1億4,695万8,200円は、北アールプス広域連合などへの負担金です。

消防施設費580万1,000円の主な内容は、消火栓設置工事費282万円余りです。

防災費1億7,618万7,354円の主な内容は、新防災情報配信システム工事請負費等1億7,448万円余りです。

飛びまして、90ページを御覧ください。

公債費6億3,809万4,560円は、長期債の元金と利子、一時借入金の利子です。

諸支出金4億376万578円の主な内容は、財政調整基金積立金1億3,000万円、91ページに移りまして、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金2億6,066万円余り、白馬村地域情報化施設基金積立金642万円余りです。

93ページを御覧ください。

財産に関する調書がありますが、令和2年度中の増減は、土地につきましてははしろうま保育園駐車場用地購入などで2,180.97平米増加し、建物については増減がございません。

94ページを御覧ください。

物品に関する調書も令和2年度中の増減はありません。

基金に関する調書がありますが、令和2年度末基金の現在高は、財政調整基金が8億7,704万円余り、減債基金が2億1,738万円余り、福祉基金が1億1,839万円余り、ふるさと白馬村を応援する基金は総額5億1,220万円余りで、計19億831万7,645円となっております。

私からは以上となります。

議長（太田伸子君） 続きまして、長澤会計室長。

会計管理者会計室長（長澤秀美君） それでは、会計室関係についてご説明をいたします。

決算書33ページを御覧ください。

7目会計管理費、支出済額は308万5,228円です。支出済額の主な内容につきましては、役

務費108万6,470円は主に窓口収納業務手数料でございます。負担金80万円は、大北農協役場出張所の負担金となっております。

会計室関係は以上になります。

議長（太田伸子君） 続きまして、田中税務課長。

税務課長（田中克俊君） それでは、税務課関係につきましてご説明をいたします。

決算書は34ページをお願いします。

34ページ下段から35ページ上段にかけて、2項徴税费1目税務総務費、支出済額5,663万4,233円は、職員9名と会計年度任用職員2名の人件費が主な内容でございます。

35ページの下段、2目賦課徴収費4,119万673円の主な内容は、1節報酬187万円余りは外国人対応と確定申告における会計年度任用職員への報酬でございます。

12節委託料2,761万円余りのうち、備考欄、賦課収納業務電算委託料1,540万円余りは、村税の賦課徴収や滞納整理システムの保守、コンビニ収納、スマホ決済導入に関する委託料でございます。地番図更新等作成委託料481万円余りは、航空写真等を活用しました地図情報システムの更新に係る委託料、土地評価替え業務委託料313万円余りは、令和3年度固定資産評価替えのための委託料、1ページおめくりいただきまして、36ページ、外国人データベースシステム委託料293万円余りは、不動産情報のデータベース構築と多文化共生ホームページ制作に関する委託料が主な内容であります。

22節償還金利子及び割引料635万円余りは、税法上の規定によります修正申告、確定申告、税額更正による還付金が主な内容でございます。

税務課関係の説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 続きまして、太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 住民課関係についてご説明いたします。

決算書36ページを御覧ください。

2款総務費3項1目戸籍住民台帳費2,866万5,424円は、職員人件費のほか、主に12節委託料、住民基本台帳、戸籍に関する電算委託料、18節負担金補助及び交付金、37ページの番号カード関連事務交付金406万円が主なものです。

46ページを御覧ください。

6目住民総務費2億2,118万2,781円は、職員の人件費のほか、主なものは47ページを御覧ください。18節負担金補助及び交付金の後期高齢者医療に係る負担金として、療養給付費負担金と広域連合負担金が主なものです。27節繰出金として、国民健康保険事業勘定特別会計繰出金1億447万円余り、後期高齢者医療特別会計繰出金2,356万円余りです。

7目福祉医療費3,719万7,645円は、48ページになりますが、19節扶助費として18歳以下の子供、母子等、障がい者、それぞれの医療給付費が主な支出でございます。

次に、52ページを御覧ください。

3項1目年金総務費403万19円は、職員人件費のほか、22節償還金利子及び割引料で、令和元年度分の国庫委託料の確定による過年度交付金返還金が主なものです。

4款衛生費1項1目環境衛生費4,912万7,045円のうち、住民課で執行しました金額は、合併処理浄化槽整備事業補助金を除く3,643万1,045円で、職員人件費のほかに主なものは、53ページ、10節需用費の光熱水費は、公衆トイレ16施設の上下水道使用料金及び電気料、18節負担金補助及び交付金の北アルプス広域連合で運営しております火葬場の運営に係る北アルプス広域連合負担金373万円です。

次に、56ページを御覧ください。

2項1目塵芥処理費2億669万127円で、主なものは、11節役務費、一般廃棄物処理手数料、最終処分費分753万円余りは、焼却処理で発生した焼却灰及び白馬村から搬出されたガラス、陶器くずを埋立処分した費用です。12節委託料塵芥処理委託料3,991万円余りは、ごみの収集運搬に要した費用です。57ページ、13節使用料及び交付金530万円余りは、清掃センター、白馬リサイクルセンター等の敷地として使用している土地の賃借料です。18節負担金補助及び交付金のごみ処理広域化に伴う北アルプス広域連合負担金1億3,578万円余りで、白馬リサイクルセンター建設に係る費用等により、前年度より7,600万円余りの増となっております。清掃センター運営費等に係る白馬山麓事務組合負担金764万円余り、ごみ集積場設置補助金は4か所の集積場の更新と、小規模ステーション1か所の新設に対する補助金624万円余りが主なものです。

2目し尿処理費8,298万5,000円は、し尿処理の運営管理に係る費用として、白馬山麓事務組合への負担金です。

住民課関係は以上です。

議長（太田伸子君） 続きまして、関口上下水道課長。

上下水道課長（関口久人君） 上下水道関係についてご説明いたします。

決算書53ページを御覧ください。

4款衛生費関係でございますけれども、1項1目環境衛生費の合併処理浄化槽整備事業でございます。18節負担金補助及び交付金の備考欄、下から2行目、合併浄化槽整備事業補助金として1,269万6,000円を支出し、令和2年度では35基に対し補助を行ないました。

上下水道課関係は以上です。

議長（太田伸子君） 続きまして、松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） それでは、健康福祉課関係の決算につきましてご説明を申し上げます。

決算書40ページをお開きください。

3款民生費1項1目社会福祉総務費は5,679万9,016円の決算額で、主なものは職員人件費4名分と、18節負担金補助及び交付金2,297万6,000円余りは、社会福祉協議会への運

営補助金などでございます。

続きまして、2目老人福祉費は4,702万9,850円で、主な支出につきましては、12節委託料で、乗合タクシーの運行委託料が1,039万3,000円余り、次ページをお願いいたします。白馬メディアへの配食サービス事業委託料が348万3,000円余り、そのほか19節扶助費の老人福祉施設扶助費2,030万円余りがございます。

続きまして、3目障害福祉費は1億4,428万2,169円で、こちらは、19節の扶助費1億3,400万円余りが主な支出でございます。

内訳ですが、次ページ、自立支援給付費で1億665万1,000円余り、児童福祉給付費の1,926万6,000円余りなどでございます。

続きまして、4目社会福祉施設費は1,318万6,461円の決算額で、主な支出としましては、保健福祉ふれあいセンターに係る維持管理費のほか、45ページ、18節の鹿島荘運営等の北アルプス広域連合への負担金548万6,000円でございます。

続きまして、5目介護保険費の決算額につきましては2億221万5,431円で、主な内容ですが、嘱託職員3名、正規職員1名に係る人件費に加え、次ページです、12節介護予防日常生活支援総合事業等委託料の729万3,000円余り、18節介護保険運営に対する北アルプス広域連合への負担金1億5,949万1,000円で、自主検査費用補助金247万9,000円余りは、今年1月にですね当村の感染警戒レベルが5に引き上げられたときに介護施設等の職員のPCR検査実施費用としまして県からの間接補助を受けまして補助したものでございます。

少し飛びまして、54ページをお開きください。

4款衛生費1項2目保健予防費は5,775万481円で、主な支出内容は、保健師、管理栄養士の人件費のほか、12節委託料の特定健診、がん検診に係る健診等委託料が2,286万9,000円余り、17節備品購入費の1,010万2,000円余りは、新型コロナワクチン接種体制整備事業備品購入費で、ワクチン保管庫の蓄電池等のほか、集団接種会場の机、椅子などの備品購入に充ててございます。

最後、55ページを御覧ください。

3目医療対策費の決算額は838万2,716円です。18節の病院郡輪番制事業負担金としまして、北アルプス広域連合への負担金597万円、スキー傷害診療負担金200万円が主な支出内容でございます。

健康福祉課関係の説明は以上でございます。

議長（太田伸子君） 続きまして、田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 農政課関係についてご説明いたします。

57ページ中段からとなります。

5款農林業費の決算額は2億2,923万22円でございます。1項農業費1目農業委員会費は

975万3,279円の支出で、職員人件費及び農業委員会委員の報酬、会計年度任用職員の報酬等が主なものでございます。

58ページを御覧ください。

13節は農家台帳システム及び農政地図情報システム使用料92万円余り、18節は、北安曇地区農業委員会協議会の負担金等42万円が主なものとなります。

次に、農業総務費4,080万9,331円の支出で、職員人件費や、18節は大北農業振興協議会及びJA派遣職員等の負担金260万円が主なものとなります。

3目農業振興費でございまして、3,774万6,546円の支出で、会計年度任用職員の報酬のほか、59ページの10節需用費の148万円余りは、神城多目的研修集会施設等の消耗費や光熱水費、13節使用料及び賃借料の96万円余りは、公用車の借り上げ、体験実習館及び姫川源流の休息施設の用地の借り上げ料等でございまして。

18節負担金補助及び交付金の主な内容でございまして、村の重点作物の産地化推進に係る産地づくりの対策負担金100万円、中山間地域等直接支払交付金が876万円余り、農業機械補助の経営体育成支援事業補助金が677万円余り、白馬村水田農業ビジョンの実現に向けた経営所得安定対策等推進事業に係る補助金が241万円余り、北城南部地区ほ場整備の農地集積協力金592万円、特産品開発団体の支援金補助が31万円余り、新規就農者4名の支援として青年就農給付金が600万円余り。

60ページを御覧ください。認定農業者6件の農業機械等の導入補助として271万円余り、4目農地費は1億658万5,980円の支出です。

1節報酬及び2節の給料は、会計年度任用職員の人件費となります。

12節の委託料でございまして、水路の長寿命化に係る支線水利調査委託料業務184万円余り、木流用水の取水等の維持管理委託281万円余り、奈良井地籍に係る湿原保全の業務委託料118万円余りとなっております。

13節使用料及び賃借料では、村内の各頭首工の土砂上げに係る重機の借り上げ料98万円余りが主なものとなっております。

14節工事費の229万円余りは農業用施設補修に係る村単工事費で、水路の改修や畦畔の修繕等が主なものでございます。

18節負担金補助及び交付金では多面的機能支払交付金3,186万円余りで、農業の多面的機能の維持、発揮のための地域活動、共同活動等への交付金として12組織に交付しております。

61ページでございまして、田の区画拡大事業の補助金219万円余りについては、農地の耕作条件を改善するため畦畔除去や暗渠排水の設置に係る工事への負担金でございまして。

北城南部地区の県営ほ場整備事業負担金5,273万円は、事業費3億に対しての村及び受益者負担と実行委員会役員等への支出が主な内容でございまして。

27節の繰出金309万円余りは、農業集落排水事業会計の繰出金となっております。

続きまして、2項林業費1目林業振興費は、1,744万3,761円の支出でございます。1節報酬402万円余りは、鳥獣被害対策実施隊員への出動報酬でございます。10節需用費122万円余りは、ペレットストーブ用のペレットや林道修繕が主なものとなっております。

11節役務費78万円余りは、鳥獣被害対策のカメラ通信料、実施隊員への保険料等が主なものとなります。

12節委託料320万円余りは、林道管理の草刈りと、有害鳥獣対策の貸出し用電気柵の設置、県の森林税を活用した森林づくり推進支援事業、森林経営管理制度推進のための林業台帳改修システムの委託等が主なものとなります。

62ページを御覧ください。

17節備品購入費70万円余りは、野生動物監視カメラや貸出し用の電気柵が主な支出となります。

18節負担金補助及び交付金237万円余りは、ペレットストーブの2台分の購入補助、狩猟登録や免許新規取得等の補助金、間伐のかさ上げや個人電気柵への補助金92万円余り、森林経営管理制度推進のための北アルプス連携事業費への負担金が主なものとなります。

22節償還金利子及び割引料の森林整備事業の補助金返還金の33万円余りは、森林整備に係る補助金の不正受給に絡む補助金のうち、施業不適正とされた支援金につきまして、事業者からの返還を受けて同額を県に返還したものであります。

24節積立金の406万円余りは、森林環境譲与税の積立金となっております。

続きまして、3項の地籍調査費1目地籍調査事業は1,689万1,121円でございます。人件費、会計年度任用職員の報酬、63ページの12節の委託料334万円余りは数値測量業務八方地区の調査が主な支出となっております。

農政課関係は以上でございます。

議長（太田伸子君） 続きまして、太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） それでは、観光課関係の決算について説明いたします。

決算書は63ページからになります。

6款観光商工費の支出済額7億3,306万468円の主な内容について説明してまいります。

1項観光費1目観光総務費の支出済額は4,466万3,190円です。長野県等への派遣職員2名含む職員5名、会計年度任用職員1名分の人件費と64ページの16節公有財産購入費が主なものです。

2目観光施設整備費の支出済額は2,920万6,242円です。10節需用費のうち山岳観光施設修繕費133万円余りは、村営頂上宿舎の雪害修繕に要した費用が主なものです。

64ページから65ページにかけて、12節委託料では、山岳観光施設維持管理委託料とし

て343万円余り、平地観光施設管理等委託料として370万円余り、駅前休憩所運營業務委託料として141万円の支出となっています。

14節工事請負費では、落倉自然園木道改修工事請負費として1,228万円余りを支出しました。

18節負担金補助及び交付金のうち、山小屋等緊急支援金250万円は感染症対応事業に係る支出です。安全登山を支える公益的な機能を担っている山小屋事業者と山案内人組合に対しまして、その機能の維持と感染拡大防止対策を実施するために支出したものです。

3目観光宣伝振興費の支出済額は3億1,190万4,959円です。

66ページに移りまして、12節委託料の支出済額は3,032万8,460円です。多言語観光案内標識設置工事实設計委託料308万円、観光動向調査モバイル空間統計業務委託料715万円、宿泊産業イノベーション研修専門家派遣等委託料350万円余り、サイクリングマップ修正・更新等委託料450万円余り、ナイトシャトルバス運行委託料805万円余りが主なものです。

14節工事請負費では、JR白馬駅と八方バスターミナルに設置した多言語観光案内標識の設置工事請負費として467万円余り、姫川サイクリングロード改修工事請負費として232万円余りを支出しました。

67ページに移りまして、18節負担金補助及び交付金では白馬村観光局や広域観光団体に対する負担金、地方創生推進交付金事業に係る負担金や補助金、感染症対応の経済対策等事業負担金を支出し、支出済額は2億6,743万244円です。白馬村観光局負担金は4,050万3,607円の支出です。観光振興負担金等は1,378万円余りの支出で、大糸線ゆう浪漫委員会や北アルプス3市村観光連絡会、広域型DMOハクババレーツーリズムの負担金が主なものです。

地方創生推進交付金事業に係る負担金や補助金ですが、令和2年度は2つの交付金事業を実施しましたので、事業ごとに整理して説明してまいります。

1つ目は、白馬バレー世界に冠たる通年型マウンテンリゾートの実現に向けたグランピング等によるアクティビティ強化・魅力増強事業です。5年事業の3年目となります。備考欄では、白馬マルシェ構築運営支援負担金3,000万円とオールシーズンアクティビティプロモーション負担金9,007万円余りが該当します。

2つ目は、世界級通年型マウンテンリゾート、白馬バレーの実現に向けたドローンを活用した次世代型山岳観光創造事業です。3年事業の2年となります。備考欄では、山岳ドローン物流実用化協議会負担金2,090万円と、アウトドアアクティビティプロモーション負担金1,050万円余りが該当します。

この節の備考欄の白馬宿泊割事業負担金から3項目は、感染症対応の経済対策事業負担金です。いずれも観光クーポンの発行事業に係る負担金で、支出済額の合計は6,100万円となります。同じく備考欄の白馬・小谷新型コロナ受診支援対策協議会負担金53万円余りは、感染が疑われる旅行者の搬送体制の構築、運営事業に係る負担金です。

68ページに移りまして、4目観光安全浄化対策費の支出済額は618万6,666円です。山岳美化活動、山岳トイレの維持管理、高山植物やライチョウ保護活動に要する費用のほか、兎平浄化槽使用料が主なものです。

5目観光特産品の支出済額は241万9,828円です。

13節使用料及び賃借料の道の駅白馬の敷地の土地借り上げ料106万円余りと、14節工事請負費の道の駅白馬店内壁紙修繕工事請負費120万円余りが主な支出になります。

68ページから69ページにかけまして、6目遭難対策費の支出済額は272万9,696円で、登山相談所の開設に要する費用と山岳遭難防止対策協会の負担金が主なものです。

続きまして、2項商工費1目商工振興費の支出済額3億3,594万9,887円です。令和2年度は、経常的な商工振興事業に加えて感染症対応の事業者支援事業を実施しましたので整理して説明してまいります。

まず、商工振興事業についてです。中小企業融資制度に基づく保証料補給負担金2,434万円余りや、白馬商工会が実施する経営改善普及事業や地域総合振興事業に対する補助金、小規模事業者経営改善資金利子補給補助金、創業支援事業補助金のほか、70ページの20節貸付金にある預託金2,000万円が主なものです。

次に、感染症対応の事業者支援事業について説明してまいります。

69ページの下段からになります。

拡大防止協力企業等特別支援事業負担金6,590万円は、昨年4月24日から5月6日までの間、長野県からの休業等要請に協力した事業者に1事業者当たり30万円の協力金等を給付するための村負担金として支出したものであります。

事業継続緊急支援交付金4,794万円余りは、厳しい経営環境を強いられている事業者を緊急的に支援するために支出したものです。村内商工業者には、1事業者当たり5万円の支援金を交付しました。また、外出自粛や飲食店の休業、時間短縮営業の影響を受けたタクシー事業者には、均等割として1事業者当たり10万円、車両数割として1台当たり3万円の支援金を交付し、バス事業者には新たな事業展開を支援するための支援金として50万円を交付しました。

70ページに移りまして、地域支えあいプラスワン消費促進事業補助金9,762万円余りは、村内事業者を地域一丸となって消費を通じて応援するため、小谷村との広域事業として実施した白馬村・小谷村地域支えあいプレミアム付商品事業に係る補助金です。

中小企業融資利子補給補助金607万円余りは、中小企業の資金繰りを支援するため、対象資金の融資に係る約定利息を補助したものであります。

感染予防対策取組支援金1,428万円は、本年1月20日に白馬村の感染警戒レベルが5に引き上げられ感染症対策の強化が求められる中、事業者が取り組む感染防止対策を支援するため、1事業者当たり2万円の支援金を交付したものであります。感染拡大防止特別支援金1,996万円は、

同じく感染警戒レベルの引上げに伴い村全域で感染拡大を防止するため、県による休業・営業時間短縮協力要請指定区域外において酒類の提供を行なう飲食店が自主的に休業、または営業時間短縮を行なった場合、1店舗当たり1日につき4万円、最大56万円の支援金を交付したものであります。

最後に、24節積立金の中小企業融資利子補給基金積立金2,392万円余りは、白馬村中小企業融資利子補給基金条例に基づき、中小企業融資の利子補給に要する経費の財源に充てるため、基金に積み立てたものです。

観光課関係の説明は以上になります。

議長（太田伸子君） ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時14分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 続きまして、建設課関係、決算書33ページからお願いいたします。

一番下段の9目環境保全費です。決算額は292万5,800円で、景観計画策定支援委託料280万円余りの支出が主なものであります。

決算書、飛びまして、70ページをお願いいたします。中段の7款土木費関係です。1項1目土木総務費4,237万2,508円は、職員人件費など経常的な経費のほか、18節負担金補助及び交付金では、白馬駅前無電柱化事業に伴う県単事業負担金として664万円余りを支出しております。

70ページから71ページにかけて、2項1目道路橋梁総務費351万1,014円は、道路台帳補正委託料289万円余りの支出が主なものであります。

2目道路維持費3億3,587万4,340円は、村道の維持補修と除雪業務に要した費用であります。12節委託料のうち除雪委託料は2億5,600万円余りで、前年に比べ降雪量が増えたことから1億5,000万円ほど増額の決算となっております。

72ページをお願いいたします。14節工事請負費は、村道関連の維持補修工事費で3,824万円余り、15節原材料費は、各地区へ支給をいたしました資材費や冬期の融雪剤購入費などを合わせて1,283万円余りを支出しております。

3目道路新設改良費は2億3,386万8,886円で、12節委託料は工事に伴う設計委託料や橋梁点検委託料、合わせて2,720万円余りの支出であります。

73ページ、14節工事請負費は、補助事業、起債事業合わせて1億8,500万円余りで、橋梁修繕、道路舗装、道路災害防止対策工事などに支出をしたものでございます。

4目の交通安全施設整備費248万4,900円は、村道のセンターラインやガードレール設

置等に要した費用であります。

3項1目の河川総務費805万1,800円は、県単河畔林整備事業等の工事請負費627万円余りの支出が主なものであります。

その下、4項1目都市計画総務費813万1,700円は、74ページの立地適正化計画策定委託料800万8,000円などが主なものであります。

その下、2目都市公園費213万823円は、大出公園の維持管理に要した費用が主なものであります。

5項1目住宅管理費118万9,090円は、村営住宅の維持管理費に要した費用であります。

その下、2目の住宅費45万円は、克雪住宅普及促進事業の補助金であります。

しばらく飛びまして、決算書の90ページを御覧ください。10款の災害復旧費です。2項公共土木施設災害復旧費3,298万3,000円は、菅地区2か所の災害復旧工事と、それに伴う実施設計委託料であります。

以上で建設課関係の説明を終わります。

議長（太田伸子君） 続きまして、横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） それでは、教育課関係につきましてお願いいたします。

まず決算書は、戻りまして32ページをお開きください。2款1項6目総務費企画費18節負担金補助及び交付金9億9,837万8,063円のうち白馬山麓事務組合等負担金1億823円余りは、白馬高校支援事業に係る負担金で、負担先は白馬山麓事務組合と小谷村です。

それでは続きまして、決算書のほうは77ページをお開きください。9款教育費の教育課所管部分についてご説明いたします。1項1目教育委員会費127万2,400円は、教育委員4名の報酬や関係団体への負担金です。

2目事務局費1億6,635万5,414円の主な内容です。77ページは、教育長と教育課に関する職員の人件費、また、教育委員会事務局職員全員分の退職手当組合負担金です。

78ページ、13節の使用料及び賃借料のうち校務システム使用料142万円余りは、児童生徒の指導要録や、成績出席管理などを行なうシステムを令和2年度から導入しており、その使用料です。

学校の中規模修繕と高額備品の購入は事務局費で支出しておりまして、14節工事請負費3,327万円余りは、小中学校の校内ネットワーク整備に要した工事費が主なものです。これはGIGAスクール構想に伴う1人1台端末整備に合わせて学校のインターネット環境を整備したものです。

17節備品購入費2,784万円余りは、同じくGIGAスクール構想に伴い、小学校の個人用端末を整備したもので、これにより小学生の1人1台の端末が整備されました。

79ページ、24節の積立金4,000万円余りは、将来の義務教育施設整備のために積立てを行

なったものです。

2項1目小学校費、学校管理費2,391万5,816円は、南北小学校の維持管理に伴う経常的な経費です。新型コロナウイルス感染症対策用品をスムーズに調達するために、国の補助事業を活用して消耗品や備品を購入しています。国庫補助金のほかに地方創生臨時交付金を充当いたしました。

2目教育振興費7,037万5,548円は、小学校の運営に係る経費です。2節給与、3節職員手当等は村費の学校講師人件費となります。

80ページ、10節需用費、消耗品費931万円余りですが、学習指導要領の改訂に伴い、両小学校に指導書360万円余りを購入したことにより、前年より支出額が増額しています。

12節委託料1,814万円余りは、通常経費に加えて、令和2年度はスクールバス運行事業1,409万円余りを実施したために、前年より大きく増加しています。

81ページ、3項1目中学校費、学校管理費986万9,083円は、中学校の維持管理に伴う経費です。消耗品と備品については、小学校と同様に新型コロナウイルス関連の国庫補助事業を活用して必要なものを整備しています。

82ページ、2目教育振興費4,766万3,471円は、中学校の運営に係る経費です。2節給料、3節職員手当は村費の学校講師の人件費でありまして、その他、経常的な経費は、おおむね前年度並みの支出です。

83ページ、13節使用料及び賃借料、情報教育環境整備事業リース料1,485万円余りは、中学校のタブレットリース料等です。平成27年度事業のリース物件を令和2年度で更新したため、120万円余り増加しています。

飛びまして、88ページをお願いします。5項3目学校給食費9,054万1,361円は、給食センターの維持運営に関する経費です。1節報酬は調理員、2節給料は栄養士のものであります。

89ページ、10節需用費、消耗品費230万円余りのうち、マスクが手に入らなかった時期に給食センターで紙マスクを製作して村内学校等に配付した経費が含まれており、国庫補助金を充当しています。光熱水費736万円余りですが、電気料金の契約見直しを行ない、前年度より金額が下がりました。賄材料費3,640万円余りは給食の原材料費です。

17節備品購入費、前年度は生ごみ処理機の購入が300万円余りありましたので、大きく減少しております。

教育課の説明は、以上です。

議長（太田伸子君） 続きまして、下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） 子育て支援課関係についてご説明いたします。

決算書48ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費、支出済額2億1,489万9,211円の内容につきましては、職員3名の人件費、南小・北小放課後児童クラブ、北小放

課後子ども教室の運営費のほか、49ページになります、18節子育て世帯への臨時特別給付金995万円。こちらは国の事業として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への給付金。子育て支援金1,634万円は村単独事業として、先ほどと同様に子育て世帯への支援金となっています。

19節児童手当1億2,162万円、施設等利用給付費2,264万円余りは、幼児教育・保育無償化による幼稚園等への給付費でございます。

2目子育て支援費、支出済額2,069万6,673円で、主に子育て世代包括支援センターの運営経費でございます。保育士2名の人件費、相談員として任用しております会計年度任用職員2名の人件費のほか、50ページになります、18節北アルプス連携自立圏負担金51万円は、昨年10月から開設となりました病児・病後児保育事業の負担金でございます。

続きまして、3目保育所費、支出済額1億6,179万663円は、しろうま保育園と子育て支援ルームの運営費でございます。主な内容につきましては、正職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員の保育士及び給食調理員等の人件費でございます。

51ページ、10節光熱水費387万円余り、給食等賄材料費942万円余り。

52ページ、16節土地購入費560万円は、しろうま保育園の西側の土地の購入費でございます。55ページ、4目母子健康費は支出済額3,778万1,013円で、主に母子健康事業及び予防接種事業の経費でございます。

保育士2名、会計年度任用職員1名の人件費のほか、56ページになります、10節医薬材料費627万円余り、12節健診等委託料933万円余り、13節遠隔健康医療相談サービス利用料、小児科・産婦人科オンラインの経費となっております158万円余りでございます。

以上で、子育て支援課関係の説明を終わります。

議長（太田伸子君） 松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） それでは、生涯学習スポーツ課の関係につきましてご説明いたします。

決算書38ページをお願いいたします。2款7項スポーツ事業費は1億6,470万6,202円の主な内容につきましては、1目スポーツ事業総務費1,989万円余りで、職員2名と会計年度職員1名の人件費等でございます。

次に、2目施設管理費1億594万円余りは、ジャンプ競技場とスノーハープの維持管理費でございます。修繕費1,012万円余りのうち、ジャンプ競技場におけるリフト改修に611万円余り、39ページ、12節委託料の施設管理委託料等では6,646万円余りのうち、競技場管理業務に4,980万円余りが主なものでございます。スノーハープでは、12節委託料の施設管理運営委託料1,147万円余りで、芝生管理業務に139万円余り、受付、圧雪等の管理委託業務に915万円余りが主なものでございます。

3目スポーツ事業振興費は2,163万円余りになります。スキースポーツ育成振興奨学金、12節委託料では、東京2020オリンピック聖火リレー運営委託料132万円、40ページを御覧ください、各種スポーツイベントや事業への助成として2,005万円余りを支出しております。

4目ナショナルトレーニングセンター費は1,723万6,782円で、マネジメントスタッフ等の講師謝金215万円余り、ラージヒルフォースプレート——これはジャンパーのテイクオフ時の足裏の足底圧の計測を行なうシステムになりますが、その設置工事1,155万円余りの支出が主なものであります。全額、国の委託金で賄われております。

少し飛びますが、83ページをお開きください。9款4項1目社会教育総務費は1,060万円余りで、主な内容は社会教育委員6名の報酬、職員1名分の人件費でございます。

84ページを御覧ください。2目公民館費は476万円余りで、公民館長の報酬と生涯学習の講座として、はくば塾、ふれあい教室、里山道中などの各種教室の経費でございます。

85ページ、3目図書館費1,143万円余りの主な内容は、図書館司書3名の人件費、図書館システム保守や機器借りに123万円余り、図書の購入費129万円余りでございます。

86ページ、4目文化財保護費662万円余りは、氷河調査事業376万円余り、18節負担金、神城断層地震の被災記録のデジタルアーカイブ化に110万円余りが主な内容でございます。

87ページ、後段、2目体育施設1億1,400万円余りは、白馬村社会体育施設とウイング21の維持管理費で、ウイング21会計年度職員報酬等と光熱費835万円余りでございます。88ページを御覧ください。ウイング21管理委託費577万円余り、14節工事請負費は、B&G体育館の大規模改修工事7,900万円余りで、B&G財団からの助成金3,000万円を活用して改修工事を行なったものでございます。

生涯学習スポーツ課関係の説明は以上でございます。

議長（太田伸子君） 次に、日程第13 認定第2号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14 認定第3号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 認定第2号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

初めに、決算書108ページを御覧ください。

歳入総額9億7,725万594円、歳出総額が9億5,478万6,707円で、歳入歳出差引額は2,246万3,887円となり、実質収支も同額です。地方自治法233条の2の規定により、基金繰入額は924万1,000円です。

97ページにお戻りください。歳入についてご説明いたします。

1款国民健康保険税は2億2,577万1,614円で、不納欠損額は136万1,006円です。

2款国庫支出金1項1目災害臨時特例補助金322万3,000円は、新型コロナウイルス感染症

の影響により収入が減少した被保険者の国保税の減免に対する国の財政支援として10分の6相当分の国庫補助金です。

98ページを御覧ください。3款県支出金1項県補助金6億677万6,283円は、財政運営主体の長野県から白馬村が行なう保険給付等に必要な費用の交付を受けたものです。2節特別交付金、備考欄、特別調整交付金501万円のうち233万6,000円は、国庫補助金で説明しました新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の国保税の減免に対する財政支援として10分の4相当分が特別調整交付金として交付されたものであります。

98ページから99ページにかけての5款繰入金は1億1,368万7,008円で、1項一般会計繰入金は一定のルールに基づき1億447万円余りの繰入れ、2項基金繰入金は921万円余りの繰入れです。

6款繰越金は1,848万1,379円です。

7款諸収入777万3,402円で、1項延滞金及び過料131万円余りは国保税延滞金です。

100ページを御覧ください。3項雑入645万円余りの主なものは、5目雑入の令和元年度に概算払いをした療養給付費などの精算による国保連合会からの還付金435万円余りです。

次に、歳出についてご説明いたします。101ページを御覧ください。

1款総務費は2,421万7,448円で、1項総務管理費2,297万円余りは人件費のほか、主に12節委託料の給付システム等の電算委託料です。2項徴税費は、国民健康保険税の賦課徴収に要した費用です。

102ページを御覧ください。2款保険給付費は5億9,248万1,962円です。103ページ、4項1目出産育児一時金は、9名に376万円余りを支出しております。

104ページ、3款国民健康保険事業費納付金3億1,643万5,988円は、長野県が各市町村に交付する保険給付費等交付金などの財源に充てるため、白馬村が長野県に納付した費用です。

105ページを御覧ください。4款保健事業費は1,567万4,356円で、1項特定健康診査等事業費1,031万円余りは、主に12節委託料で特定健診に要した費用となります。2項保健事業費536万円余りの主なものは、1目疾病予防費18節負担金補助及び交付金、人間ドック補助で172名に補助を行なっております。

106ページを御覧ください。6款諸支出金584万7,045円は、1目被保険者保険税還付金が134万円余り、107ページ、3目保険給付費負担金等償還金450万円余りは、国保連合会からの精算金等を長野県へ返納したものであります。

109ページを御覧ください。基金に関する調書ですが、921万4,000円余りを取り崩し国保会計に繰入れ、地方自治法第233条の2の規定により921万4,000円を積み立てたことから、基金利子と合わせ15万円余りの年度中の増となり、年度末残高は1億8,200万円余りとなりました。

以上で、国民健康保険事業勘定特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書115ページを御覧ください。

歳入総額が1億169万6,675円、歳出総額が1億127万5,181円で、歳入歳出差引額は42万1,949円となり、実質収支額も同額です。

112ページにお戻りください。歳入について説明いたします。

1款後期高齢者保険料は7,764万7,300円、3款繰入金2,356万381円は、一般会計からの繰入金です。

114ページを御覧ください。歳出について説明いたします。

1款総務費223万4,322円の主なものは、1目徴収費として後期高齢者保険料の徴収に要する費用が171万円余り、2目保健事業費18節負担金補助及び交付金52万円余りは人間ドック補助金で29名に補助を行ないました。

2款分担金及び負担金9,897万5,059円は長野県後期高齢者医療広域連合への負担金で、被保険者が納付した保険料と保険基盤安定分として村が負担すべき費用を合わせた金額です。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 次に、日程第15 認定第4号 令和2年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16 認定第5号 令和2年度白馬村水道事業会計決算認定について、日程第17 認定第6号 令和2年度白馬村下水道事業会計決算認定についての説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長（関口久人君） 認定第4号 令和2年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたしますので、121ページを御覧ください。

歳入総額が413万1,007円、歳出総額が412万588円で、歳入歳出差引額は1万949円となり、実質収支額も同額でございます。

歳入についてご説明いたしますので、118ページを御覧ください。

1款使用料及び手数料97万940円は、野平地区の農業集落排水の使用料でございます。

2款繰入金309万6,000円は一般会計からの繰入金、3款繰越金1万760円は令和元年度からの繰越金でございます。

4款諸収入5万3,307円は野平地区からの負担金でございます。

次のページを御覧ください。歳出についてご説明します。

1款1項農業集落排水事業233万5,606円で、1目一般管理費は農集排の使用料の徴収に要した事務費でございます。2目施設維持管理費228万円余りは処理場及び管渠の維持管理に要した費用で、12節委託料182万円余りは処理場の運転管理費が主なものでございます。

2款公債費178万4,452円は起債の元利償還金でございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第5号 令和2年度白馬村水道事業会計決算認定についてご説明いたしますので、123ページを御覧ください。

初めに、決算報告についてご説明いたします。(1)収益的収入及び支出の収入、1款水道事業収益の決算額は3億1,243万4,984円で、支出、1款水道事業費用の決算額は2億5,175万9,819円でございます。

次のページを御覧ください。(2)資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入の決算額は4,567万8,544円で、支出、1款資本的支出の決算額は1億3,726万4,881円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額については消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次のページの損益計算書を御覧ください。右から3行目の当年度の純利益は5,374万1,305円となり、令和2年度も利益を上げることができました。

126ページを御覧ください。下の表(4)の剰余金処分計算書を御覧ください。先ほど未処分利益剰余金の処分に関する議案でご説明いたしましたが、令和2年度末の未処分利益剰余金6,035万3,375円うち、建設改良積立金に5,000万円の積立て、残りの1,035万3,375円を翌年度に繰り越すものでございます。

次ページの貸借対照表を御覧ください。左側の資産の部、1、固定資産の年度中の増減につきましては、固定資産明細を134ページに掲載しておりますので、後ほど、御覧いただきたいと思えます。2の流動資産ですが、3月31日現在の現金預金が6億8,647万85円、未収金は2,687万円余りで、未収金の主なものは水道料金でございます。

右側の負債の部、4、流動負債の(2)未払金2,149万円余りで、主なものは3月で使用し、4月の支払いとなる電気料金等でございます。

資本の部、6、資本金は13億6,534万5,113円です。

128ページを御覧ください。(6)事業報告書でございます。令和2年度実施しました工事については、右側の(1)主要建設改良工事に掲載しておりますので、後ほど、御覧いただきたいと思えます。

次のページを御覧ください。事業収入と事業費に関する事項について、それぞれ令和元年度との数値を比較してございます。事業収入は、コロナウイルス感染症の影響で元年度より2,898万円余りの減額、事業費は元年度より745万円余りの増額となっております。

130ページ、(7)キャッシュフロー計算は、現金の1年間の動きを示したものでございます。事業活動によるキャッシュフローは1億3,600万円余り、投資活動によるキャッシュフローはマイナス4,700万円余り、財務活動によるキャッシュフローはマイナス3,800万円余りで、以

上のことから本来業務はおおむね順調であり、有利子負債を減少させつつ、建設改良に係る投資も実施しておることから、現時点では良好な経営状態であるというふうに判断されます。現金の期末残高は6億8,647万85円となっております。

131ページを御覧ください。収益費用明細でございます。

収益は1款1項1目1節水道料が2億3,900万円余りで、収入の83%ほどを占めております。2項営業外収益3目1節他会計補助金は、簡易水道の償還利子に対する一般会計からの補助金等です。4目長期前受金戻入は、前受金を収益化したものでございます。

支出ですが、1款1項1目浄水費3,820万円余りは、人件費のほか、浄水場の管理運営に要した費用でございます。2目配水及び給水費4,122万円余りは、人件費のほか、配水池及び配水管・給水管の維持管理の経費で、主な支出としましては、次ページ、18節委託料は水質検査、水道台帳補正業務等の費用として512万円余りを支出、21節工事請負費は漏水工事、水道メーター取替えの工事として698万円余り、25節動力費は配水池等の電気代として1,168万円余りを支出しております。4目総係費3,250万円余りは、人件費のほか、水道料金の賦課徴収に要した費用が主なものでございます。右側の表、5目減価償却費ですが、令和2年度は1億425万円余りでございます。

2項営業外費用1目支払利息は、企業債の償還利息でございます。

3項特別損失1目過年度損益修正損は、漏水減免による水道料金の還付等でございます。

133ページを御覧ください。資本的収支明細でございます。

収入の主なものは、1款1項2目工事負担金2,583万円余りは、国県道配水管布設替えに係る負担金や一般会計からの負担金でございます。

3項支出金324万円余りは、簡易水道事業債の償還金に対する一般会計から支出金でございます。

支出の1款1項建設改良費7,300万円余りは、人件費のほか、老朽化した施設の改修工事、道路改良に伴う配水管の布設替え等、1目配水施設工事費21節工事請負費5,800万円、2目営業施設費538万円余りは、料金に関わる水道メーター交換の費用でございます。2項企業債償還金5,798万円余りは、企業債の償還金でございます。

次ページを御覧ください。固定資産明細でございます。有形固定資産、上から3行目、構築物の増加は配水管の布設等によるもので、4行目の機械及び装置の増減は、水道メーター、流量計、送水ポンプ等の取替えによるものでございます。

135ページ以降は企業債の明細となっておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で、水道事業会計の説明は終わります。

続きまして、認定第6号 令和2年度白馬村下水道事業会計決算認定についてご説明いたします。

137ページを御覧ください。

下水道事業会計の決算報告について、先に説明をさせていただきます。(1) 収益的収入及び支出の収入、1款下水道事業収益の決算額は5億2,330万7,060円で、支出では、1款下水道事業費用の決算額5億1,514万975円でした。

138ページを御覧ください。(2) 資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入の決算額は3億7,730万4,193円で、支出では、1款資本的支出の決算額は5億843万7,132円で、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び現年分損益勘定留保資金により補填いたしました。

次ページの損益計算書を御覧ください。右上の当年度純利益は477万4,485円となりました。

140ページを御覧ください。(3) 剰余金計算を御覧ください。令和2年度の利益剰余金は、前年度末からの繰越利益剰余金1,673万2,423円に当年度純利益477万4,485円を合わせた2,150万6,908円となっております。

次ページの貸借対照表を御覧ください。左側の資産の部、1、固定資産の年度中の増減につきましては、固定資産の明細、148ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。2の流動資産ですが、3月31日現在の現金預金が6,622万4,763円、未収金は1,692万6,271円で、主なものは下水道料金でございます。

右側の負債の部、4、流動負債の(2)未払金は1,992万2,835円で、主なものは3月で使用し、4月の支払いとなる電気料金等でございます。

142ページを御覧ください。(6) 事業報告書でございます。令和2年度実施しました工事については、右側の主要建設工事内容に記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

次ページを御覧ください。事業収入と事業費に関する事項について、それぞれ令和元年度との数値で比較できるものを記載しておりますので、ご確認ください。

144ページの(7) キャッシュフロー計算は、水道と同様、現金の1年間の動きを示したものでございます。業務活動によるキャッシュフローは1億2,600万円余り、投資活動によるキャッシュフローは1億9,600万円余り、財務活動によるキャッシュフローは企業債の償還が多く、マイナス3億2,400万円余りであります。

145ページを御覧ください。収益費用の明細でございます。

収入では1款1項1目の下水道使用料が1億6,000万円余りです。2項営業外収益1目一般会計補助金1億3,600万円は企業債の利子、減価償却費に充当しており、2目長期前受金戻入2億900万円余りは、地方公営企業法に基づき前受金を収益化したものでございます。

支出でございますが、1款1項1目管渠費は施設の管理運営に関する経費で、主なものはマンホールポンプの点検委託料、マンホールの修繕、汚水ポンプの動力費等でございます。2目処理場費5,200万円余りは、浄化センターの維持管理費に係る経費で、施設の運転管理委託料や汚泥の運搬処分委託等に4,400万円余り、電気料等動力費に590万円余りとなっております。3目総係

費は下水道料金の賦課徴収に係る経費で、人件費のほか、次のページに移りまして、電算システム等の委託料が主なものとなっております。4目減価償却費ですが、令和2年度は3億3,700万円余りでございます。

2項営業外費用1目支払利息は、企業債の償還利息でございます。

3項特別損失1目過年度損失修正損は、漏水減免等による下水道料金等の還付金でございます。

147ページを御覧ください。資本的収支明細でございます。

資本的収入の内訳ですが、1項の企業債1億3,140万円、2項補助金は一般会計から2億1,400万円、3項負担金は区域外流入分担金、受益者負担金、その他負担金として東部地区の負担金があります。

4項県補償費1,683万円余りは、反田橋等に係る長野県の補償費でございます。

支出の1款1項建設改良費4,900万円余りは、人件費のほか、主なものは1目管渠建設改良費5節工事請負費3,000万円余りは、反田橋や白馬駅前無電柱化に係る布設替えや公共ますの設置でございます。

2項企業債償還金4億5,500万円余りです。

次のページを御覧ください。固定資産明細でございます。

149ページ以降は企業債の明細書等になりますので、御覧いただきたいと思えます。

以上で、下水道事業会計の説明を終わります。

議長（太田伸子君） 以上で、認定第1号から認定第6号までの説明が終わりました。

ここで、松沢代表監査委員に決算審査の結果等について報告を求めます。松沢代表監査委員。

代表監査委員（松沢晶二君） 決算審査報告を申し上げます。

議会選出の増井監査委員と私、松沢の両名で令和2年度の一般会計、特別会計、公営企業会計及び基金の運用状況につきまして、令和3年8月6日、10日、11日、17日及び9月3日の5日間、決算審査を行ないました。提出された資料及び現地確認を行ない、実施した審査の範囲内においては、いずれも法令で定める様式を基準として作成されており、それぞれの計数は関係諸帳簿と符合しており、正確であると認められました。

また、各基金は所期の目的に沿って運用されており、それぞれ適正に管理されているものと認められました。

財務に関する事務の執行についても、おおむね適正に処理されているものと認められました。

詳細につきましては、提出しました意見書のとおりであります。朗読は省略しますが、1ページから13ページに結果及び概要を記載しておりますので、内容をご確認ください。

監査委員を代表して意見及び要望を申し上げます。

初めに、一般会計、特別会計についてであります。

15ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症が全国に拡大し、国内経済活動に大きな影響をもたらしている。内閣府が発表した2021年4月から6月期の実質国内総生産（GDP）速報値では、年率に換算して1.3%と2期ぶりにプラスに転じたものの、個人消費は伸び悩んでいることで景気の持ち直しの動きは力強さを欠いている。

白馬村においても、基幹産業である観光産業並びに観光に関連する事業に大きな打撃を受けており、先行きが大いに懸念される。感染症拡大防止を講じつつ、村民の暮らしを守り、行政サービスの質、量を確保するとともに、社会経済活動の回復に努めなければならない、より一層、合理的かつ効果的な行政運営が求められている。

1、単年度収支が3,281万4,499円の赤字となったものの、実質単年度収支は財政調整基金への積立てにより9,768万3,307円の黒字決算となったことは評価したい。また、財政構造の状況では、経常収支比率、公債費負担比率の指数動向に配慮されたい。

2、急激に進行する人口減少や少子高齢化に伴う経済の縮小、加えて新型コロナウイルス感染症の影響による村税の減収が当分の間、見込まれる。限られた財源及び行政資源を最大限に生かし、事業の選択と集中、多様な財源の活用等により、一層の効率的かつ効果的な事業執行と健全財政の堅持、持続可能な財政運営に努められたい。

3、適正かつ公平な課税と、コロナ禍であることから納税相談を積極的に行ない、納税者の納税意欲の堅持と税収の確保、徴収率の向上に努められたい。また、債権管理と滞納の解消にも十分配慮されたい。

4、厳しい行財政運営が続くが、公共施設等の適正管理への対応が大きな課題である。中長期的な計画づくりによる平準化した予算規模による事業推進を図られたい。

5、白馬村第5次総合計画（後期計画）の重要業績評価指標で定めた目標の達成に向けて村づくりを推進されたい。

次に、公営企業会計の2会計についてであります。

16ページを御覧ください。

初めに、水道事業会計であります。

水道事業の経営状況、すなわち収益性はおおむね良好で、財務状況においても流動性、健全性がおおむね確保されている。今後、老朽管等の更新事業が始まることから、経営状況の的確な把握と将来計画、長期展望に立った経営が必要不可欠である。水道料金の確実な徴収、一層の経営の効率化、財務の健全化に努力されたい。

また、的確な債権管理と、コロナ禍ではあるが滞納の解消に努められたい。

日常的には、安全かつおいしい水の提供に努めていただき、長期的な水の安定供給という観点から、今後とも適切な判断の下、必要十分な対策を講じられたい。

次に、下水道事業会計であります。

17ページを御覧ください。

下水道経営の基本は、下水道使用料収入の安定的な確保であり、有収水量の向上に努められたい。未接続者に対する積極的な啓発を図るなど、接続率を高める活動に前向きに取り組むことが肝要であり、快適な生活環境の保持にもつながる。

また、経営状況の的確な把握と将来計画、長期展望に立った経営が必要不可欠である。下水道使用料の確実な徴収、一層の経営の効率化、財務の健全化に努力されたい。併せて的確な債権管理と、コロナ禍ではあるが滞納の解消に努められたい。

設備、管路等についても、老朽化等による更新を要するときに必ず来ることから、効率的な更新や費用の平準化等により、将来にわたって安定した下水道サービスを提供できるよう、施設の適正な維持管理と機能の安定確保に努められたい。

以上、決算審査に当たりましての意見及び要望でございます。

次に、財政健全化法に基づく判断比率の状況についての説明を受け、審査を行ないました。数値は正確であると認められました。

意見として、実質公債費比率、将来負担比率とも早期健全化基準を大きく下回っているが、今後とも将来の負担の軽減に留意し、効率的かつ効果的な事業執行と健全財政の堅持、持続可能な行財政運営に努めていただきたい。

以上であります。

議長（太田伸子君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 決算特別委員会の設置について

議長（太田伸子君） 日程第18 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第25号及び認定第1号から認定第6号までは、いずれも令和2年度の決算認定に係る案件でありますので、この審査につきましては、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、審査を付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号及び認定第1号から認定第6号までの案件は、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行なうことに決定いたしました。

これで、本定例会1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日9月8日午前10時から本会議を行ないたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、明日9月8日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時06分

令和3年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和3年9月8日（水）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和3年第3回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和3年9月8日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	増井春美	第7番	太谷修助
第2番	横川恒夫	第8番	津滝俊幸
第3番	切久保達也	第9番	松本喜美人
第4番	加藤ソフィー	第10番	加藤亮輔
第5番	尾川耕	第11番	丸山勇太郎
第6番	田中麻乃	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税務課長	田中克俊	住民課長	太田洋一
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより令和3年第3回白馬村議会定例会2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は9名です。本日は通告された方のうち5名の一般質問を行ないます。

一般質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第6番田中麻乃議員の一般質問を許します。田中麻乃議員。

第6番（田中麻乃君） 6番田中麻乃でございます。

本日は、通告に従いまして2点質問させていただきます。

まず初めに、学校運営協議会についてです。

文科省では2017年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を一部改正し、学校運営協議会の設置を努力義務としました。村でも学校運営協議会が設置されています。

協議会では、学校運営方針を承認し、学校運営や教員の任用に関しても意見を教育委員会や学校長に述べることができるといった大きな権限を持たせた組織となっております。

地域が学校と情報を共有し、主体的に運営に関わっていくことで、学校・地域、社会総がかりで課題の解決に取り組むための足がかりになるものと考えられます。

そこで、以下について伺います。

- 1、学校運営協議会の役割について伺います。
- 2、委員の人は、どのように行なったか伺います。
- 3、村の学校運営協議会の現状について伺います。
- 4、保護者や地域住民等への情報提供や支援活動をどのように行なっているのか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 学校運営協議会についてのご質問であります。まず、学校運営協議会の役割についてですが、学校運営協議会は、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するための仕組みであります。具体的には、校長から提出された学校運営方針が広く地域住民の意向を踏まえて行なわれるよう協議し、加えて地域住民の学校運営への参画を推進することが役割であります。

次に、委員の人選であります。学校通学区内の地域住民、PTA関係者、学識経験者などから、校長の推薦により白馬村教育委員会が任命しております。委員数は、南小が12名、北小が10名、中学が9名となっております。

次に、村の学校運営協議会の現状についてですが、小中学校にそれぞれ学校運営協議会を設置し、校長が提出する学校運営計画の承認、学校の様子や学校評価などについて協議を頂いておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学校行事への参観等のご遠慮いただくことが増え、思うように活動できていないのが現状であります。

最後に、保護者や地域住民への情報提供や支援活動についてであります。学校運営協議会は、学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める合意性の機関であります。

これからの学校は、社会に開かれた教育課程の実現に向けて、保護者や地域住民との情報や課題を共有し、これからの時代を生きる子供たちのためにという共通の目標、ビジョンを設定し、同じ思いで日々の教育活動を進めていきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 学校運営協議会の設置に当たって、教育委員会や学校等に対して、きめ細やかな支援や助言を行なうための文科省が派遣するコミュニティスクール推進委員、コミュニティスクールマイスターの活用をされたのかどうか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 今のご質問の件なんですけれども、正式にそういった名称ではありませんけれども、教育課のほうに学校教育指導員という方が1名いらっしゃいますので、その方がその役割を担っているということでご理解いただきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 何でそんなことを聞いたかといいますと、こちらコミュニティスクールすごく進んでいる美麻の、大町市立美麻小中学校が、すごくコミュニティスクール進んでいらっしゃるんですね。そちらはご理解いただいている、研修のときに文科省で、文科省が推薦されているコミュニティスクールマイスターの方がいらっしゃるの、その方を研修に呼ばれたかと思うんです。

けれども、多分2年目ですよ、その学校運営協議会が設置されて。コロナ禍ということもあるんですけども、なかなか進んでいない印象を受けております。そういった方が実際近くにいらっしゃるの、もっと活用されてはいかがかと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 議員さん、ご質問のとおりのことだと思います。

その方については、今年度学校運営協議会の研修ということで来ていただきまして、実際の活動ですとか、そういう方をご紹介いただいて、協議会の委員さんの認識を新たにさせていただいたところでもあります。

教育課の学校教育指導員のほうとも話をする中では、そういった方の人材を育てていって学校とつながる方を育てていくのが協議会の活動が活発になるもとだよねということで、そういうことの人材育成のほうにこれから力を入れていきたいというように考えています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） そうですね。おっしゃるとおり、人材育成とても大事だと思っております。美麻につきましては、私も学校にお伺いさせていただいて、見学等々させていただいて、コミュニティスクールマイスターの方ともお話をさせていただく機会多いんですけども、やっぱりその地域に開かれた学校をつくるという視点では、これから学校運営協議会というのが大きな核になってくると思っております。

答弁でもございましたけれども、委員の人選をどのように行なったかというところで、地域住民の方という答弁がありましたけれども、その地域住民の方を人選されたときの基準についてお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 基本的には、小学校の場合ですけれども、通学区の中で、学校の保護者のPTA役員とかを経験された方ですとか、あるいはその通学区の中で会社とか事業を行なっている方ですとか、そういった方の中から校長の意見を聞いて任命しているというところでもあります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 公募は検討されなかったのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 基本的には、地域で育てるということで、公募してもいいのかなとは思いますが、最初、ちょっと公募をするまで、この制度自体がまだ未熟だと思いましたので、こちらのほうから任命するという形にしております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 公募をされなかった。今のところ始まったばかりで未熟だということだっ

たんでしょけれども、やっぱり地域に開かれた学校ということで、その学校運営協議会の存在を知らない保護者であったりとか、地域の方々もとても多いと思うんですよね。

その中で、やっぱり運営自体が見えにくい部分もあると思うんです。ほかの他自治体は、人数の中で半分ぐらいは地域住民を入れる。また、そこを公募で募るといったこともされておりますので、今後、制度を進めていく上でご検討していただけたらいいかと思います。

学校運営協議会、学校支援部、そして、そこをつなぐコーディネーターの存在があって、つながり合い、協力し合い、力が効果的に発揮できると思っておりますが、コーディネーターの配置はどのようにしているのか、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 現在、各校の学校運営協議会の委員さんの中から1名、コーディネーターということでお願いはしております。ただ、これは行政的に有償ボランティア等の位置づけが今のところないということで、無償という形でお願いしておりますので、そのところもう少し行政的な位置づけを明確にした中で、積極的に動いていただけるような環境づくりを今考えているというところですよ。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） コミュニティスクールの教育委員会が出された組織図といいますか、イメージ図なんですけれども、そこはコミュニティスクールの学校運営協議会と学校支援部というところで分かれていたと思うんですよね。その連携というのは、どのような形になっているのか、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 文科省のほうからまた出されている手引の中には、学校運営協議会というのは、学校の運営に関して協議する合議制のものであって、さらにそこから分かれて学校を支援する支援部会というものについては、また、学校協働支援本部というような形で組織があって、そこがまた担っていくみたいなものにはなっておりますけれども、白馬村のような小さな自治体、学校数も少ないもんですから、組織ばかりつくっても、実際動かないんではしょうがないもんですから、先ほど来からのお話のとおり、コーディネーター的な人が、学校等、学校に足しげく通っていただいて、学校の意向を地域につないでいく。

今のところ放課後子ども教室ですとか、児童クラブですとか、社会体育というのが、教育委員会的には別組織という形で別の課で担当しているもんですから、そういったところもぜひつなげていただけたらとか、情報共有していただけるように動けるようにしたいなというふうに考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 今の答弁ですと、これ今後やっていきたいということで、これからつくり上げていくものという印象を受けました。

積極的に進めていただきたいと思いますと思うんですけども、学校運営協議会の年間スケジュール、会議の頻度や会議で話し合われる内容についてお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 各校で違うんですけども、大体3回から4回ということで、年度当初に運営の承認をしまして、中間の評価、最終評価を行なって、来年度の運営につなげていくというサイクルで各校行なっております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 年に3回から4回ということだったんですけども、学校運営協議会は、学校の評価をしていくという重大な役割がありますよね。文科省の学校運営協議会の設置の手引、コミュニティスクールのつくり方に記載されているんですけども、学校運営協議会が設置された学校は、熟議の場の設定、協働による取組ができる体制、校長のマネジメント力を備えておく必要があります。

熟議とは、よりよい集団、学校生活や人間関係を築くために協働して取り組む一連と自主的、実践的な活動を話し合い、重ねながら生み出そうというものです。

具体的には、1、多くの当事者、保護者、教員、地域住民等が集まって、2、課題について学習、熟慮し、議論をすることにより、3、互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、4、それぞれの役割に応じた解決策が洗練され、5、個々人が納得して自分の役割を果たすようになるという5のポイントを満たしたプロセスを指しているそうです。

このポイントを抑えて話し合いを重ねながら生み出すのが、熟議の場ということなんですけれども、村の学校運営協議会の熟議の場としての会議の回数としてこの3回から4回で学校を評価するというものが十分かどうか、お考えをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 熟議の部分について、十分かどうかというご質問ですけども、私はこの部分については、余り機能していないんじゃないかなというように思っております。ですので3回の部分の多くは、運営の承認と全体の中間評価、最終評価ということですので、その中で今度その合間合間に、じゃ学校こんな課題があつて、みんなでどうしようかという熟議については、今のところできていない。コロナ禍ということがあつて集まらないという部分もありますけれども、このところはじゃ先ほどのコーディネーターの働きがポイントになってくるのかなというように考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 学校運営協議会、コミュニティスクールというのは、これからすごく大きな役割を果たしていく組織だと思っておりますし、いろんな立場で期待されているものだと思うんですよね。それは、学校のあり方検討委員会、7月の議事録から拝読させていただいたものなんです

けれども、学校あり方検討委員会の提言の柱の一つに、学校と地域の連携や協働が掲げられており、コミュニティスクールをさらに進めていくことが取り上げられています。

学校運営協議会は、この学校のあり方検討委員会と今後どのようにかかわっていくのかをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 学校のあり方検討委員会については、白馬村の学校について、学校規模ですから適正配置以外のところについても幅広く検討していただいています、その中でも地域と学校ということについても検討をいただいているというところです。

教育委員会としましては、その答申を受けて、教育振興計画の中に明確に位置づけをして、ビジョンを示して、それに向かって学校、地域がどういうふうに動いていくかというものを示していきたいというように考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） もう一つの組織で、白馬中学校の校長先生から、こちら9月6日に6年生の保護者の方に宛てられたお便りなんですけれども、白馬中学校では従来の制服の大きな値上がりをきっかけに制服検討委員会が開催され、新しい制服について協議されたそうです。その結果、来年度より多様性に配慮したジェンダーフリー制服にすることが決まったということになっております。本当にすばらしいことだと思っているんですけれども、こちらは制服を変更するのも学校運営の一つだと考えられますが、この委員会も学校運営協議会はどのような立場でかかわっていくのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 今のところ、その部分については、学校運営協議会、運営の中の方針で協議という部分はありますけれども、校則の話ですので、多少意見を求められれば答える程度のものだと思っていました。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） この学校のあり方検討委員会も制服検討委員会もそうなんですけど、いろんな組織がつくられていて、ただ、コミュニティスクールという学校運営に関わる大事な組織の中に学校運営協議会があるのに、そこが入っていないのはどうなんだろうかというところを思うんですね。

学校運営委員会委員の方にも、この制服の件についてお伺いしたところ、何も聞いていないというところでした、やっぱりそういった部分では共通化して、きちんと一緒に議論をするというところは大事なんではないかなと思っております。

学校運営協議会の存在を知らない保護者も多くいらっしゃいます。学校運営協議会委員というのは、学校と対等な立場で学校運営の当事者として協議を行なうことができる立場にあること。保護

者や地域住民との意見が学校運営に反映されることで、学校運営の改善、充実が期待できるといったことをもっと広報頂きまして、保護者であったりとか、地域住民の多様な意見が集まる開かれた学校運営につなげていただきたいと思っているんですけども、その点についてはお考えはいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） まさにこの学校運営協議会というのが、その地域の方の意見を学校の運営に反映するという役割を持っているところで、この存在自体を知らないというのは、もうそもそも問題があるというように考えております。

今まで、そこら辺は固い部分なものですから、なかなか皆さんのところで理解得られてなかったかと思しますので、こちらのほうでも、もう少し制度ですとか、参加してほしいものについて周知をしてまいりたいというふうに考えています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） ぜひ積極的な広報をお願いしたいと思います。

教育委員会もご存じのことですけれども、実際、保護者の方から、先生から児童への体罰であったり、保護者に相談なく、根拠不明ななぞなルールが求められたなどのご相談も受けています。

保護者のお話を全てうのみにするわけではないんですけれども、校長先生も管理職指導を行なっていると思いますが、学校運営協議会のような外部監査機関が、指導主事に代わり、学校運営にかかわることも必要だと思っております。

昨今、小中高等学校における児童生徒の人権侵害に当たるような校則や合理性のない校則が報道機関によって数多く取り上げられ、今年6月、文部科学省は、校則が子供の実情や社会常識に伴ったものであるかを絶えず見直すことを求める通知を提出されております。

それは白馬村の教育委員会もご存じだと思うんですけれども、児童生徒が新しい時代を生き抜くための資質、能力を育むことを考慮すれば、校則や規則やルールを守らせることだけに注力した指導にならないよう注意しなければならないことは言うまでもないと思っております。

校則制定の権限を持つ校長や担任の意見だけではなく、児童生徒や保護者、地域の意見、考えを踏まえた上で、規則やルールの見直しや改定を行ない、校則やルール内容の共通理解を図ることが求められるのではないのでしょうか。教育委員会のお考えを伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 議員おっしゃるとおりのことであろうかと思ます。

理不尽な校則というものについては、白馬村の中では、今のところないのかなとは思っておりますけれども、こういったものについては、広く、児童生徒の意見も聞きながらというところで、制服の件は、中学校もそういった形で、生徒の意見を聞きながら、試着もしながらやったというように伺っておりますので、そういったところで、伝え進めていきたいと思ますし、小学校のほうで、

子供同士がつくったルールがどうもよくなかったというような部分もありまして、そういったところについては、教育委員会のほうでも、先生ですとか大人が介入して、間違った方向に行きそうだったら修正してあげてくださいというようなお話もさせていただいておりますので、これからも気をつけていきたいかなというふうに思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） おっしゃるとおり、学級経営の肝というのは、自治と人権と生活のバランス調整というのは担任の力量であると思っております。それを、子供たちが決めたルールの中であったとしても、そこはやっぱり、担任の力量を発揮していただき、それを教育委員会、学校がしっかりと見ていっていただきたいと思っております。

その点を考えても、学校運営協議会が持っている権限というものを十分に発揮できるように、コミュニティスクールの組織体制、また広報であったり、そういった部分も十分に整えていただくようお願いいたしまして、次の質問に移ってまいりたいと思います。

2点目です。学校における新型コロナウイルス対応についてです。

新型コロナウイルス感染が拡大する中でも、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大リスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。

そこで、以下について伺います。

- 1、児童生徒に感染が拡大した場合の対応やその基準について伺います。
- 2、自主休校している児童生徒数と学習支援について伺います。
- 3、感染者や濃厚接触になったご家庭に対しての生活支援、児童生徒の学習支援について伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 学校における新型コロナウイルス対応についてのご質問であります。まず、児童生徒に感染が拡大した場合の対応やその基準については、文部科学省の児童生徒等の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応、ガイドラインに準じて、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は学級閉鎖、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は学年閉鎖、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校全体の臨時休業を実施することにしております。

今月の3日、北小学校において、複数学年の児童の感染が判明したことにより、学校内での感染が広がる可能性が高いと判断し、今日まで臨時休業とすることにしました。その後、4年1組と6年2組から数名の児童の感染が判明したため、この2クラスを10日まで学級閉鎖することになりました。

感染の原因は、その多くが家庭内感染となっており、それ以外にも他の地域への訪問、親同士の接触などによる感染と聞いております。家庭内での感染予防が重要ですので、この命と暮らしを救

う集中対策期間は、できるだけ、家庭内でも小まめな手洗いとうがい、日中の換気、取っ手、ノブなど、共用部分の消毒などをお願いしているところであります。

次に、自主休校をしている児童生徒数と学習支援についてであります。やむを得ず、学校に登校できない児童生徒数は、8月31日現在、南小0、北小9人、中学が25人であり、9月3日は南小が0、北小は、児童の感染が公表されたこともあり36人、中学はテスト期間中により8人でありました。また、昨日は南小が0、中学が、学級閉鎖のクラスを除き34人でありました。

学習支援につきましては、登校できない児童生徒も感染者、または濃厚接触者になった児童生徒に対しても同様であります。中学校ではオンライン授業を行っております。小学校は、まだオンライン授業ができないことから、学習ドリルやプリントなどを活用しての学習を行ない、定期的に担任が連絡を取ってフォローをしている状況であります。

最後に、感染者や濃厚接触者になった家庭に対しての生活支援についてであります。県の業務として自宅療養者のうち、独居者など、同居家族等による支援を受けることが困難な者には、食料や日用品の支給を行っております。

以上、答弁いたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 学校休業や学校での感染が広がっていることで、教育委員会に寄せられる保護者からの意見や相談の件数と内容についてお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 学校休業等で教育委員会に寄せられたご意見というのは、実はあまりないんです。

電話で数件、3件ほどですけれども、内容については、PCR検査に対するお問い合わせですとか、学校をもう少し全体休業しないのか。これ、学級閉鎖もちろんですけども、学校休業をしないのかというようなお電話をいただいておりますし、2学期が始まる前については、不安な保護者の方から、もう少し夏休み延ばさないのかというようなメールも、匿名で1件入っていたというような状況です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 国の政策で、突然、学校休業になったのが昨年の3月ということで、1年半経過したということで、保護者も大分心が落ち着いてきた。落ち着いてきたといえますか、慣れてきたのかなというところを印象受けました。

村内児童に陽性者が確認されたのは8月16日からだと思うんですけども、その中でも、関係機関へ確認を取りながらご尽力されて、教育活動を実施していただいていたかと思っております。

ただ8月30日、9月3日に学級閉鎖が実施され、3日になってやっと、児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合の対応についてという形で、きずなメールで書面が出されまして、それ

で、次の日の4日に、突然、6日から8日まで臨時休業の措置の発表というのは余りにも急で、対応が追いついていない印象を受けますが、教育委員会としては、どのようにお考えでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 非常に、予想以上のスピードで新たな感染者が発生したというような印象を持っております。

確かに、追いついていないというようなことを言われれば、追いついていないのか、ぎりぎり追いついたのかというようなことかなと思いますけれども、この北アルプス地域の中で見ていただいても、白馬村の児童生徒の感染者数は非常に多くて矢継ぎ早だったと。

ただ、学校で感染が広がったわけではなさそうだと。あちこちにいろいろ、そういった事例が、たまたまこの期間に、北小の特定の学級に重なったというふうに見ておりまして、そのところは、ちょっと対応に苦慮したというふうに思っておりました。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 恐らく、もう1年半たちますので、デルタ株であったり、いろんな変異株が出てきて、なかなか予想もつかないことだと思うんですけども、他自治体ではやはり、夏休み前に、2学期における対応ですとか、分散登校の指示だったりとか、やっぱり、そういった明確な基準を出されている自治体も多くあります。そうなれば、保護者としても、こういう状況になったら、分散登校であったり学校が休業になるかもしれないという心構えができますので、仕事の調整であったり、職場に対する依頼だったり、そういうものができると思うんですね。

そういったところで、今回は急なところだと思うんですけども、今後やっぱり、収まる見込みがないというところを考えていただいて、事前に、保護者に対しての通知をいただければと思います。

今回の3日間の学校休業なんですけれども、この3日間の根拠は何なのかをお伺いさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） これ、保健所のほうの助言をいただいて判断しております。というのは、学級閉鎖ですとか、あるいは臨時休業、それと児童生徒の自宅の待機の期間、これについても全て、保健所のほうの助言をいただいてというようなことになっております。

保健所のほうでも、陽性者が出た場合、聞き取り調査をして、発症がいつなのかというところを決めておりますので、その発症から10日間の待機というようなことがあるものですから、検査でわかったとしても、発症がさかのぼった場合は、児童の待機期間が短くなっていくということで、ケース・バイ・ケースということになっておりまして、なかなか、そういった医学的なことは判断できませんので、全て保健所の助言をいただいております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 教育委員会としても、関係機関にしっかり確認を取っていただきながら判断をされていると思っております。きずなメールでも、きちんと詳しい詳細を送っていただいて感謝しております。

学級閉鎖になった学級にはPCR検査を実施されていると思いますが、どのような方法で実施されたのか、また、検査は任意かどうかをお伺いさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 4年生のクラスと6年生のクラスでPCR検査を行なったんですけども、ウイング21が休館している状況ですので、ウイング21の駐車場で、ドライブスルー方式で行なっております。保健所の担当の方が3名見えていただいて、名簿の対象ですとか、検体の採取を行なっております。教育委員会のほうは車の整理というような形で行なっております。これは接触者の調査ということになりますので、任意の検査になりますし、行動の制限もないというものであります。濃厚接触者の検査については、直接、保健所のほうに行っていただいてやっていただくということになっております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 検査は任意というところなんですけれども、クラス内で接触された方で、大体何割の方が検査を受けられたのか、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 私が伺っている中では、4年生で3人、6年生で2人ぐらいの方は受けなかったというように伺っております。

その中には、自宅に抗原検査キットがあったんで、それを使ったという方もいらっしゃいますし、直近で風邪の症状があつて、お医者でやったからという方もいらっしゃいます。後はご家庭の判断で、うちはやらなくても大丈夫という方がいらっしゃったなと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） あくまで検査は任意ということで、受けられない方もいらっしゃると思うんですけども、恐らく、PCR検査を受けたくない、子供に受けさせたくないということをおっしゃる保護者もいると思うんですよね。その場合の教育委員会としての回答をお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） あくまでも任意であるということです。

確かに、PCR検査が身体的な苦痛を伴って子供のトラウマになるのではというような御意見もいただいております。そういう中で、そういうことをしないで、じゃあ、みんなで5日間自宅待機しましょうみたいな提案もいただいておりますけれども、今のところ、保健所等の方針とすると、PCRが一番だということです。国が日本じゅうでそういう方針でやっておりますので、ぜひご協力いただきたいというようなお話はさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） やっぱり、いろんな考え方の保護者がいらっしやって、教育委員会としても、対応をいろいろ考えなければいけないと苦慮されているとは思いますが。

ただ、例えば、保健所がPCR検査が一番なので受けてくださいと言っても受けなかった場合は、基本的には、例えば、学校休業って今日までですよ。明日から登校するわけじゃないですか。そのときに、検査を受けてない子どもに対して、やっぱりそれは、受けた前提で、陰性だから学校に登校するということだと思うんですよ。あれですね。対象の学級は10日までですかね。今週の金曜日まで学級閉鎖かもしれませんが、そういったときに、その生徒に対して、通常の生徒と同じような対応でもいいのかどうかということに関しては、どうお考えですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 基本的には任意検査という部分でありますので、差別をしてはいけないというふうに考えております。また、任意検査のほかにも、学級の閉鎖、学校の臨時休業の期間、あるいは発症した期間からもう5日以上たっているということであれば、発症ですか、症状がなければ、これはないだろうなという可能性が高いもんですから、そういったことを丁寧にみんなで考えながら、落ち着いて対応していくのが大事だと教育委員会では考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） おっしゃられたように、PCR検査を受けない権利といたら変なんですけれども、受けないから、じゃあ例えば、少し学級休業を長くするとか、そういった対策もできると思うんですよ。なので、差別するとか、そういうものではなくって、選択肢を増やしていただけるような形で、教育委員会も検討いただければなと思っております。

きずなメールでも、人権尊重の視点に立った冷静な行動をお願いしますと、最後に記載をいただいているかと思いますが、学校内でも既に、感染者が出た1年生や6年生のクラスの前はなるべく通らないようにですとか、ハイタッチの禁止など、先生から児童生徒に差別的な指示があり、児童生徒が先生に不信感を持ち始めているという話も聞きます。

人権の尊重の視点からあってはならないことだと考えますけれども、学校と教育委員会の今後の対応について伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 議員の今のお話の件については、私どもも承知しておりまして、それは事実なのかどうかというようなことは今、調査をしているところです。

恐らく、接触を減らすとか、そういう意味合いがあつてというようなところが、どううまく伝わってないのかなというふうには推察はするところですが、実際、そういうことはあつてはならないということですので、調査をしながら、適正に対応してまいりたいと思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） ぜひ、適切な対処をお願いしたいと思います。

報道でもありましたように、ワクチンを打ってない生徒、ワクチンを打ったか打ってないかを挙手させて、それは差別的なものだと報道もありましたように、本当に、思ってもないところで差別というのが顕在化してきているのではないかと考えています。特に、子供たちの小さな社会でそういった分断が起きないように、ぜひ、教育委員会としての対応をお願いしたいと思います。

自主休校をしている児童生徒って、多分長期にわたると思うんですけども、その学力状況について把握しているのかどうかを伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） コロナで自主休校ということでお答えさせていただきますけれども、今のところ、学力の定着度合いですとか、そういったことをテストしているということはありませんので、把握しているかといえば、まだ把握してないという答えになるかと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 自主休校しているということにも限らずといたらあれなんですけど、不登校の子であったりとか、学力に関して、やはり、低下がすごく気になる所かなと思います。

特にですけども、これ、コロナに限らずといたら変なんですけど、昨年3月に学校休業になってから1年半近くたつということで、オンライン授業の必要性が叫ばれ、1人1台タブレットが実現し、私も何度か、一般質問で取り上げてきましたけれども、今後学校が再び休業になった場合、この3日間はオンライン授業は全くなつたわけなんですけれども、小学校でオンライン授業ができる状態にあるのかどうか、進捗状況についてお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 小学校関係なんですけれども、特に北小が今回、3日間の休業期間がありましたので、この期間を使いまして、ICT支援員の先生を先頭に持ち帰りて何かしらの授業ができないかということ今、準備をしております。ただ、なかなか小学生が双方向の授業というのは難しいかと思っておりますので、最初は動画の視聴ですとか、教育コンテンツの利用ですとかをご家庭で進められるようにすることから始めて、そこから校内事業を1コマか2コマ配信できるようにということで今、研修と準備をしている。南小も併せてこれも行なっていきたいというふうに考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 学校休業になった場合ですとか、不登校の子もそうなんですけれども、やはり学校だけではない選択肢、学習の機会を提供させていただけるというのは、本当にオンライン授業であったりとか、そういった部分ではかなり可能性があるものだと思いますので、積極的に進めていってください。ぜひ、お願いいたします。

最後になりますけれども、感染者、濃厚接触者になったご家庭に対しての生活支援の部分ですけ

れども、答弁に県のほうからの支援があるというふうにお答えいただいたかと思うんですけども、冬にかなり感染者が増えたときに、全く支援を受けられない状態であったというご相談を受けました。その県の支援というのはどのように広報されているのか。また、村で使っていらっしゃる方がいるのかどうかお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 県のほうからの支援について、お答えさせていただきます。

県のほうでは、今年1月から生活支援ということで、濃厚接触者、陽性者等で自宅待機を命じた者について、食糧支援として1人1週間分のレトルト食品ですとかそういったもの、あと生活用品の必需品となりますトイレトペーパー等の支援を行なっているところです。白馬村内で使われている、利用されている人がいるかどうかについては承知しておりません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） すいません。私も勉強不足でそういった県の支援があるということは把握しておりませんでした。村民の方々もなかなかそういった部分での情報が届いてない方もいらっしゃると思いますので、ぜひ積極的な広報をお願いしたいと思います。

県の支援もそうなんですけれども、自治体でいろんな独自の支援を打ち出されている自治体もあります。一つの事例として、古賀市なんですけれども、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等生活支援について、施策を実施されている自治体の事例をご紹介します。

目的は、新型コロナウイルス感染症自宅療養者または自宅待機を支持された濃厚接触者のうち、親族や知人などから支援を受けられない人に対して生活の継続的な支援を行なうということで、支援を求める人の買い物、ごみ出しについて、古賀市の社会福祉協会の職員が代行されているそうです。白馬村といたしましても、人口割りで考えると多い感染者かもしれませんけれども、そんなに何十人ですとか何百人とかいう感染者ではないわけですから、そういった支援も独自で取り入れられてはいかかと思うんですが、お考えについて伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 今、他県の例で社会福祉協議会という名前が出たので、私社協の会長やっているんです。田中議員の一般質問の通告を受けたときに、やはり生活支援という文言がありましたので、若干検討したんですけども、現行の制度で社協ではファミリーサポートセンター、ファミリーサポートというものがあります。これは買い物支援だったり、そういったものがあるので、それを運用できないかということで今、社協の事務局には投げております。厳密にいう会則でいうと通らないところがあるんですけども、緊急事態ということで特例でやればできるんじゃないかというのが今、事務局の反応です。ただ、1月のときもそうだったんですが、自宅療養の中身というか、詳細が全く伝わってなかったということもあるので、そこら辺が一番の課題なのかなど。困っている人がいれば助けるのはもちろん、自治体の役割だというふうには考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 自宅療養の中身という、多分本来、困っている方を助けるのが行政の役割ということはもちろんなんですけど、多分コロナの濃厚接触者であったりとか、そういった部分でなかなか知人にも、普段だったら頼みやすいんだけど、なかなか頼めないといった現状があると思います。そこをご検討いただいているというところですので、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

今回、教育委員会で2問質問させていただきました。先の見えないコロナ禍で行政としても難しいかじ取りを迫られていると思っております。特に、子供たちの一日一日の日々というのは、成長や感受性、経験などそのときにしか学べない機会であり、それが奪われてしまわないように、選択肢を増やし検討しながらご尽力いただきたいと思います。コロナ禍ではありますが、村民の皆様が少しでも心穏やかな日常を過ごせるよう、行政の皆様とともに私たち議員も村民の皆様の声に寄り添い、政策提言してまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第6番田中麻乃議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから、5分間休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時59分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第7番太谷修助議員の一般質問を許します。第7番太谷修助議員。

第7番（太谷修助君） 7番太谷修助でございます。今回は、2つの質問をさせていただいているんですが、依然コロナの問題が解決しない中で、非常に苦慮しているんですが、そういった私どもは、議会も行政も歩みを止めるわけにはいきませんので、頑張っこれから村のためにも、それを越えてやっていきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1番、白馬村の食と農について。失礼、マスク取っていいですか。白馬村の食と農について。農水省は、7月20日、新たな国民運動として、「食から日本を考えるニッポンフードシフト」の取組を始めました。世界的に食糧事情が変化する中、食と農の距離感を縮め、安定的に食料を確保し、若い世代の皆さんにも農業や農村に関心を持っていただき、食については新たな生活様式を研究するなどの確かな手応えを感じられる日本を再構築するというもので、3つの重点項目がございます。1番、輸出拡大実行戦略、2番、緑の食料システム戦略、3番、食と農のつながりの深化を掲げています。

そこで、以下のことについて質問いたします。

1番、この白馬村において、食料自給率と地産地消の量はどのくらいか。

- 2、米、大豆、ソバ、野菜の作付面積は、全耕作面積のそれぞれ何割か、何%でも結構です。
 - 3、個人経営の農業者は何世帯か。
 - 4、担い手の育成については、どのような状況か。
 - 5、圃場整備地の担い手と個人による作付はどのようなになっているか。
- 5点伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太谷修助議員から、白馬村の食と農業についてということで通告をしていただいておりますので、順次答弁をさせていただきますが、まず、新たな国民運動「食から日本を考えるニッポンフードシフト」について触れさせていただきます。

これは、議員がおっしゃるとおり、若い世代にも農業や農村に関心を持っていただく観点からの取組であります。白馬村役場でもできることから始めようということで、農政課の若手職員の発案により、身近な食材を使ったレシピを紹介するクックパッド「白馬村公式キッチン」を開設し、農作物・特産品の普及、健康増進・食育推進、郷土食の保存を目的として、身近な食材を使ったレシピを紹介しておりますので、御承知をいただきたいというふうに思います。

それでは、5項目の質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきますが、1点目の食料の自給率と地産地消の量ですが、一般的に誰がどのような農産物をどれくらい消費をしているかを把握することは困難なため、農林水産省の提供の計算方式を使って、簡易的に算出をしておりますことを御理解をいただきたいというふうに思います。

人口、主要な農産物等の生産量で、カロリーベース、生産額ベースでの食料自給率を算出いたしました。令和元年度の10月の1日時点の人口、令和元年度の出荷数を基に計算すると、カロリーベースでは93%、生産額を基に計算する73%となります。

地産地消についても、白馬産が、誰がどのくらい消費をしているかを把握することは困難で、調べる方法もありません。参考までに、学校給食での長野県産の割合は46%で、その長野県産のうち白馬産の割合は25%であります。

学校給食については、白馬村地場産推進会与J A大北の協力により、給食の食材の提供を行っており、白馬産で賄い切れない場合には、大北管内、長野県内産から優先に提供する体制がつけられております。

2点目の米、大豆、ソバ、野菜の作付面積の全耕作面積に対する割合であります。令和2年農林水産省の作物統計と、令和3年度営農計画書を基にしますと、耕地面積は726ヘクタールのうち、畦畔を含む米の作付面積は490ヘクタールで約67%、大豆は31ヘクタールで約4%、ソバは108ヘクタールで約15%です。野菜の作付面積は、正確な数字は分かりませんが、耕地面積97ヘクタールで約14%であります。

3点目の個人経営の農業者世帯数ですが、令和2年農林水産省統計によると、個人経営体は

166となります。

4点目の担い手の育成についてでありますけれども、担い手を増やすためには新規就農者を確保する必要があります、村では新規就農者を支援するために、農業次世代人材投資事業経営開始型により、年150万円で最大5年間支給をし、新規就農者の育成とサポートを行なっております。

ちなみに、令和2年度の事業活用者は、4名おりました。毎年、就農状況報告を提出をしてもらい、現地確認等により、栽培についての現状や問題点などの指摘をし、必要に応じてサポートを行なっております。また、就農者から、栽培技術、資金等の相談についても適宜サポートを行なうことや、相談相手がいない場合は、近隣の担い手などを紹介するなどしております。

最後に、圃場整備地の担い手と個人による作付についてですが、令和2年度より深空地区を中心に進められている北城南部地区約40ヘクタールの経営体育成基盤整備事業を例にお答えをさせていただきますが、事業の目的は、文字どおり経営体・担い手の育成となり、農地の効率的活用のため、経営体・担い手への集積化85%、集約化80%とすることにより、地元負担がゼロとなります。

また、米価が下落をしておりますので、費用対効果の面から、高収益園芸作物を10%から20%作付をすることが条件となっております。

この条件を踏まえますと、40ヘクタールのうち、担い手への農地集積・集約化は約85%、約34ヘクタール、個人は6ヘクタールとなります。

また、高収益園芸作物は、品目にもよりますが、40ヘクタールのうち10から20%、約4ヘクタールから8ヘクタールを、作付をすることとなります。

圃場整備の事業主体は長野県となりますが、事業実施は地域の合意形成が大前提となります。したがって、地域において圃場整備実行委員会を組織をしていただき、地域、村、県が連携と協力の上に事業を進めているところであります。

1点目の白馬村の食と農業についての答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問ありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ありがとうございました。まず、1点目から行きたいと思いますが、確かに私も一般質問を書いてから、しまった、これ、数字なかなか調べるの難しいな、担当課にも御迷惑おかけしたかと思うんですが、全体に白馬村の村民の人たちが、この村で取れたものを、どれだけ自給率を高めているかというものに含めて、観光客で来られる皆さんも、やはりこの村の中の食材を食しているだろうと、そういうところでの数字をちょっと聞きたかったんですが、なかなかこれ、今、村長御答弁いただいたように、難しい数字だというふうには思っていますが、ただ、ほかの地域に比べますと、大変高いエリアではないかなというように思っております。

最近、海外からおみえになる外国の皆様も、夕食は外でお食べになったりして、お宿さんで提供することが少し少ないんだろうとは思いますが、その方たちも夕食難民にならないように、ど

こかで何かを食しているというように思っていますが、その中に白馬村の生産されたものが使われていたらとてもうれしいというように思っていますので、この数字はちょっと愚問だったかなというように思いますが、いずれにしても全体でこの村では、取れたものを村の中で提供しているというようには思っております。ありがとうございました。

それから、2点目になりますけれども、米、大豆、ソバ、あるいは野菜の数字は今御答弁いただいたと思うんですが、ちょっと私が調べた数字と少し違うもんですから、白馬村の農業再生協議会がお出しになった、今年の令和2年の実績ですか、これの数字でいくと、例えば水田の面積は417ヘクタール、さっき村長は470ヘクタールというふうにお話いただいたんですが、その中でも、水稻は60%、それからソバが100ヘクタールですか、それで15%というようなお話、それからあと、その他の野菜等の数字を頂いたんですが、ちょっとこの数字、実績として面積が違って、最終的にはトータルの面積が564.8ヘクタールになっているんですが、先ほどの村長の数字と少し違うんですが、これは、どうなっているか、ちょっと御答弁いただけますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 先ほどの水田の面積ですが、米の作付面積ですが、そこで畦畔を含んだ面積ということで、今回はお答えをさせていただいております。

統計の仕方はいろいろあるかと思いますが、畦畔を含む面積ということで、490ということで出しております。

ほかに畦畔率とかいろいろありますので、それを含めた数字でやっておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問ありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 村長の答弁、うっかりしていました。畦畔を含めた数字ですので、そういう数字になろうかと思えます。

それで、今出していただいた作付面積の中で、以前からちょっと私、自分でも少し野菜作ったりしているんですが、ちょっと疑問だったのは、これだけ広い中で、どうして主食のパンを作る小麦を作らないのかなっていうことを非常に疑問に思っていたんですが、実はいろいろ調べてみますと、小麦ってとても大変なんですね。

例えば、日本のように梅雨のある、いわゆる湿気の多い、水分がたくさん、多いようなところでは、どうしても湿潤的に、麦の育成にはあまり向かない。それから、まずコストが合わない。それから、作付面積がどうしても難しいというようなことで、農水省の数字でいきますと、年間600万トンの小麦が必要だと。そのためには、それをもし国内で作ろうとすると、140万ヘクタールの土地が必要なんだそうです。そうすると、全体でお米が170万トンぐらい作られて、それから、果樹とか放牧地を除いて野菜を作ったら、小麦を作ろうと思っても土地が少な過ぎるって、そうい

う実情、実態があるそうです。

それから、コストが合わないということでは、生産コストとしては60キロで大体7,500円ぐらいで、トンで計算すると12万5,000円ぐらいになるのに、海外からの輸出金額は、政府があれしているのはトン6万円くらいですから、その差額っていうのは、たくさん政府が買入れたものの利ざやをうまく利用して、直接農家のほうに補助金として補填と、こういったようなことで今調整しているそうですけど。

でも、私が思うに、小麦これだけ使って、パンやうどんとかパスタとか、あるいはケーキとか、そういったものにいろいろ使えばいいかなと思うんですけども、そこでちょっと質問なんですけど、そういう今私が言ったような、非常に条件が難しい中で、過去にこの村で小麦に挑戦した農家の方ってたくさんいらっしゃったのか、そこだけちょっとお聞きしたいんですが。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） たくさんかどうかはあれなんですけども、私の記憶の中では、若干はいたと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問ありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ありがとうございます。多分、今言ったような条件でやってみたけど、やっぱりこれうまくいかないよねっていうことで、もっと収益の上がる、あるいは生産が継続できるようなものに切り替わっていったんだろうというふうに思います。

それで、私は、またちょっと話が戻っていけないですが、小麦に関しては、私、実は製薬会社にいたっていうのを前にお話ししたと思いますが、そこで農薬の実態ということ、我々人間の薬作って、あるいは動物の薬も作ったんですが、使われる農薬の中には、薬っていうのは字を反対に読めば「リスク」で、非常に危険を伴うものだっていうことは、皆さんも認識されていると思うんですけど、ポストハーベストなんかで小麦を作ったものを、外国で作ったものを日本に輸入してくる時に、ポストハーベストで要するに収穫後のものを維持管理するために、防腐剤だとか防カビ剤ですね、それから殺虫剤なんかも、もう本当に小麦が1キロあったら、ポストハーベストの農薬がもう1キロ添付されているというような、もうそれはちょっと極端過ぎるにしても、非常に品質を管理して持ってくるために、どうしてもやむを得ない状況なんだと思うんですが、そういったものを全然知らなくて、パン屋さんが、パン屋さん知っていらっしゃると思うんですけど、作ってそれを提供しているというのは、どうしても私、疑問に思って、おいしいパン屋さんを見つけると、パンに興味があるもんですから、あちこちであれするんですけど、やっぱりこれも外国産だよなと思っただけだと、ちょっとげんなりしてしまうんです。

そういう意味では、そういうポストハーベストの部分を含めても、農水省の言っているのは、いわゆる減農薬だとか無農薬に近いようなものを広めて、日本の食を本当に安全なものをもっともっ

と活用したいということで、テーマに掲げているんですけども。

今回、これ、農水省がこういうものを7月にあれしたっていうのは、急に始まった話ではなくて、ずっと以前から農水省の中で議論されてきた中で、今回のコロナで、もうロシアを含めて15か国の国から輸入されている食品が日本に入ってこなくて、さあ大変だっていうんで、これ慌てたんだというように思っていますが、思い返せば、先ほどの1番の食料自給率も、実はこの村の食料自給率は恐らく高いと思うんですが、海外からの食料自給率計算すると、日本は韓国と一緒にもう最低、後進国と言われるくらいのひどい状態、37%、カロリーベースと生産額ベースで行くと、カロリーベースで37%、生産額ベースでは66%って、60%を超えているんですけども、そういう意味ではいいんですけども、でも、1961年だから、今からちょうど60年くらい前の、ちょうど日本が戦争終わって、もう経済的に自立をし始めたころは、もう90%以上の自給率があったのに、それがどんどん減ってきて、途中で穀物ショックだとか、米騒動とかいろいろありましたよね、冷害で米が取れない。そのようなときからどんどんあれしていくと、もう40%割って、今は37%。

これ、このままいくと大変なことになると思うんですが、この数字を2030年まで農水省が45%まで上げるって言っているんですが、これは、農政課長、可能でしょうか。ちょっと難しい質問ですが、お答えいただければ。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 可能かどうかは、ちょっと私は分かりかねるんですが、目標ですので、そういうことに向って日本が努力していくという意思表示なのではないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問ありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） そうですね、目標ですので、頑張ってやっていっていただきたいと思うし、私どもも、農水省おっしゃるように、消費者と生産者と、それをつなぐ中間にいる方、それから食に非常に興味がある若い方たち、そういう人も全部含めて、ましてや後ろには政府がいて、みんなで頑張ってこの日本の食を根底から立て直していこうよという姿勢だというのは、今回のこの日本フードシフトだというふうに思いますんで、みんなで一丸となって協力していかなきゃいけないと思います。

それで、一丸として協力していかなきゃいけないんですが、先ほど数字がいろいろ出たものは、ちょっとお寒い数字のような気がするんですが、そこで少しこの数字の中から出てくるものの中に、農水省も訴えているんですが、いわゆる先ほどもお話したように、農薬を減らしたり、減農薬にしたり、あるいは有機の栽培した有機栽培だとか、減農薬栽培とか、いろいろな今の全く厚生労働省なんか認めているその農薬の基準値をぐっと下げて、EUなんか設置している数字に近づけるようなものを、みんなで安心して食べるようにしていくために、数字を下げましょうということ

で、非常に国のほうも努力されているんですね。

アメリカに言われたとおりに、TPPとかいろんなものの貿易協定を含めた中で、日本は今までずっとアメリカの言うことを聞いてきて協力してきたんですが、いよいよここまで来たら、ちょっと本当にこんな状態で食を安全に保てるのかなということが、私は切に感じているわけですし、それで減農薬野菜だとか無農薬野菜っていうのは、確かに観光農業が中心になっていかなきゃ成り立たなくて、日本中の食が安全とか量が生まれないというような部分はあるかと思えますけれども、そういう中でも農薬を減らした食材を流通させるというようなこと、それから、無農薬に近いような安全な食材を提供するということについては、私は大いに賛成なんですけど、この数字もなかなか先ほど言ったように、観光農業が中心になっていかなきゃ、安定的に食の確保ができないと思えますのでね、その辺りは少し真剣に私どもも考えていかなきゃいけないと思うんですけど。

そこで、ちょっと質問するんですけど、この3番目にあります——、個人経営の農業者は何世帯かっていうことにちょっと移りたいと思うんですけど、これどうしてこんな質問をしたかっていうと、村にこれだけの面積があるんだけど、その後継者の問題とか高齢化だっというようなことで、持続的に今までしたら、息子さんが跡を継いでお孫さんにとというようなことが、累々と伝わってきたんですけど、今のこういう諸事情になると、それも非常に難しくなると。

そうすると、誰かに託さなきゃいけない。誰かに託すんですけど、それもちょっと元気出してやるよっていうような人が僅かでは困る。その人たちを全体的にまとめて、あるいはその経営上の農業法人に格上げするというような形で継続していってもらいたいものですから、これにちょっとどのくらいそういうことを真剣に考えている人がいるかなっていうことで質問させていただいたんですけど、このいわゆる担い手の方がこれから先ほど村長は4人の方が実績であるとおっしゃったんですけど、この人たちは今現在本当にこの白馬で腰を据えて、お百姓をやるよというふうにして意気込んできた方だと思うんですけど、今その意気込みがどうかちょっと教えていただけますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 先日、新規就農者の方と面談したんですが、それぞれ皆さん非常に意欲的に、この白馬の地で取り組もうという気はすごくあります。ゆくゆくは法人にしてみたいとかっていうような方もいらっしゃるんですけど、非常に頼もしいなというふうな思ったところでもあります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。

第7番（太谷修助君） それで、今その方たちは、本当にこの白馬村で農業をやって、一本立ちして頑張っていくぞっていう姿勢を持った方たちが今参加されていると思うんですけど、その人たちのほかにこの今白馬村の中に住んでいらっしゃる方でも、これから移住・定住の部分を含めて白馬村に来ていただく若い方たちが、農水省がおっしゃるように、やっぱり自分たちは従うだけで、生産者のことはどうでもいいんだと、スーパーに行ったら物は自由に買えるんだという姿勢じゃな

くて、自分たちも生産者の方たちの苦勞っていうものを分かった上で、自分たちもそこに携わって
いけたらいいよねっていうのが、今回の農水省の一つの目的だというように思っていますけども、
先日何ですか、農業委員会の方たちのところから出たんでしょうかね、白馬移住・定住に伴う住宅
に付随する農地の別段の面積取扱い基準というのが、今年ですか、示されたと思うんですが、この
制度についてちょっとご説明頂ければありがたいんですが。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 農業委員会のほうで移住・定住者向けに下限面積の設定というのを見直し
したということで、広報はくばのほうにも出させていただきましたが、今まで白馬村につきましては
は、神城が4反歩、北城が3反歩ということでありましたが、下限面積は全域で3反歩というこ
とで、農業委員会のほうでなりました。

そして、移住・定住に伴う住宅等を取得する方がいらっしゃいますが、そういう方については
0.1アールで取得できますというようなことに、農業委員会のほうで決定させていただいたとい
うことであります。

こういう施策については、大北の各地域も実施しておりまして、誰でもかれでもいいよって
いうわけじゃなくて、移住・定住で白馬村で頑張っていこうという方に限って、審査はしますが、そ
ういうことで解決したということでもあります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。

第7番（太谷修助君） ありがとうございます。どこでもやっているというふうなお話で、ちょっと
私がこれはいい制度だなというふうに思って、こういうことを農業委員会のほうでどんどん進めて
いってもらえばいいと思います。

ただ、適用条件もしっかりありますので、やっぱり適用条件の中には、もうこの白馬にしっかり
住んでもらって、その隣接する農地もしっかり野菜を作って頑張っていってもらいたいというよ
うな、もう条件はついていますので、こういう制度は譲り手の面に、あるいはそれになる方たちが確
実にその住宅を確保して、そこに隣接をする農地もしっかり生かしてもらおうと、非常にこれいい制
度で、ご自分の食べる物は自分の畑でちょっと作りたいよねというような人たちには、大いに結構
なお話だと思うんで、こういうことはどんどんPRしていただければいいんじゃないかなというふ
うに思います。

それで、今農政課長のほうから、0.1アールって言いましたけど、10平方メートルですから
2メートル50だから大したあれじゃないにしても、そういう農に興味を持って自分の食べる物は
自分でちょっと作ってみたいねっていう人たちが増えていけば、これ非常にいいアイデアだと思
いますので、どんどん進めていただければいいなというふうに思っています。

それから、5番目になりますけど、圃場整備の作付については、先ほど村長ご答弁頂いたん

が、今回北城南部でやっている40ヘクタールについて、それを今実際私なんか行ってみたら、お米作ってるんですけど、これは園芸農家のところもありましたっけ。ちょっと分からないんですが。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 先ほど村長の答弁にもありましており、北城南部地区の圃場整備につきまして、10%から20%高収益作物、園芸作物を作りなさいというような条件がありまして、それについては40ヘクタール全体の中でということになっております。

今完成しておりますのが1工区になりますので、1工区の中でも一部は園芸作物を作っているところもありますけども、それほど多くはありません。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。

第7番（太谷修助君） ちょっと私見落としていた部分があったんで、分かりました。村長の答弁のとおりだと思います。

それで、10%から20%でしたか、そのほかの園芸を含めた農っていう中に、今回この圃場整備ですので、国がお金を出してももちろん個人負担もあると思いますが、その中でその一部先ほど言ったようなその農水省が提案するような減農薬だとか無農薬だとか、あるいは有機野菜なんかを面積を広げていくっていう目的からいくと、そういう圃場整備した土地の中で、何%かそういうところをそういう意思を持っている個人や団体の方たちが村内にもしいるとしたら、そういう人たちにそのいろいろと問題もあろうかと思えますけど、貸してもらえんというような、あるいは貸してあげられるというような制度というのをつくる考え方はありますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 農地の貸し借りについては、今も制度があります。それで、有機農法ですかね、議員さんの中でも取り組んでいる方がいらっしゃいますが、国ではみどりの食料システムというような戦略を出しまして、2050年までに25%を有機を増やしましょうというような話があります。

それには、もちろん先ほど言いましたように、除草ですとか、そういう技術革新が伴わなければ、とてもできるものではありませんので、今後今の担い手さんの中にも、有機JAS取り組んでいらっしゃる方ですとかいらっしゃいますので、そういう方もまた含めながら、どういった方向で本当にできていくのかっていうことを、議論していきたいなと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。

第7番（太谷修助君） ありがとうございます。やはりこれはこれからの、もちろん先ほど私が言ったように、観光農業が中心でいかなければ、安定した食材は手に入らないんですが、そうした中

で、人間のこれからの生き方として、そういう減農薬だとか無農薬だとか、有機だとか、そういう栽培をすることによって、人間の体に優しい物を食べたいよねっていう願望を持っている人たちが、これからはどんどん増えていくと思います。

ですから、これ圃場整備にはいろいろな条件があるとは思いますが、そういう中でそういう方たちがいたら、まず議論をして、そういう人たちが本当に真剣にやろうとしているのか、そういうところの見極めから始めてやりながら、もしそういう貸していただけるようなあれがあったら、ぜひ門戸を広げていっていただければ、私も議員が終わったら早速そういうことがもし可能なら、参加したいというふうに思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

それから、ちょっと戻りますけども、私は自分がそういう有機栽培にちょっと傾倒している関係で思うんですが、実は昨日こんな話をしているうちに、前回のサルの被害なんですけど、昨日業者さんをお願いしたその後、近くの人から電話がかかってきて、サルにやられたってということで本当に惨めな思いをして、実はその後、昨日ですか、昨日設置をしていただいたんですが、せっかく作ったものはね、やっぱり無農薬であれしとるからおいしいかどうかサルに聞いてみなきゃ分らないんですが、いずれにしてもおいしそうに、きれいにみんなやられました。

心折れるんですが、それもしょうがない、自然の中のお付き合いで、何とか対策を取っていきたいと思っていますけども、そういうことで安心した食材を、サルも安心して食べれるような食材をこれからも作って、お客さんにも提供していきたいというふうに思っています。

そんな中で、今有機栽培とか減農薬だとか、それからそういう農薬を減らすというようなことの話をしたんですが、ひとつ皆さんだけぜひ知っておいておきたいのに、私も製薬会社にいたんですが、農薬の恐ろしさというのは、もう肌で感じているほうなんですけど、ネオニコチノイド系の、いわゆる農家では2000年頃から殺虫剤としてカメムシとか、害虫の防除に使っていたものが、この20年間で約3倍の量に農薬が使われていて、それはある意味人間とか昆虫なんかの農神経細胞をいかれる状態になる薬ですので、もうこれを減らさなきゃいけないということで、相当いろいろ議論をする中で、農水省はついに昨年、そのコーデックス、いわれる世界的な組織があるんですが、政府間同士のやりとりの取り決めなんですけど、その規約に準ずるようなものをやっとなら政府も認めて、農薬を減らしてけっというようになったんですが、そのコーデックスの数字よりは上回るけども、でも今までからいきや全然少ないからいいじゃんという、こういう形のものになっているんですけども、本当に小さな子供たちが食にするものですので、非常に私は危惧をしていますけども、お肉なんかのところに使うその肥育ホルモン剤だとか、あるいは赤身増粘剤ですね、こういったものは正確に言えば薬なんですけど、食品添加物という項目の中に農水省は、厚生労働省は認めていますので、ポストハーベストで食物を収穫した後の物っていうのは商品として、食品として認められるものですから、食品添加物っていう項目に薬が変えられてしまうんですね。

この恐ろしさっていうのは、ぜひ皆さんもちょっと知っておいていただきたいと思うんですが、

そういうことがまかり通るこの先進国の日本でないような、そういう食の安全を求めていることも、この農水省が今回やったフードシフトの中には込められていると思いますので、これも現に皆さんもちろんお分かりになっていただいていると思うんですが、そういうものをこの白馬村は目指していけるような、そういう村づくりもするために、食の部分は協力していただければいいというふうに思っています。

いろいろなお話をさせていただいたんですが、そういうことで、食の安全を確保するためには、ぜひやっていっていただきたいと思います。

それでは、ちょっと時間がありませんので、2番目の質問に移らせていただきたいと思うんですが。2番目の質問、すいません。

村内の自主防災組織についてです。

昨今の異常気象、気候変動により世界中が災害、水害、干ばつ等に見舞われています。これに加えてコロナ禍で本来の人の往来がなく、情報網として防災放送等で知る人が中心と考えられますが、避難指示が出された場合、スムーズな対応を求められるのですが、そこで以下のことについて質問します。

村内30行政区の中で、自主防災組織ができていない区はどこか。

2、どのような理由でできていないのか。

3、区民でない人への連絡等はどのような方法があるのか。

4、障がい者、車のない人、別荘住人の避難の伝達や方法はどのようになっているのか。

5、情報を共有することが災害、事故を未然に防ぐ方法と思うが、個人情報との兼ね合いはどのようになっているのか。

5点質問いたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2つ目の村内の自主防災組織について、それぞれ5項目の質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきますが、まず7月からのお盆にかけて、日本各地で年間降水量に匹敵するような雨量を記録し、長野県内にも多大な被害が発生をいたしました。お亡くなりになられた方へのご冥福をお祈りをするとともに、被害に遭われた方へのお見舞いを申し上げます。

それでは、答弁させていただきます。

1点目の村内の30の行政区の中で、自主防災組織ができていない区についてであります。自主防災組織は、住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成をし、自発的な防災活動を行なう組織であり、各行政区により、設置、運営されるものであり、大規模災害時に行政機関による公助が困難な場合に、自助・共助の機能を発揮することが期待をされており、行政としましては、これまで全区へ設立の支援、推奨をしてまいりました。

この8月末で自主防災組織を立ち上げていない区は、南からめいてつ区、エコランド区、どん

ぐり区、青鬼区の4行政区であります。

2点目の、どのような理由で設立をされていないかとの質問につきましては、各区で状況が異なっております。

例を挙げると、行政区設立から日が浅く、自主防災組織についてこれから着手をする区や、区の居住人口が少なく、自主防災組織を立ち上げずとも、区内の各世帯の状況を把握しており、災害対応が可能と考える区もあります。

自主防災組織の活動内容は、平時であれば防災知識の普及、災害危険箇所の把握、防災訓練の実施、防災資機材の備蓄と整理、点検等で、災害発生時には情報収集、住民への伝達、初期消火、避難誘導、被災住民の救出等になります。

これらの多岐な活動内容から、一般的には、行政区内の居住人口の減少や高齢化により、防災活動の担い手が不足していることにより、立ち上げができないというのが大きなき要因だというふうに考えられます。

それから、3点目でありますけれども、区民でない方への連絡手段と、4点目の障がい者、移動手段の無い者、別荘住人の避難伝達に関しましては、関連しますので、まとめてお答えをいたしますが、村では、令和元年及び2年の2か年で新防災情報配信システムの整備を行ないました。

この整備内容は、村内17か所への防災災害無線屋外スピーカーの設置、全戸を対象に整備を進め、8月末現在、村内2,664台への個別無線機への設置と、これらに加えて携帯電話やスマートフォンで発信された注意報、警報の状況を確認でき、村で流れている防災行政無線の内容を確認可能な白馬村防災ナビの導入と登録制防災メールの発信等、災害情報伝達手段の多様化、多重化を行なったものです。これらの情報発信を多重化し、活用することで、行政区に加入していない方をはじめ、障がい者や移動手段のない方、別荘住民への災害情報の伝達を行ないます。

また、ご自身の居住する地域の危険性については、国、県、村が公開しているハザードマップの確認をお願いをしています。ハザードマップは住民が自らの危険性や避難の方法を理解し、適切な避難行動をとることによって人的被害の軽減を図るためのものです。しかしながら、ハザードマップだけでは災害時に適時的確な避難行動をとれるようになることは難しいのが現状であります。このため、現在の感染症の状況からは、開催が困難ではありますが、防災ナビや防災登録メールの登録訪問説明会や、区の総会を利用した周知、防災訓練等での利活用等の取組みを積極的に行なう必要があるというふうに考えております。

最後に、情報共有と個人情報の兼ね合いについてであります。健康福祉課と社会福祉協議会において避難行動要支援個別避難計画や、災害時住民支えあいのマップの作成を通じて、要支援者の必要な支援について検証し、自主防災組織や関連機関と情報共有することで、被害の縮減を図っています。要支援者とは災害時に避難行動をとる際に支援する者をいい、一般的には高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等が上げられます。避難行動要支援者個別避難計画の策定に当たっては、

手上げ方式で名簿登録の希望を募り、情報提供の同意を確認した上で名簿を作成するとともに、情報共有をしています。

自主防災組織が区内の独居者等の要支援者情報を使用する際には、利用目的を明示し、説明し、目的外使用をしない誓約のもと、書面に記入いただく等の手続きをとっています。災害時における要支援者情報の支援機関への利用及び提供は安否確認ができていない状況においては、災害対策基本法第49条の11の規定により、本人の同意を要しない典型的な事例と解されており、村では災害時、要支援者の安否確認のため関連機関と安否確認に必要な個人情報を伝達し、共有することとなります。また、安否確認後においても、要支援者の避難後の支援を促進すべく、支援に関する情報が積極的に提供、共有しなければならないものと考えています。

なお、白馬村個人情報保護条例においても、第10条第2項第3号の規定において、個人の生命、身体及び財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認める場合は利用及び提供の宣言について、例外規定としているところであります。

以上、2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員の質問時間は、答弁も含めあと9分です。質問ありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 村長、ありがとうございます。

私、自分の住んでいるところのことをあえてここで口にするのは、区の中に住んでいる議員としてあんまりいいことではないなと思ったんですが、なかなか進まないんです。それで今、この4つの区の中でも、青鬼の皆さんは本当にどこに誰が住んでいるかというようなこと、みんな分かかって、古い昔からの集落ですので、みんなお互いに協力しあうということが、少人数ということもあってできるかと思えますけども。

ほかの3つは、いわゆる新興地って言うんですかね、私もそうですが、外から来た方たちでできたところですので、なかなかプライベートな部分含めて、ちょっとコミュニケーションがとれてないとか、自由を求めて白馬に来たんだから、そんな組織の中に組み込まれるのはもってのほかだという方も正直いらっしゃることであって、私もエコーランドで区長をやっているときに、そういうこと苦労しました。でもあんた、助からなくていいんかいって言いたいんですけど、本人の自由ですので、あんまり積極的にできない部分はありますし、区長を含めて当該役員さんたちはみんな、頑張っってそういうものを作りたいとは思っているんですが、どうしてもネックになる部分がある。

そういう中で、今、村長のご答弁いただいたように、もう緊急を要するときはそんなこと言っらんねえんで、助けてやらなきゃというところが優先するかと思えますけども。

この中にですね1点、要支援者ということが先ほどありましたけど、例えば要介護というようなことで、非常に普段から社協の皆さんや健康福祉課の皆さんがご努力して、そういう方たちの情報を把握したり、されていると思うんですが、こういう方たちはいざ地震や災害があったときに誰が

どこへ、どういう状態で連れて行ってくれるんだというものは任されているのが、その地域支えあいマップか何か作って、それぞれ行政区の中でも、できているところはおやりになっていると思いますが、シミュレーションとして、この前の神城断層地震のように、本当に区長さんがこの人は、おばあちゃんどこに寝ているか分かるというふうな、そんなところまで把握できるとは、全てができるとは思っていませんので、要介護者の人は高齢者でも障がい者でも身体障がい者や精神障がい者、それから日常的な健常者でも、例えば自分の判断はできないような乳児、もしくは幼児ですね、そういった子供や、それから特にこの白馬村は外国籍の方たちもいらっしゃるんで、言葉も分からないとか、それから地理が分からないという人たちもいらっしゃるんで、そういう人たちを含めてみんな同じように安全に身柄をちゃんと確保してあげて、安全な場所に運ぶという仕組みは、本当に実際そうやってみなきゃ分からないんですが、転ばぬ先の杖でそういうことがちゃんとできるように何か訓練をやるとか、そんなようなことをしてもらったほうが、言葉で言うだけよりは間違いなくいいと思うんですが、そこを最後に村長からご答弁いただいて、質問を終わらせたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 災害時の災害弱者に対する支援ということでございますけども、白馬村では避難行動支援制度実施要項ということで、先ほどの村長の答弁にもありましたとおり、私がその対象になるという方につきましては、手上げをして登録をしていただく。その登録の制度の中に支援する方が、私の支援であれば誰がやってくれるのかというところまで登録するというような形のものをとっております。

それと、答弁にもございました地域の支えあいマップ、これが密接にリンクをすればベストなんでしょうけども、やはり情報をなかなか出したくないという方もいらっしゃいますので、その場合には要支援者としての登録された方と支援する方自身は、情報は分かっておりますが、災害時はそれを身体・生命・財産を守るためには活用する分は可能だと、いわゆる適用除外になっているということでもありますので、この辺を進めていくというのが、進めてはいるんですが、なかなか登録者数も増えていないということがありますので、その辺は現時点でも課題にはなっておりますから、いろいろところで登録についての推奨を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。

質問がありませんので、第7番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第9番松本喜美人議員の一般質問を許します。9番松本喜美人議員。

第9番（松本喜美人君） 9番議員の松本喜美人です。

いつの時代でも行政の最重要課題は、村民の命を守ることが、最大の責務であります。

本年度の重点施策であります、新型コロナウイルスのワクチン接種事業では、村内医療関係者並びに役場所管課の職員の皆様が、長期にわたり休日返上で崇高な使命感を抱いて、事に当たる姿を拝見し、この場をお借りして議員の立場でお礼と感謝を申し上げ、質問に入らせていただきたいと思っております。

今回は、通告書に基づき、行政の危機管理について、2、地域資源の活用についての2項目について、村長の見解をお伺いいたします。

まず、第1項目について質問させていただきます。

危機管理ではそれぞれの分野ごとに、危機事態発生後の対処方法のクライシスマネジメントと、危機事態の発生を予防するための対処方法のリスクマネジメントがあり、常にこの2つの視点で考察することが重要と考えます。

国内共通の危機的と捉える事案は、第5波の新型コロナ感染であり変異ウイルスが猛威を振るい、現在21都道府県に緊急事態宣言が発令されております。長野県においても、連日100名前後の感染報道がなされ、医療危機が地方でも進行しております。

そこで次の9点についてお伺いをいたしますが、県が担当している分野にもついて触れておりますので、答えられる範囲内での答弁を求めたいと、お願いいたします。

1点目、北アルプス広域圏、以下圏域と言わせていただきます。感染者受け入れ医療施設及び宿泊療養施設の有無について。

2、圏域の病床確保数、実は通告書全部病床という表現をさせていただいておりますけれども、これはベッド数と置き換えたほうが、ユーテレ等拝見されとる村民の皆さんには分かるのではないかと、通告では病床となっておりますけど、以後ベッド数と置き換えさせていただきたいと思っております。直近の圏域入院患者数並びに利用率は。

3点目、圏域の宿泊療養施設のベッド確保数と、直近の圏域利用者数並びに利用率は。

4点目、本村における、自宅療養者数は。

5点目、本村における、感染第5波の感染者総数と、コロナウイルスと変異ウイルスの感染内訳は。

6点目、圏域における、感染第5波の感染者総数と、コロナウイルス、変異ウイルスの感染内訳は。

7点目、コロナワクチンの接種希望者に対する、1回目、2回目の接種率と、希望者への接種完了予定見込みは。

8点目、感染力が強い変異ウイルスの急増が予想される状況下で、下半期に向けての対策は。

9点目、この質問は平林教育長にお伺いをさせていただきたいと思います。

感染第5波では、生徒の夏休みと重なり、全国的には10代の感染者が多いとのこと、国は小中学校の抗原検査の強化策を打ち出していますが、学校現場での対策についてお尋ねをさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 松本喜美人議員から行政の危機管理について9項目の質問を頂いておりますので、1項目から8項目まで、私から答弁させていただき、最後の項目は教育長より答弁をさせます。

1点目の北アルプス広域圏の感染者受入れ医療施設及び宿泊療養施設の有無についてのご質問ですが、宿泊療養施設については、県内に現在5か所あるということは承知をしておりますが、それ以上のことは公表されていないため、あるかないかについてはお答えはできません。

また、感染者受入れ医療施設については、市立大町総合病院が感染症指定医療機関であることは分かっておりますが、その他については、やはり公表がないため、村からお答えすることはできません。

2点目の圏域の病床確保数、直近の圏域入院患者数、利用率についてのご質問ですが、圏域ごとに公表をされているものがないため、公表されている県全体での数を申し上げますと、確保している病床は490床で、内訳は中・軽症者用が448床、重症者用が42床で、9月の7日現在、入院者数は148人となっており、使用率は30.2%ということになっております。

また、県下4ブロック別の確保病床の使用状況によりますと、当中信ブロックの病床使用率は下から2番目の34.1%になっております。

それから、3点目の圏域の宿泊療養施設に関する質問ですが、先ほども申し上げましたが、公表をされているものがないため、お答えはできません。

それから、4点目の本村における自宅療養者数であります。県が毎日公表をしている新型コロナウイルス感染症陽性者の状況についてにおいて、居住地白馬村で8月中に公表された感染者29人のうち、症状・経過の欄に自宅療養と記載があった感染者数は20人を数えました。これまでは人数や内容が分かりませんでした。県では災害発生時における自宅療養者の避難に対する対応として、9月の3日から自宅療養者リストの提供を開始をしました。

ただし、毎日公表されている内容と自宅療養者数の提供のタイミングは若干ずれるとお聞きしており、村で受けている9月6日時点の人数は8名と確認をしております。

それから5点目と6点目については一括お答えを申し上げますが、第5波の感染者数であります。第5波がいつからという明確な日にちの定義が見当たらないため、仮に全国的に感染拡大が顕著になった7月最終週を起点として、9月の7日までの公表の感染者が、白馬村において45人、北アルプス圏域では白馬村を含め134人です。

なお、コロナウイルスと変異ウイルスの感染の内訳については、市町村ごとや圏域ごとの実数の

公表はされていません。

というのも、変異株は全数検査でなくL452Rスクリーニング検査が行なわれ、県ホームページによると、7月の26日から9月の5日にかけて、検査実施数が1,735件で変異株陽性者数は1,406人、変異株陽性率81%と公表をされています。

7点目の新型コロナワクチンの接種率と完了見込みについてお答えをいたしますが、なお、接種率の計算が4月の1日現在の対象人口を基に算出をしております。

8月31日現在での1回目のワクチンを打ち終わった方は5,436人で、接種率では69.5%、2回目まで終了した方が4,743人で接種率は60.7%となっています。

このまま順調に接種が進めば、今月末に接種率が80%を超える見込みで、ワクチン接種を希望されている方については、ひとまず完了といえると考えております。

それから、8点目の変異ウイルスに対する下半期の対策につきましては、感染力が強い変異ウイルスに対しても、これまで行なってきた基本的な感染対策を徹底していただくことには変わりはありませんが、周知等に当たっては、感染力や重症化リスクの違いを念頭に行なってまいりたいと考えておりますし、併せて接種率が低い年代などへのワクチン接種も引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上、1点目の質問に対するの答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 平林教育長。

教育長（平林豊君） 9つ目の感染第5波では、全国的に10代の感染者数が多く、国は小中学校の抗原検査の強化策を打ち出しているが、学校現場での対策はとのご質問であります。政府は、学校に約80万回分の抗原検査キットを配布することにしています。本村へは40回分で、原則教職員むけですが、小学4年生以上の児童生徒も対象となるそうです。

発熱などの症状がある場合には、自宅での休養や医療機関の受診を原則とし、すぐに医療機関を受診できない場合や、速やかな帰宅が困難な場合には、抗原検査キットを活用し、迅速な検査を実施することとしております。

教育委員会では、今回、国から配布されるものとは別に、唾液による抗原検査キットを30セット、既に各学校に配布しています。

この検査キットは、教職員はもとより、児童生徒の感染が疑われる事案などのときに、目安として自宅で使用していただくことを想定して配布したもので、検査キットで陰性となったとしても、微熱を含む発熱、せき、喉の痛みなどがある場合には、登校を控え医療機関を受診するようお願いをしているところあります。

以上答弁いたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありますか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） ただいまの村長、教育長のほうからご答弁いただいたわけでありませ

確かに村が直接担当している以外の質問でございまして、不明というようなところで多いわけがありますけれども、最初から多分難しい質問ではなかろうかなと捉えておりました。

ただ、実態を少しでも、村民の皆さんにも理解してもらうために、あえて質問させていただきました。

多分それぞれの上部団体といいますか、情報入手いただいたということで、庁内での答弁書が書けないというような質問が多かったと、自分でも理解しておるつもりであります。

それでは、まず病床のベッド数というところから、再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、県全体では490ベッド数というようなことで、答弁をいただいたわけであります。

たまたま今日の大系タイムスご覧になった方もいらっしゃると思いますけども、従来15ベッド数から、感染状況を踏まえて20ベッド数にするというような報道がなされておりました。

私もこのベッド数につきましては、8月31日付の信濃毎日新聞で、これは8月30日午後4時現在という、基本的な定点を定めた中で、長野県の病床確保数490という報道がなされ、このベッドの使用率が55.7%というような報道がありました。

この490ベッド数というのは、長野県の人口の中で、確保率という部分でどのくらいになるのかってということで、長野県人口6月1日現在202万3,000人で割り出しますと、0.2%ということになります。

それで、北アルプス圏域はどうなのかということで、分かりませんが、実は15という数字は同じく大系タイムスで、市立大町総合病院の決算状況の報道がなされたところに15というベッド数が報道されておりました。

ベッド数15で北アルプス圏域の人口、大町市と池田、松川でいいますと5万5,000人あります。いみじくも県と同じ0.2%であります。

今朝、大町が20に5つベッド数を増やしますという記事で、20で計算いたしますと、0.35%の、人口に対するベッド数の確保率ということになるのではないかとということになります。

それで、この質問についても、行政が直接お答えできない部分に触れるのではないかと思いますけども、例えば、感染状況によって今15を20に増やしたということでもありますけども、今後さらに感染状況によって、大町市立総合病院は増やせる余地があるのか、ないのかってような情報を得ておりましたら、お尋ねしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えいたします。

大町病院のほうの病床数の増床については、やはり本日の報道で、私どもも知りまして、今後も感染状況によって、また増床できる余地があるのかないかについては、ちょっと分かりません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。松本議員、質問ありますか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 危機管理の一環といたしまして、これは村が決めることではありませんけ

れども、確認事項といたしまして、例えば、最悪の事態はあと10ベッド数ぐらいは増床できるとか、できないとかっていう情報を得ておくという必要性は、私はあるのではないかと思いますので、これは県に伺うということなのか、その辺のところは私には分かりませんが、機会があれば最悪の場合には、このぐらいのベッド数が可能であるというような、情報としては得ていただきたいなと思います。

それから、次に、自宅療養者数でありますけども、白馬の8月中ということで、29名が感染されたうちの20名が自宅療養されているということで、先ほど答弁頂いたわけではありますが、これも幸いにしまして、圏域・本村内において、自宅療養者が亡くなったというような話はないわけがありますけども、ただ、全国的な傾向の中では、自宅で亡くなったというような報道が、ここ二、三週間非常に多かったのかなというようなふうな捉え方をしております。

私の考える自宅療養というのは、病状によって判断されるんでありましようけども、できることであれば、療養施設等々に収容という言葉が適切でないのかもしれませんが、常に監視できる状況の中で療養していくというのが一番大事ではないかなというふうに捉えております。

したがって、この問題につきましても、特に圏域内の大町、小谷、白馬では、産業構造上、観光関連従事者が非常に多いということ、そして、観光客と接する業務が感染危険度は高いと言わざるを得ないという特に特出すべき地域であります。そういったことを考えますと、県等に医療施設の増床を要望する考えはないかというようなことをお尋ねしたいということと併せて、これは8月31日の信毎の報道の中で、県は30日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う防止策というようなことで、総額112億5,000万円を追加する本年度の一般会計補正予算を専決処分をしたという報道がなされております。その中に9月の半ば頃までに中信地方に280人程度を受け入れる施設を用意するという目標というようなものも記載がされております。

そういうことを考えていきますと、これもぜひ県等に、できればこの圏域等の受入れ体制の強化というようなことでの働きかけというようなものを考えていらっしゃるのかどうかということでお尋ねさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） お答えいたします。

まず最初、産業構造上、よそから来られるお客様が多いということでの県等に対する医療施設のベッド数を増やしてくれないかという要望に対してであります。できるものなら増やしてほしいというのはもちろんあるんですけども、今朝の報道のとおり、大町病院だけで33%、ベッドを増やしたという現実がありますので、県のほうも市町村の意向を酌んでやっていたらという認識もありますので、ただ、今後のまた第5波の後あるかもしれませんし、長野全県下下がっている中で、ご承知のとおり北アルプスだけ今増えているという状況があつて、不安がないわけではございませんので、県と連携を密にしながらやっていきたいと、要望すべきときはしていきたいとい

うふうに考えております。

あと療養施設についても同様でありますけれども、何しろ住民の不安を払拭していただけるようなお願いをしていきたいというふうに考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） それでは、私ども全く医療現場というものを理解していない中での質問でありますし、これも場合によってはお答えできないのかもしれませんが、あえてお伺いをさせていただきます。

まず、新型コロナウイルスの新たな治療方法として、体内に侵入したウイルスから細胞を守るための抗体を人工的につくり、複数の種類を組み合わせる点滴投与されるし、重症化予防に効果が高いとされる抗体カクテル療法が非常に新聞等で報道されており、松本市においても8月中・下旬に導入されたというような新聞報道がされておまして、例えば市立大町総合病院でこのカクテル療法というようなものが導入されているのかどうかということでもありますけれども、情報を得ていなければ得ていないで結構でありますけど、もし情報がありましたらお尋ねしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えをいたします。

特例承認されました抗体カクテル療法につきましては、軽症者あるいは中等症患者向けの治療法ということで、感染初期に使うと大変有効であるとされております。

この抗体カクテル療法につきましては、大町病院で治療を開始しているかどうかということとはちょっとはっきりとは聞いていませんが、大町病院が指定感染症の医療機関であるということであると考えると、大町病院のほうでは当然実施しているものと考えています。

また、県のほうでは、10圏域で30医療機関について、この治療法を使えることが可能になった体制を整えたとしていますので、それでお答えとさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） それでは、次に、新型コロナワクチンから国内においては変異ウイルスの感染が非常に拡大しているという報道がなされております。

それで、この質問を作成するときに厚生労働省のホームページと実は日本経済新聞の新聞及び日経のホームページでこの変異ウイルスについて少し調べをさせていただきました。ちょっと長くなって恐縮でありますけれども、今国内で変異ウイルスとして確認されておりますのが6種類ございます。それで、理由は分からないんですけども、変異ウイルスを名称の後に株という、何々株とか、型というような、これは新聞各社みんな違いますけれども、そのような表現がなされております。どうして言うのかというのは、私には分かりませんが、それで、日本では令和2年の12月に、最初イギリスで確認されたアルファ株というものが最初国内で見つかっております。このアルファ株の感染力が、新型コロナウイルス対比で1.3倍。それで、2番目にベータ株、確認された国は

南アフリカです。これが感染力が1.5倍。それから、3番目にガンマ株、これはブラジルです。感染力が1.7から2.4倍。4番目がデルタ株、これはインドでありますけど、これが1.95倍、約2倍であります。国内で圧倒的に変異ウイルスとして感染しておるのが、このインドで見つかったデルタ株であります。これは日経の報道によります、真実性云々というのはそれぞれ取り方でありましても、首都圏感染全体の95%がデルタ株という報道がされております。それから、関西圏で80%がデルタ株ということで、国内においては、インドで発見されたデルタ株が圧倒的に多いということ。そして、白馬にとりましては、いわゆる産業構造上といいますか、基幹産業が観光というようなことで、首都圏、関西圏からの来訪されるお客様も非常に多い。したがって、今までよりはさらに意識を一段高めた対策というものが私は必要ではないかということで、これは村長にお尋ねをさせていただきたいと思っております。

今、長野県内におきましては、県独自の警戒レベル5と同時に、今月の3日から12日まで、命と暮らしを救う集中対策期間というようなことで啓発活動を行なっておりますけれども、こういった対策、集中対策期間というようなものを今後の感染状況によって白馬村独自で設けるというような考えはないでしょうか。

ただし、時短要請とかそういったもので補償を伴うということではなくて、村民の意識を高める、再確認させるという意味合いで、こういった期間を設ける考えはないか、お尋ねしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 白馬村独自でそういうことを考える気はないかという質問でありますけど、これはあくまでも県の指導によって我々是对応するわけでありましても、そんなことも、たまたま白馬村がまた感染が増えてくるということになれば、当然また県のほうでも指導もあると思えますし、また、我々のほうでもそういった要請もしながら、そういった部分はあるかというふうに思っております。

今、時短営業も今月の10日までという地域と、それから、12日までは長野県全域が皆さんで気をつけましょうというような行動を今起こしているわけでありましても、いずれにいたしましても、例えばその時短要請が終わったといたしましても、村民に対しては引き続き手洗い、そしてマスク、そしてまた人との密を避けるというような行動はぜひ引き続き感染のあるなしにかかわらず、引き続いてやっていただきたいなということを、また村のほうからも村民に対して、そんなメッセージを出してまいりたいというふうに思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありますか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 今、村長のほうから答弁を頂いた中で、この問題といいますか、項目の中で最後の質問になるかと思っておりますけども、村長はよくコロナウイルスうつらない、うつさせないという行動というのが非常に大事であるということをよく機会あるごとに発しております。

今、村長メッセージでありますけども、感染者が急増した場合に村長メッセージというようなことでメッセージを出されておりますけど、私は小まめに出していくということが非常に大事ではないのかなと捉えております。それは、村民の皆さんに新型コロナウイルスから変異ウイルスに国内のウイルスが変わろうとしている中では、今まで以上の感染力が強いという認識を持っていただくということでありますので、それには、例えば先ほどワクチン接種が今月にはほぼ希望者には終了するというような答弁を頂いておりますけど、例えば今月であるならば、ワクチン接種について希望者に対してはほぼ終了いたしました、今後さらに12歳に達したとか、迷っていたけどやっぱり接種するというような人も多いと思いますので、そういったタイミングのところ、感染力が強いんですよということと、先ほど下半期の対策として、確かに私もこれがきめんであると提言できる部分全くございません。ただ、基本的には、やはり手洗い、それから消毒、3密を避ける、換気を促す、外部から戻ったらうがいをする、できるだけ人との接する時間を短くすると、やはりこの基本しかないのではないかと思います。

そういったものを、感染者が多発したからメッセージを出すのではなくて、例えば夏の観光シーズンが終わって感染者がほとんど仮にいなかったとしても、村民意識の行動によってゼロで抑えられたというようなことで、村民への感謝と引き続き注意喚起をするというようなメッセージというのは、私は特に経費がかかるわけでありませんで、防災無線並びにユーテレ等で常に意識をさせていくという、逆に言うと、村民に対して、それだけ常に神経を張りなさいと、酷なことではありますけども、感染力の高いところを認識していきますと、やはりそういったメッセージを出していくということが非常に大事ではないかと考えますけど、その点について村長の考えをお尋ねします。

議長（太田伸子君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 村長メッセージも今の広報無線、それからケーブルテレビですか、もう十数回放送しているわけでありまして、そのほかに、毎日毎日、健康福祉課のほうから今の感染状況がどうだというようなこと、それから感染が拡大しているから気をつけていただきたいというメッセージは毎日放送をしているわけでありまして。そのことは議員も十分理解はしていると思っておりますけども、その中で、村といたしましても、区切り区切りには村長メッセージというようなことを発しながら、村民の皆さんから気をつけていただきたいというふうなことを対応してまいりたいというふうに思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありますか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） ありがとうございます。やはり村長の声で村民に訴えていくということは非常に大事なことでありますので、ぜひお考えいただいて、ここぞというタイミングでメッセージを出していただけたらなと思います。ぜひご検討頂きたいと思います。

次に、2番目の質問項目に入らせていただきます。

地域資源の活用について。本村では令和元年12月に気候非常事態宣言、令和2年2月にゼロカーボンシティ宣言を行ない、令和3年3月、今年の3月であります。白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会を設置し、具体的な行動計画の策定作業が進められております。本村の地域資源の一つである豊富な安定した雪解け水と急峻な地形を活用する水力発電について、次の4点をお伺いさせていただきます。

1点目、上記協議会に村長は諮問されたと思いますけど、具体的な項目は何か。

2点目、協議会の答申予定はいつ頃か。

3番目、水力発電事業申請に伴う村の関わりの有無は。

4点目、既に数社の企業が役場に調査名目等で挨拶に来庁されたと伺っておりますが、企業総数と県外、県内、村内の内訳についてお尋ねいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 地域資源の活用について4項目の質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会への諮問をした具体的な項目についてお答えをいたします。

令和3年3月の23日に開催されました第1回の白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会において、再生可能エネルギーに関する基本方針、白馬村気候非常事態宣言行動計画を策定したいため、協議会からの意見を求める諮問を行ないました。

2点目の協議会の答申予定時期につきましては、本定例会開会時の冒頭の挨拶でも申し上げましたとおり、本年度中を予定をしております。

それから、3点目の小水力発電事業申請に伴う村の関わりの有無についてお答えをいたします。

まず、小水力発電事業の実施に際し、村が事業者と事業の可否や事業内容について直接の関わりについてはありません。ただし、小水力発電所を設置し運用をするためには、河川法、電気事業法に基づく許可手続、電力協議、自然公園法、自然環境保護法、森林法、砂防法等、様々な手続が必要となってまいります。

発電所設置予定箇所や用水の種類、河川の占用の有無等の形態により手続は異なりますが、村に対してそれぞれのケースで必要となる許認可に係る行政手続としての関わりが生じます。

これらの相談や手続の過程においては、事業実施を予定している河川から取水をしている農業用水の管理する地区及び団体等に関しましては、地域の合意を優先することが必須と考えるので、事業についての説明と同意を得るよう指導をしているところであります。

最後に、役場に調査名目等で挨拶に来た企業数ですが、企業数は3社で、うち2社は県外で、1社は村内であります。

松本喜美人議員の地域資源の活用についての答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 村長から今答弁をいただいたわけでありますけども、順次、再質問をさせていただきますと思います。

まず、田中農政課長にお尋ねをさせていただきたいと思っております。

数年前に土地改良区で、農業用水を利用した——利活用した小水力発電事業に取組をすると決定した時に、農政課で村内の農業用水の水量、大きな落差が生じる地形等の条件を満たす候補地の調査をしたということを、私、議員の全協であったのか、産業経済委員会の中であったのか、受けた記憶がございます。そこで、その時の調査結果で候補地が、適地とされた候補地の場所についてお分かりになりましたらお尋ねしたいと思います。

議長（太田伸子君） 田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） それでは、お答えします。

平成25年度に小水力等農村地域資源利用活用促進事業という事業で、村内6か所行なったというふう聞いております。

内訳は、村の調査箇所は5か所です。佐野地区、飯田地区、みそら野地区、塩島地区、瑞穂地区になります。もう一か所につきましては、土地改良区のほうで行ないまして、地区の場所は飯森ということになっております。

調査の概要ですが、出力ですとか概算の事業費、売電収入、事業費の回収年等を調査したというふう聞いております。

今年、そういう結果を受けて、飯田区のほうで村で取り組んでいるというような状況でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 農政課長のほうから、村内に、現在、土地改でやっております小水力発電所の場所以外にも数か所候補地、適地があるというふう考えられます。そこで、これもまだ決定してるわけでも何でもありませんけども、今ちょうど中央省庁は新年度予算に向けてそれぞれの予算要求を財務省に対して行なうための作業がされております。

そういった中で、これも実は8月23日付の日経の中で、環境省が再生可能エネルギーの導入を地域単位で先行したいということで、行政体、それから民間共に、最大75%を補助する予算要求を出したいという記事が掲載されております。多分役場の職員の中でも御覧になった方がいるのではないかなど。

それで、議員の中からも村で小水力発電をやったらどうかというような意見が機会あるごとに出されております。それで、まだ予算要求の段階で通ってるわけでもありませんし、どういった事業内容になってくるのか全く不明でありますけども、最大75%の補助が出ると。経済産業省では

10年間継続していきたいというような内容の記事が載っております。

そういった中で、村では、気候非常事態宣言ゼロカーボンシティを県下の中でも早い段階で宣言をした村として、こういったところに注視をし、場合によれば本格的に補助金等が確定した段階で実際調査をしてみるというようなことのお考えはないかお尋ねをしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、国の来年度の概算要求での中でのいわゆる脱炭素交付金の関係のご質問かと思えますけども、全体に係ることですので総務課のほうで答えをさせていただきますと思います。

概算要求につきましては、議員のおっしゃるとおり、官庁速報でも流れてきておりまして、補助率についてもおっしゃるとおり、最大で4分の3というような状況でありました。

現在の状況で行きますと、この交付金に関しましては、交付金に係る新法の制定、いずれも公共、いわゆる自治体がやるにしろ、民間の財政投融资にしろ、新法の制定というのが必要になりますので、それについては現在注視をしてるところでございます。

それと併せて本年度取組んでおります環境省の調査事業がございまして、これについて現在作業を進めておりますが、これが環境省で言う温暖化対策の地域の施策編に該当してくるというふうになってるんですが、これが交付金にどういうふうに関われるかどうかというのは、私共自治体とすれば注視することというふうに考えておりますので、協議会の中でも非常に再生可能エネルギー、特に小水力の関係でいくと地域との調整が非常に難しいというお話も出ておりますので、実施主体がどこになるのかはともかくとして、その可能性についてはしっかりと定めていきたいというふうに考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。松本議員の質問時間は、答弁も含めあと7分30秒です。

質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 最後の質問ということでお聞きをいたしたいと思います。

私は、地域資源の活用、いろんな地域資源があろうかと思いますけども、やはり地域にある資源は、その地域の人・企業がまず活用していくってことが大原則ではないかなと捉えます。

例えば、よく農産物は地産地消というふうに表示されておりますけども、エネルギーも全く同じではないのかなと。地域の資源を地域の人・企業が活用して、その地域で使用していくっていうのが基本的なスタンスではないかなというように捉えております。

もちろん地元の企業優先云々だから法を無視してっていうことではなく、先ほど吉田参事兼総務課長が答弁の中に触れましたいわゆる法令遵守と同時に、地域の住民、行政区の同意っていうのが大前提でありますけど、得られればそういったのが基本ではないかと私は考えておりますけども、行政のお考えをお尋ねしたいと思います。

議長（太田伸子君） 吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 私も再生可能エネルギーの協議会のほうに出ながらいろんな方とお話をさせていただいております。再生可能エネルギーで申しますと、まずは議員おっしゃるとおり、法令の遵守、法規制のクリア、それと経済性、技術面、それと地域の合意というのは必要になってくると思います。

やはりここで地域の合意というのは当然最優先になってくるんですが、いわゆる小水力を例にたとえると、発電というのが目標ではなく、地域にどういうふうに、いわゆる地域の経済であり、地域の振興であり、これにどういうふうに関わってくるのかということが大変重要になってくると思います。それが地域いわゆる村内の方であれば当然顔も分かりますので、そこら辺をうまく乗り切ることもできるかもしれませんし、逆に大手のところこそそこら辺をくみながらということもあるのかもしれませんけども、その辺についてはしっかりと地域の中に、それが発電だけの目標ではないという姿勢を事業者側が見せていくと、この辺が一番大切だということに思っておりますので、手続で来た際にはそういうことをぜひ優先してほしいというお話はさせていただきたいと思っておりますので、行政のほうとしてもしっかりとそこら辺を指導していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありますか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 先ほどコロナ関連の中で県が一般会計の補正の専決処分をしたというお話を少しさせていただきました。その中には、県独自の警戒レベルの5以上の地域住民には抗原検査の簡易キットを無料配布する事業、さらには、いわゆる経済的な対策というようなことで、中小企業向けの特別応援金が本年の8月、9月の売上げが前年、前々年と対比して50%以上減少した事業所に対しては、法人で40万円以内、個人では20万円以内を支給するというような、これも新聞報道されております。まだ制度が確定ではないと思っておりますけれども、確定した暁にはぜひコロナ対策と同時に経済対策も進めていかなくてはならないと認識しておりますので、決まり次第、周知の徹底を図っていただくようお願いを申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第9番松本喜美人議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時05分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第2番横川恒夫議員の一般質問を許します。第2番横川恒夫議員。

第2番（横川恒夫君） 2番横川恒夫です。質問事項を2つ用意いたしまして、そのうちの一つ、小規模農家について。

ワクチン接種は進んでいますが、コロナウイルスの感染拡大が止まりません。早く収束すること

を願うばかりです。

白馬村は豊かな自然環境や山岳景観から観光関連産業が盛んな村です。農業もかつては盛んな村でした。民宿をしながら、勤めながら農業をしたものです。

観光関連産業が発展する中で、農業は米の値段が下がる一方で、高齢化が進み、後継者不足が深刻であり、小規模農家の離農者が増えています。今後の農業を支えていくであろう認定農家には、農業用機械の施設を導入し、経営改善、発展に取り組む場合には支援、補助がありますが、小規模農家にはありません。

そこで伺います。1、圃場整備が進められていますが、全ての耕作地が対象になるわけではありません。耕作地の形が悪かったり、面積が狭い条件で頑張っているのは小規模農家です。今後の小規模農家に対する支援についての考えを伺います。

2つ目、圃場整備に該当しない耕作地は農道が狭く、未整備なところが多い。今後の対策を伺います。

3、次世代を担う農業者に対し、支援、補助事業は大事ではあるが、現在農業をしている者に対しての支援の考えはありませんか。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 横川恒夫議員から小規模農家支援について3点の質問をいただいておりますので、関連がありますので一括答弁をさせていただきます。

まず結論から言いますと、小規模農家への支援については、村単独予算で確立されているものはありませんが、小規模農家といっても様々なケースがあり、自家用にするために必要なだけの農作物を作っている、副業で少量の野菜等を直売所等に出荷をしている、農業を続けたいが後継者がなく困っている、今使っている農機具が壊れたらやめる、先祖代々の農地なので赤字になっても続けるというように、いろいろな考え方の農家の方がおります。このような小規模農家をひとくくりにして支援をすることは非常に難しいのではないかというふうに考えております。

まず、やる気のある農家の方が農業を継続できるようにするためには、認定農業者になる、それから集落営農に取り組む等の方法が考えられます。今後は地区でどのように農地を守っていくか自ら考え、このような農地が中心になって持続可能な農業に取り組んでいかなければなりません。

村では、神城、北城、青鬼の3地区の農業経営者の将来計画である人・農地プランを策定しており、各地区の農業の取り組み方に適した支援をしてみたいというふうに考えます。

このような状況ではありますが、ハード面の支援は、水路、農道等が破損し、営農に支障が生じた場合、規模により村土地改良区が緊急対応をしております。なお、計画的整備が必要な箇所は、地区の意見や緊急度等を考慮し、順次対応をさせていただきます。圃場整備に該当しない耕作地の整備は、村土地改良区が事業主体となり、国の耕作条件改善事業を実施することもあります。

が、担い手への農地の集積、集約化促進が条件となります。

また、地区の皆様には、地域づくり支援金や原材料支給等を組み合わせ、普請の際に整備をしていただくなどご苦勞をいただいております、この場をお借りし、改めて感謝を申し上げるところであります。

ソフト面の支援では、総務課、建設課、農政課に集落支援員を配置し、小規模集落中心となりますが、農道、水路等の草刈り、支障木撤去、電気柵設置、特定外来種駆除等の支援をさせていただいておりますので、担当課にご相談をいただきたいと思っております。

それから農業規模にかかわらず農業を営む上での課題は、1、農業機械導入、2、有害鳥獣対策、3、草刈りの3点だと認識しております。

1つ目の農業機械導入は、平成26年に認定農業者を対象に、村単独の農業機械補助を導入しましたが、現実的に全ての農業者への機械補助は財政的に難しい状況であります。

2つ目の有害鳥獣対策については、農家規模にかかわらず電気柵の貸出し、購入補助があります。

また、3つ目の草刈りについては、農村景観保持や有害鳥獣対策の面からも非常に大切となりますので、来年度に向け、何らかの方策はないか担当課に指示をしているところであります。

農業は国の政策に大きく左右されます。農耕は日本文化であり、食、生きがい、健康、そして観光、景観保全、災害防止等の機能を有しております。当村は多様な方々が集いコミュニティを形成しておりますが、一農山村ですので、農業をするしないにかかわらず農山村風景保全は住んでいる皆さんの協力が必要不可欠と考えます。

以上、1点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。横川議員、質問はありますか。横川議員。

第2番（横川恒夫君） 草刈りについて伺います。

草で覆われた用水路、または木が育っている排水路などがあります。離農者が増えている現状で、用排水路の今後の管理についてどのようにお考えか伺います。

議長（太田伸子君） 田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 草刈りについてですが、非常に大変な作業だろうと思っております、先ほど村長の答弁ありましたが、基本は地区の普請でやっていただくということになるかと思っておりますが、どうしても手が回らないところについては、村でも集落支援員さんを用意しておりますので、一度ご相談いただければと思います。

それと草で覆われると有害鳥獣のすみかになったりですとか、そういうこともありますので、来年度に向けて何か村で少し考えられないかなと思って、今農政課のほうで会議、一丸となって今方策を考えているところですので、そんなところをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。横川議員、質問はありますか。横川議員。

第2番（横川恒夫君） 草刈り対策ですけれども、やっぱり草刈りをすることによって水路が守られたり、今の状況では離農者が増えることによって草刈りができないところがあると、草の刈れないところが生じている状況を早い段階で対応していただきたい。

今の答弁ですと今後考えるということですが、もう現実に塩の道祭りが2年続けて中止になりました。それで私も歩いてみたんですけど、もうほとんど歩くのに支障があるような塩の道のところも一部あります。対策を早くお願いしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を――。

第2番（横川恒夫君） ということで、早い対策というところで、草刈りの対応を早めにいたしていただきたいと考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 質問は。横川議員、ちょっとマイクを前のほうに、離していただいていいですか。

第2番（横川恒夫君） 私の言いたいところは、草刈りがなされていない所、それを何とか、個人の財産ですけれども、自分の財産じゃないところも刈りながらも草刈りを守っている人もいるわけですが、そういう所の草刈り対策を村として考えてもらえないか。年に1度でなく、数回の草刈りができないかということについてはいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 非常に草刈りは本当に先ほど来言っているように大変だと思っております。農政課でも集落支援員さんいるんですけど、ほぼ毎日、草刈りに出ていただいております。

村内全部草刈りできるかっていうと、それはちょっと不可能ですので、ここという所をもし言うていただければ言っていたら、そういう所についてはなるだけ行政のほうでもやっていきたいと思いますが、さっき言いましたけど、自分の地域は自分できれいにするとかっていうのもありますので、基本は地区のほうでやっていただき、どうしても手に負えないところがあれば、村で補完するというようなことになろうかと思っておりますのでお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。横川議員、質問はありますか。横川議員。

第2番（横川恒夫君） 現在、農業用の機械が大型化している状況で、農道整備はもう欠かせない必要なものです。耕作地を借りていただくにも条件がよくなります。農道を舗装工事等の考えはありませんか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） できる所は順次対応していくところでありまして。それと地区でやっている多面的ですとか、そういう事業、多面的お支払い交付金事業ですとか、そういうのを取り入れながら地区でやれるもの、あるいは行政でどうしても手を入れなきゃいけないものっていうのは考えながら、全てできるっていうわけではありませぬので、順次対応していきたいなと思って

います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。横川議員、質問はありませんか。横川議員。

第2番（横川恒夫君） 自分の農地は自分で守る精神で頑張っている人が多くいます。高齢化が進み後継者不足が深刻で、農業次世代人材投資事業に力を入れながらも、小規模農家がこれからも農業を続けられるような支援の考えはありませんか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 先ほど村長の答弁にもありましたけども、農道整備というのは非常に国の施策に左右されるところありまして、本当はあまねく全ての農業者を村で支援できればいいんですが、なかなかそういうわけにはいかないです。

この白馬を守ってきていただいたのは、そういう古くからやっていた農家の方があってこそだと思いますが、ただ、どうしても財政的なことがありますし、何か先ほどの草刈りの話もありましたが、そういうところで支援できればしていきたいなところでもあります。ちょっと歯切れが悪くてすみません、そんなところでお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。横川議員、質問はありませんか。横川議員。

第2番（横川恒夫君） 新たな担い手の確保が間に合わない状況の中では、耕作をしない土地が増えるばかりです。やはり道路整備を進めて農業状況がよくなればと考えますが、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 本当に農道整備というのは大事だと思っていまして、そういうこともあって圃場整備が、今村内で続けていくと、工事をやっているのは1か所ですけども、そういうところで続けていってるといってございます。本当に農地が整備されないと、これからどんどん耕作放棄地が増えていってしまうというような状況は誰でも多分想像できると思いますので、そういう所をなるべく減らすように地域の皆さんと行政が考えて進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。横川議員、質問はありませんか。横川議員。

第2番（横川恒夫君） コロナ禍で観光関連産業もダメージですが、農業関連産業も大打撃です。今年度は大幅に米の値が下がる見通しです。農業収入を目的にしている農業者にとっては大変な問題です。農業収入を目的にしない農家は、自分たちで食べるだけ米や野菜を作っていると考えますが、計算をするとスーパーなどで買ったほうが安いのですが、やはり自分の農地は自分で守る精神で頑張っています。そういう頑張っている人たちに対してなかなか難しいとは思いますが、現在の政策だけでは十分と言えないのではと考えますが、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 繰り返しになりますが、恐らく全ての農業者に対しては不十分だと思って

おります。米の米価は下がってくるということです。今年についても米の作況指数もよいというような情報が出ていまして、国の倉庫にも入りきれないほど米がとれるのではないかというような話もあって、あとは日本の国民の食生活も変わり、米の消費量も10万トンずつ減っていくというようなこともありますので、国のほうとしては高収益作物という、いわゆる園芸作物のほうにシフトしなさいというような話もあります。ただ、すぐにそれができるかといえば難しいですが、米の単作地帯白馬村としては、少し時間をかけてそういうところにも取り組んでいかなければ、これからの農業はやっていけないのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。横川議員、質問はありませんか。横川議員。

第2番（横川恒夫君） 今後、農業を離れる人が少なくなるように願っています。

2番目の質問に入りたいと思います。小水力発電事業について。

長野県気候危機突破方針に基づき、2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにするには、地域資源を活用した再生エネルギーの創出が必要です。また、農業従事者の高齢化や少子化に伴い、農業水利施設等の維持管理が農家の負担となっており、今後はICT等を活用し、維持管理の省力化を図ることが求められています。

水路の流量と落差を利用した、水力発電を行なうとともに、スマートな農業を導入することで、農業水利施設の維持管理の低減を図り、環境と農業の一体的な課題解決を図る目的で、犬川用水電動ゲート設置・小水力発電事業は大いに期待するものです。そこで伺います。

令和5年に工事が終了予定ですが、維持・管理はどうするのか伺います。

2番目に、白馬村土地改良区で行なっている小水力発電事業はどのような成果を上げているのか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 小水力発電事業について、2項目の質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

最初に、小水力施設工事終了後の維持・管理についてお答えをいたします。

村では、令和3年度犬川用水電動ゲート・小水力発電事業測量設計委託業務を公募型プロポーザルにより業者を選定し、現在業務履行中であります。

今回の委託業務では、各設備の保守・建設費用、維持・管理費用、機器更新費用、減価償却費用を含め20年間で1サイクルとするランニングコスト計算の作成も業務に含まれており、維持管理体制も含め現在検討中ではありますが、基本的には日常の維持・管理については、地元の地区で行なっていただくことを当初の目的としております。

次に、白馬村土地改良区で行なっている小水力発電事業の成果についてですが、白馬村平川小水力発電所は、白馬村土地改良区、長野県、国それぞれの負担により建設され、平成27年度より発

電事業を開始をし、最大で年間146万6,000キロワットを発電できる能力がございます。

土地改良区に伺いましたところ、現在も発電所は順調に稼働しておりますが、機械のメンテナンスの関係上、能力の9割程度の稼働となっており、令和2年度は年間で131万7,000キロワット強を発電し、約535トンのCO₂削減につなげたとのことでありました。

また、国の固定買取制度により発電をした電気は1キロワット当たり34円で電力会社に売電をし、令和2年度は約4,480万円の売電収入があり、揚水ポンプの電気料やメンテナンス費、老朽化や突発的な災害で壊れた水路や畦畔の修繕費など、土地改良区施設の維持管理費に充てているほか、特に、これまで資金難で手の着けられなかったポンプ施設の更新や、取水施設の大規模修繕に一定のめどをつけることができた点では、大きな成果があったというふうに考えているところであります。

以上、小水力発電についての答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。横川議員、質問はありませんか。横川議員。

第2番（横川恒夫君） 1番のところですがけれども、これからなるうかと思えますけれども地区との話し合いの予定とか、また今後の予定が分かっているところがあれば教えていただきたいと思えます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） まだ今年設計しているところであります、この間についてはこれから地区の皆さんと話していくというところまでしかお答えすることはできません。ただ、この指示については地区のほうからも電動ゲートをぜひ入れてもらいたいというような要望もあったというふうにお聞きし、事業化になったというふう聞いておりますので、そういうところも含めて、また話し合っていければいいかなと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。横川議員質問はありませんか。横川議員。

第2番（横川恒夫君） 今の答弁の中に、小水量発電事業は成果が上がっているということをお聞きして、今後の村としてこういう事業を取り入れていく計画はあるのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 先ほどの松本議員の答弁と同様になりますけれども、現在進めております報告書、これと来年度の概算要求をしております交付金の関係、これがうまくリンクして実施ができるようであれば、その中に一つ自治体が事業主体となってやっていくというものも考えられると思っておりますので、その辺については情報収集等注視をしながら、検討してまいりたいというふうを考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。横川議員質問はありませんか。横川議員。

第2番（横川恒夫君） 今回の小水力発電事業ですけれども、村の中ではまだ飯田地区等が関わっているわけですが、今後の開業の予定は未定だそうですけれども、早い時期に私は地区と話していただきたいと。やはり経験がある者と経験がない者、経験がないことについては早い対応を求めるわけですが、維持・管理がスムーズに行なわれるようになれば、農業用水、または草刈りの問題とか先ほど言った道路の問題もそうですけれども、今、実際に農業に携わっている高齢者の負担が軽くなればと考えます。農業を長く継続していただくためにも、この計画はぜひ進めてほしいと願っています。

私が感じるところでは、飯田地区の皆さんも先がまだ見えないわけですが、近々そういう話が区に、今年度中はいかがでしょうか。話が出せるようなことはありますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） なるべく早い段階で話はしていきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。横川議員質問はありませんか。

質問がありませんので、第2番、横川恒夫議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから10分間休憩といたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時46分

議長（太田伸子君） 尾川耕議員の一般質問を許します。第5番尾川耕議員。

第5番（尾川耕君） 第5番、尾川です。よろしくお願いします。

まずは、コロナの感染状況の中で、皆さん大変なお仕事をなさっていると思っています。本当に未曾有な災害なので、大変毎日毎日苦勞なさっていると思います。村民の皆さんも、僕ら議員も、役場の皆さんもすごく悩んでどうやって生きていこうか、といいながら生活していると思います。役場の皆さん、どうもありがとうございます。

それでは、今回は2問、2つ一般質問します。

まずは、これから冬に向けて新型コロナウイルスの対策。ワクチン接種が進む中、感染力が今までより強いデルタ株などの変異株の出現によって、コロナ終息の見通しが全く立たなくなってきました。また、デルタ株は、小さな子供たちにも感染しやすく、幼稚園、保育園、小中学校など、12歳未満のワクチン接種ができない子供たちへの対応も急がれます。

そんな中、ようやく国も重い腰を上げて、抗原検査キット定量性のやつを配布を矢継ぎ早に行なってきております。

白馬村の観光業や生活者にとっては試練の日々が続きますが、この災害級・未曾有とも言える困難にどう立ち向かうのか。経済的には観光客を受入れ、ウィズコロナの体制でこの冬を迎えることが必要であると感じております。

そこで質問です。

- 1、デルタ株に対し、村として、どのような認識をなさっておりますでしょうか。
 - ②、今後の村所有施設や村内の民間施設の感染拡大防止のための方針をお教えてください。
 - ③、村が行なう経済的なサポートの予定。
 - ④、新型コロナウイルス感染症白馬村対策本部はどのような組織か。
- 以上、4点よろしく申し上げます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 尾川耕議員から、これから冬に向けての新型コロナウイルス対策について、4項目のご質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目のデルタ株に対する村の認識についてお答えをいたします。

デルタ株については、従来のものより感染力が約2倍で、詳細は不明ですが重症化リスクも高く、またワクチンの効果を弱める可能性なども指摘をされております。急激な新規感染者の増加もこのデルタ株が要因とされ、県内でもデルタ株への置き換わりがかなり進んでいる状況となっており、村では引き続き最大限の警戒感を持って新型コロナワクチン接種と感染対策に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の村有施設などの感染拡大防止のための今後の方針についてのお尋ねですが、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国や県の新型コロナウイルス感染症対策の基本的な対処方針を踏まえ、一人一人が新しい生活様式に沿って行動することが重要であると考えています。

村有施設の使用や貸出しに当たっては、マスクの着用や3密回避などの基本的な感染対策をしていただいた上で、発熱等体調の悪い方については利用を控えていただいたり、使用後については使用した机や椅子のアルコール消毒を徹底しています。

また、8月20日付で全県の感染警戒レベルが5に引き上げられ、新型コロナウイルス特別警報Ⅱが発出されて以降は、貸出しを休止し、既に予約が入っている場合は、日程の変更や使用料の返金等の対応をさせていただいております。

民間施設につきましても、村有施設同様、基本的な感染対策の徹底はもちろん、基本的対処方針に基づき、業種ごとに出されているそれぞれのガイドラインを遵守していただくことが、感染拡大の防止につながっていくものと考えております。

3点目の村が行なう経済的なサポートの予定というご質問ですが、村内事業者に対する支援という理解に立ってお答えをさせていただきます。

先月20日に、長野県から特別警報Ⅱ発出市町村等事業者支援交付金の交付基礎額の通知があり、また、23日には、国から長野県を通じて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分の交付限度額の通知がありました。

これらの交付金の合計額は9,670万円余りであり、これを活用して事業者支援事業などを組み

立てることを進めるよう関係各課に指示をしております。

現時点では、具体的な事業をお示しできる段階ではありませんが、それぞれの交付金の趣旨の
とって組み立てるとすると、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、特別警報Ⅱの発出により、
経済活動が縮小し、その影響を大きく受ける事業者への直接的な給付事業や需要喚起事業を中心に
検討しているところであります。

最後に、新型コロナウイルス感染症白馬村対策本部の組織について、お答えをいたします。

本来の正式名称は、白馬村新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく白馬村新型インフルエン
ザ等対策本部です。これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する特別
措置法第26条の規定に基づき、白馬村新型インフルエンザ等対策本部を設置いたしました。な
お、名称については、特別措置法における新型コロナウイルス感染症に関する特例が適用されたこ
とから、国や長野県においても対策本部の名称に新型コロナウイルスを使用していることから、本
村としても名称を合わせております。

新型コロナウイルス感染症白馬村対策本部は、白馬村新型インフルエンザ等対策本部設置要綱の
規定に基づき、村長を本部長とし、副本部長に副村長及び教育長、本部員には課長職、総務課長補
佐、それから、北アルプス広域北部消防署長及び本部長が指名する者で構成され、事務局を総務課
に置き、事前準備から発生の各段階に応じ、健康福祉課との分担と連携により運営をするものであ
ります。

以上、1点目の質問に対するの答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありますか。尾川議員。

第5番（尾川耕君） まず初めに、デルタ株の危険性なんですけども、今日は松本議員も田中議員も
コロナについても話しております。その中で松本議員もやはりデルタの危険性というのは言われて
いると思います。

そこで、僕がちょっと見つけた資料なんですけども、諏訪中央病院玉井道裕先生、お医者さんな
んですけども、その人が、お医者さんが作ったこういう資料があります。これ非常に見やすく分
かりやすく、これが茅野市の役場のホームページに載っています。これを公開しています。そし
て、これ以外にもこの玉井先生が作られたいろいろな資料がたくさん山ほど載っています。こうい
うかわいいイラストで分かりやすく載っております。

例えば、そこの中ではコロナの感染力ということで、感染力が今まで以上、今までが1.4から
3.5人、デルタは5から9人ぐらい感染しちゃうというような書き方になっております。あと入院
したりとかICUに入ったりとかというのがどのぐらい多いかというのが分かりやすく書かれており
ます。

今まで村長がこういった事態になったときにいろいろと発表なさっていますよね。それはすごく
ありがたいと思っています。それと併せて、こういう情報を丁寧に村民の皆様とか、あと事業者の

皆様にお配りするとか、こういうホームページがあるよというような、例えば、役場のホームページの中にリンクを入れるとか、そういうことはできないのかなと思っています。

それと併せて、こういう情報を誰がどうやって集めるのかということはあるのでしょうか。この2点お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えいたします。

今、ご紹介いただいたような非常に分かりやすいものがあるとなれば、そういったものについては、ホームページのほうでリンクを張るなりする対応をさせていただきます。基本的に情報収集については、県等からの通知、あるいは県のホームページ等の発表を見て、情報については、必要があれば対策本部のほうで全員共有という形で進めているところであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第5番（尾川耕君） それですね、村長が先ほどの答弁の中で一番最後に言いました新型インフルエンザ等対策行動計画というのがあると。実際は新型インフルエンザ等対策行動指針かな、と言われてましたけども、これ平成27年の3月に発表されている資料があります。これ役場のホームページにも載っています。僕もこれ発見してすごく何かありがたいなと。こういうものがあるんだと。こういうもので役場の皆さんは行動をなさっているのかなと想像しました。

そこで、先ほどの情報公開のところでいくと、これ31ページ、これすごいおもしろかったのが、フェーズがありまして、まず未発生期があって、その後、海外発生期というのがあって、その後、国内発生早期、その後、県内発生早期、その次に県内発生期という具合にフェーズに分かれている、規格されているんです。これが、実はもう1年半前からコロナが広まっております。もうまさにここでいくと、県内感染期に迎えて、村内感染期に迎えちゃっているわけです。だから、フェーズでいくと、この県内早期の部分でやるべきことも書いてある。その前に、結構大分早い段階、海外発生時のときに、もう既に31ページに載っています。情報提供という項目がありまして、村は対策本部における広報担当者を中心とした広報担当チームを設置し、情報の収集、整理、一元的な発信、各対象への窓口業務の一本化を実施するというふうに書かれています。こういう組織はつくりましたでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議員ご質問の新型インフルエンザ等の行動計画につきましては、27年に作成ということで、これを基本に動いているというのは、ご質問の趣旨のとおりです。ただし、今回は、村長の答弁にもありましたとおり、新型インフルエンザの感染症法上の位置づけに新型コロナウイルスが加わったという流れに、法律上の流れですけども、そう位置付けられました。それが、全く全てこれに当てはまるのかというふうになると、新たな感染症法に位置付けられた内

容ですので、我々としても、これにじゃあ沿って実際にできるのかという部分については非常に難しいところではあります。当然のことながら、国も発生源であったりとか、いろんな状況を見ながら、厚生労働省から数値が来るもの等を見ながら、対策本部の中でいろいろ練っているということになりますので、答えからすると、その広報担当者だけでなく、対策本部でいろいろなものを審議するというふうな形になっております。

実行計画につきましては、今言ったとおりですけども、業務継続計画、BCPにつきましては、これは新型コロナに対応するものをつくらなければならないということで、これはホームページには載っておりませんが、これについては、見直しの際については加えているというところで、なかなか同時並行で進んできた中で、確かに議員の、ページからすると、そういう記載になっているかもしれないけれども、なかなかそういうふうに思い切れなかったという点については、ぜひご理解頂きたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第5番（尾川耕君） まさにこういう行動計画について、そのままできるのかどうかというのも、確かに問題があると思います。しかし、やはりもう1年半以上続いている問題です。まだ解決の糸口がまだまだ見えない。そういった不安の中でみんなが暮らしています。役場の皆さんも実際皆さんが悩んでいらっしゃると思います。

それですね、これをまた持ち返しますけども、この計画の中で、感染期においては、村民生活及び地域経済の影響を最小限に抑えると、そういうことがもちろん書かれております。だから、皆さんいろいろ邁進してやっていただいているんだと思います。

そこですね、感染拡大といっても、感染拡大防止をするに当たって、こういったシールドをつけるとか、マスクをつけるとかというのもあるとは思いますが、それと並行して、感染したときに感染した人がどうやって周りにふりまかないか、ばらまかないかということを考えないといけないと思います。

そこですね、今日の松本議員からの質問で、村内の自宅療養者が8名ほどいるというふうに伺っております。それは、今8名なんですか、どうでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 自宅療養者ですけども、村長の答弁で9月6日現在という答弁をさせていただきますので、9月6日現在の数値ということでご理解頂ければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第5番（尾川耕君） 6日現在ということであれば、まだ8日なんで、まだ何人かは、8人近い方々は多分自宅療養していらっしゃると思います。

昨日でしたかね、村長の特別会計委員会ですか、の一番初めのところで、家庭内感染が広がっていると。そして、家庭内全員が感染しているという事例があるということを言っていたような記憶があるんですが、それはあるんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 具体的な事例で申し上げることはできませんけども、この自宅療養者の名簿につきましては、用途を災害時に利用する場合に限るということで、市町村には届いてはおりますが、もちろん担当者にはそういう具体的な名称等があり、これから台風等で起こり得る災害の場合に、その方がいわゆるイエローゾーンであったりレッドゾーンの入っている場合には、その方たちが避難したというものを県に報告しなければならないという扱いになっておりますので、これを新型コロナウイルスの対応のために使うというのはちょっとできないという前提条件になっております。

ただ、村長が申し上げたとおり、家庭内感染が起きれば、それで自宅療養というふうになれば、その家族の方は名簿に掲載されてくるというふうに我々も理解しております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川耕議員、質問はありますか。尾川議員。

第5番（尾川耕君） そういう使われ方とするのがちょっとびっくりしましたけども、ここでちょっと考えていただきたいことがあります。例えば、母子家庭とか父子家庭、大人と小さなお子様が1人、2人、そういう家庭も村内にいるかと思えます。それと併せて、家族全員が感染しちゃったという場合に、やっぱり例えば食事の世話であるとか、長期になると、洗濯を誰がやるのかとか、ごみ出しを誰がやるのかということは考えていけないと思えます。先ほどの答弁でも、社協と一緒にファミリーサポートとの事務局でちょっと検討しているということが相談されているということでちょっと安心しましたけども、例えば、これを、これもまた難しいんですけども、結局どこに誰が住んでいるかわからないということなんですよね、感染者が。そういった場合に、例えばご近所の方が、多分ご近所の方知ってると思うんですけども、僕も知ってますけど、僕も正直知ってますけども、ご近所の方がそういうサポートする場合に、何か防衛的なことをやったほうがいいのか、例えばマスクを配布するとか、フェイスシールドを配布するとか、例えば、その方がお友達であったりとか、近所の方でもいいんですけども、お部屋に入って、洗濯物を手伝うとか、そういう場合は、何か対策は考えていらっしゃるんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えいたします。

先ほど、ファミリーサポートを活用してみたいな話がありまして、そこでもしやっていただければよかったら、健康福祉課のほうで備蓄していますフェイスシールド、ガウン、マスク等については提供させていただきたいと思えます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第5番（尾川耕君） そうというのが備蓄されているんですね。それはすごくありがたいと思います。そういった情報をやはり公に伝えるほうがいいと思うんです。今回、小学校とか中学校、中学校はちょっとだけでしたけど、広まっています。今恐らく、このまま落ち着いていくのかなと僕は期待はしているんですけども、今後また広がる可能性もあります。だから、こういった情報は、今言ったように、保健福祉課がガウンがあるとか、もし近所の方がお手伝いするのであれば、お友達がお手伝いするのであれば、そういうことができるんだよ、そういう準備があるんだよということを役場から、いっぱい情報発信していただく。そして、誰かが、誰が感染者かというのが実は役場ではわかっていないとおっしゃるのであれば、逆に、手を挙げてくださいと、保健所から連絡が来るっというようなことがないのであれば、私が感染しました。役場に電話かけました。ちょっとサポートをお願いします。と言えるような環境をつくっていただければありがたいかなと思っています。その点はどうでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議員のおっしゃる内容というのも当然提案の一つとしては理解しますが、まず感染症における対応というのは、長野県がやるというのが大前提になります。ですので、いわゆる陽性者であったり、濃厚接触者に対しては、保健所が直接本人に連絡を入れているということになりますので、我々に情報が来ない限りは、本来であれば県の責務でやるというのが先ほどの一般質問にあった内容になりますので、これを補えない場合にどういうふうにするのかというのは、当然出てくる可能性もありますし、それがピークを迎えて、なかなか村のいわゆる制度等を活用しないとならないということも考えられますので、本来でいくと県がやるという理解でおりますので、その辺については、県のほうとの調整を進めてまいりたいというふうに考えます。以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問ありませんか。尾川議員。

第5番（尾川耕君） 実際のところ、やっぱり保健所、県の担当だと、私も思います。しかし、やはり身近な生活者とすれば、ご近所でそういう方がいらっしゃれば、やっぱりちょっと手伝いたいなと思います。私が知っている限りでは、聞いたところによると、近所のおばちゃんが野菜持って行ってあげたとか、御飯持って行ってあげたとかというような話も聞いています。だから、その方々がもし、恐らく自宅療養していらっしゃる方というのは、そんなに、軽傷ですよ、ほとんど症状がないような人が自宅にいるんだと思うんですけども、だから、普通に家からは出ないけど、夜御飯中に笑い声が聞こえとか、楽しく生活、楽しくというか、家の中で生活していらっしゃると思うんですけども、だからこそ、あえてお手伝いに行く方がいいよって言って家の中に入って、お掃除をするとか、お洗濯をするとか、ごみ出しをするということがあり得るんじゃないかな、そういうちょっと危機感を持っています。だから、やっぱり村ではガウンが持っているよとか、わ

ざわざそのために自分でガウン買うのもちょっとあれなんで、例えばフェイスシールドがあるんだよということを、やっぱりまずはお知らせしとくほうがいいのかなど考えますけど、どうでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 今の質問の感想みたいになるんですが、家族の中で和気あいあいしているなら、恐らく家事はできるだろうと思います。やっぱり、出たくても出れない、だけど、家事もできないとなったら、いろいろな相談が出てくるのかなど。一般的に言うとやはりさっき総務課長申したとおり、県の職務として感染者や濃厚接触者に対しては生活支援するというのは基本中の基本であります。ただその当事者が認めた知人が何か手伝いたいというときに、もし相談が来たら、さっき言った備品の貸出し等も検討はできると思います。ただやはり、あえて感染の危機をリスクを冒していいのかどうかという、また別の次元の問題もあるんじゃないかなというふうに考えます。おっしゃることはわかるんですけども、よっぽどのレアケースで、困っているという相談があれば積極的にさっきのファミリーサポート等を活用すべきだというふうには考えています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第5番（尾川耕君） ちょっと言い方が間違ったかもしれませんが。和気あいあいとじゃなくて、そこもあるんですけども、例えば母子家庭、父子家庭の方、そういう方もいらっしゃるんで、なるだけそういう抗原キットを持っているとか、フェイスシールドを持っているとか、ガウンを持っているという情報はやはりある程度はちゃんと伝えとかないと、やっぱり役場に頼るということは、なかなか普通の村民の方、なかなかちょっとやりにくいのかなと思うんで、皆さん感染しても安心なんだよ、安心したらいけないんですけども、サポートがあるんだよという情報はきっちり伝えておいてもらいたいと思います。

じゃあ、続いてです。ワクチン接種ができない12歳以下、小学生、保育園、幼稚園の方々にとっていった対策をするのかということ、これはもう何回か聞いているのかもしれないんですけども、もう一度お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 村では、今ワクチン接種に使用していますファイザー社製のワクチンについては12歳以上ということになっています。12歳未満の接種については、まだ治験が終わっていないような話で、今現在できないというところで、まずは周りの家族にワクチンを接種していただいて、それと併せて感染症対策ということで、マスク等、換気ですとか、そういうことをやっていただくということで考えています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第5番（尾川耕君） 子どもたちに直接どうのこうのというのはなかなかやはり難しいと思います。そこで、学校で身近に接している先生方とか、保育園なら保育士さんとか、そういう方々がたくさ

んいます。彼ら、彼女らに対してどういった対策をなされていますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） まず学校のほうなんですけれども、小学校、中学校にお勤めの教職員の皆様については、健康福祉課のほうで優先接種の枠を配慮していただいております、ほぼ全ての先生が終わっております。あと数名が2回目が残っているという状況になっております。

以上です。

議長（太田伸子君） 下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） 保育園の保育士、また幼稚園の先生なんですけども、先ほど教育課長と同様に優先枠を使いまして、ほとんどの先生が接種が終わっていると。あとは健康福祉課の課長がおっしゃったとおり、感染予防の対策を随時やっているという状況です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問ありませんか。尾川議員。

第5番（尾川耕君） ワクチン接種はやっぱり基本かなと思ってます。それで、しかしデルタ株に対してワクチンを打っても感染しちゃうという事例も結構あるような感じを受けます。だから、例えば週2回とか、週1回とか、抗原検査キットを使って、観光課にはあるわけですから、それを使って2回ずつチェックしていくよ、そういうのってできないでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 今、文科省のほうで抗原検査キットのガイドラインのほうは小中学校用のほうが出ておまして、長野県の教育委員会のほうも県の医師会と協議をして長野県版で用意をしているという状況です。文科省のほうのガイドラインを見るは、今回配られる抗原検査キットについては基本は教職員で、対応できない小学生の場合は4年生以上ということで、症状が出て、直ちに医療機関にかかれない場合に使用するというので、医療機関での検査を待っていたんでは後手に回るんで、先にちょっと症状を見ましようかという使い方をするというガイドラインになっています。医療関係の方からも、症状がない方に抗原検査キットを使った場合は、出づらいということ、例えば無症状の人にやって出なかったけど、実は症状があった、菌を有していたという例が見られるんで、それだけをもって判定するのは危険ですよということを言われていますし、保菌しているかどうかの判定というのは、キットではなくて、キットを持って行って医療機関で判定してもらわなければ判定になりませんので、ちょっと今おっしゃられるような使い方というのはあまり考えていないということです。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問ありませんか。尾川議員。

第5番（尾川耕君） この夏、オリンピックやりましたね。オリンピックでは、実は、毎日毎日検査をやってます。抗原キットを使って検査をやってます。それで、そのバブルの中は感染がないと言いつつ、政府はやりました。実際、感染も広がらなかったんだと思います。だから、使えるわけですよ。極論言えば毎日毎日やればいいっていう考え方もできますし。だけど、やっぱりある程度

のエビデンスを考えると、3日に1度、4日に1度、そういう形でやれるような体制をつくれるんじゃないか、せつかく3,000個もキット買ったんだったら、できるんじゃないかと思っています。3,000個買って実際使えるのかどうかという問題もありますよね。こうやって今全国でキットを配る、あちこちに配るといふのを政府がやり始めました。だから、今村で買ったキットは、実は宝の持ち腐れで、使うタイミングがなくなるんじゃないかと。だからこそ、今まさにあるわけですから、その国から来るやつを待つんじゃないかと、今すぐに使ったらいいんじゃないか、そう思っていますけど、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

抗原キットを備蓄した背景には、昨年度の反省がありました。観光事業者において、冬の期間、爆発的に感染が広がったというものに備えて備蓄したものですので、まさに、今も使い時かもしれませんけども、本番は冬であろうというふう読んで、今備蓄しているところであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第5番（尾川耕君） これから、今から冬が大変だと思います。今、小康状態になりつつあって、何とかこれでしのげるのかもしれませんが、だけど、やはり早め早めにイメージして、次の対策を考えておく、それがやはり僕らの仕事でもあるし、役場の仕事でもある。僕らは考えたことを伝えまし、役場の人たちも一生懸命考えていただいて、次の対策、何かさらに東京みたいなことがあったら、本当にどうなるんだろうということを考えながら行動をするということがやっぱり重要なと思っています。

そこです、冬は観光事業者で使うというふうな抗原キットですけども、昨年冬は、106名の感染者が出ました。今年の夏は、45名の感染者が出ました。それに周りで例えば100人としましょう。100人患者が出たときに、周りで30人、周りの人調べましょうって行って30人いくとちょうど3,000です。それで、そう考えると、3,000個使う可能性も実際はあるわけですよね、冬に。だから、せつかく先ほど臨時交付金を出したことなので、何かあってどんどん使って、今からも使って、なくなったらその交付金を使って買い足せばいいんじゃないかなと僕なんか思います。

そこです、時間が、時間って何時まででしたっけ。

議長（太田伸子君） あと21分15秒です。

第5番（尾川耕君） いろいろ本当に聞きたいことは山ほどあるんですけども、じゃあ、今後の経済的なサポートについてもちょっと聞きたいと思います。先ほどの臨時交付金とか使って、いろいろ対策を練っていきこうということで、今からまさに考えていく段取りを組んでいるんだと思います。僕もそんなあちこち歩いてインタビューしながらきましたけども、やはり、この冬本当にお客さん

が来なければ、どうするのかというのが本当に皆さん悩んでいます。やはり、索道事業者、大きいスキー場さんなんかは、やっぱり絶対的に来てもらわないといけない。だから白馬は安全だから来てほしいというようなアピールもしたい。僕も民宿やっていますけども、僕もやりたい。ただウェルカムで来ていいのかということなんですよ。

例えば、白馬、空間が広いし、密にならないから、アウトドアスポーツなんで大丈夫なんだ、だから来てくださいと言っても、それで、来てくださいって臨時交付金とか使っている券を作ったりとか、割引券を作ったり、いろいろやったとして、例えば正月とか、1月、2月の連休とかにどどどと来る。宿としては、その日に入りたいんですよ。目いっぱい入りたいんですよ。本当は、半分にして宿の定員の半分にしか入れないって言いたいけど、入れたくなると思うんですよ。それを防ぐためには、平日にいかにお客さんが来てもらうか。そういう対策もどうしても必要になってくるんじゃないかなと。土日だけじゃなくて、土日に来るんじゃないかと、平日がさらに割引してとか、そういう形をして、平準化したお客さんを誘客するという段取りを考えたらどうかなと思いますけども、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） まさに季節の変動化というのと、平準化とあとは平日、休日の平準化というのはまさに、このコロナ禍でなくても課題ではあります。1つのご提案として、冬に向けて経済対策を検討する中で、参考にさせていただけるかなと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問ありませんか。尾川議員。尾川議員、なるべく通告書に従ったところでお聞きいただくようお願いいたします。

第5番（尾川耕君） 本当にコロナの問題は厄介な問題なんで、みんなが力を合わせてやっていかないといけないと思います。もっといろいろ聞きたいことあるんですけども、時間のほう、次のゼロカーボンのほうに移りたいと思ひまして、よろしくお願ひします。

じゃあ、2番目の質問です。ゼロカーボンへの実質的なCO₂削減への取り組みです。村は一昨年2019年12月に気候非常事態宣言、昨年の2020年2月にはゼロカーボンシティ宣言を行ないました。また、日本政府は春に2030年の削減目標に2013年度比46%減目標を掲げ、長野県は6月に長野県ゼロカーボン戦略を策定し、2030年までに6割減としました。そこで、質問です。

パリ協定では世界共通の目標として、産業革命前の気温上昇1.5度までに抑制するとしています。2030年までに50%削減、2050年までにはゼロとはどのような意味だと理解しますか。

②、ゼロカーボンシティ宣言では、2050年における再生可能エネルギー自給率100%、村内CO₂排出実績ゼロによる脱炭素社会の実現を目指しますとしています。中部電力の水力発電所をカウントに入れるのでしょうか。お伺ひします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） ゼロカーボンへの実質的なCO₂削減への取組について、2項目の質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

まず最初に、パリ協定では世界共通の目標として、2030年までに50%削減、2050年にはゼロとはどのような意味だと理解しているかについてお答えを申し上げますが、まず、パリ協定の特徴としては、歴史上初めて、気候変動枠組条約に加盟する196か国全ての国が、削減目標・行動を持って参加することをルール化した公平な合意で、全ての国が、長期の温室効果ガス低排出開発戦略を策定・提出するよう努めるべきとしています。

パリ協定後に、国連に提出をした日本の二酸化炭素削減目標は、2030年までに2013年度比で26%削減としておりましたが、本年4月に首相官邸に設置された地球温暖化対策推進本部では、2030年までの二酸化炭素排出量削減目標を、2013年度比46%減とする新目標を発表し、また、50%削減の高みを目指すとも補足をしたことから、削減目標の2013年度比26%減から大幅に引き上げることとなったものと理解をしております。

なお、2050年には「二酸化炭素排出量ゼロ」とは若干言い回しが違いますが、「二酸化炭素排出量実質ゼロ」という長期目標と理解をしております。

次に、ゼロカーボンシティ宣言では、「2050年における再生可能エネルギー自給率100%による脱炭素社会の実現を目指します」とし、中部電力の水力発電所をカウントに入れる予定かの質問ですが、現在、白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会では、数値目標についても複数の考え方があり、これらについては現在、検討・協議中のため、詳細については申し上げることはできませんが、基本的には白馬村で生産された再生可能エネルギーには変わりはありませんので、再生可能エネルギーとしてカウントされるものと理解をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問ありませんか。尾川議員。

第5番（尾川耕君） まずは、①番のほうなんですけども、この僕も——僕もという言い方おかしいですね、ちょっと誤解をみんな思っているのかなってちょっと思っています。

例えば2050年にゼロというのは、今発生している指標とかあって、それが2050年にゼロになっていればいいんだという考え方、僕もふっと思ったけど、そうかなって思うんですけども、実はそうじゃないんですね。

お配りしたこういう資料、カラフルな資料ありますけども、今から右肩下がりにどんどん下がっていかないといけない。そうしないと間に合わないんです、これが事実なんです。

今まで過去に産業革命がある、250年以上前——250年ぐらいですかね、前から産業革命が始まって、石炭火力でタービンを回してエネルギーとした。そこから始まってCO₂がどんどん出ています。大気に放出されてます。

大気に放出されたCO₂っていうのは、半分は1年間で森や海や土壌やら、そういうところに吸収

されます。残り半分は100年地上にっていうか大気に残るんです。それが影響して、今温暖化になっている。だから、まさしく今から下げていかないと駄目なんです。

で、日本の目標、長野県の目標もそうなんですけども、白馬村の目標もそうなんですけども、2050年にゼロ、で一番上の斜辺のところは国の目標です。赤い星印が2030年で中間で通っている。

で、長野県は緑色です。ちょっと下げてからいく。で、ここの面積がどうなるか、どう変わっていくかによって温室効果ガスがどれだけ下げられるか、そして温暖化はどれだけ続けるかが決まっています。

で、ここの一番緑のところは1.5度以下に抑える政策です。2030年にはゼロにしないといけない。これをやらないと、本当にどんどん暑くなるし、熱波や台風、いろんな災害がいっぱい起こります。これを防ぐための計画です。まさに今から何をするかという計画です。

そこで質問です。この質問を考えるに当たって、環境省のホームページを閲覧しました。今、村のほうで審議している推進協議会のほうで審議しているものが、今後反映されて実際の計画になるんだろうと思います。

で、環境省のホームページで、地方公共団体実行計画策定・事業支援サイトというのがありました。

その中に、白馬村が何をすることも実はもう書いていました。で、そこで、何が今できるかということでは、再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大ということにチェックして提出したというのを聞いています。実際、環境省のホームページにも載ってました。これを具体的にどうやって進める予定でしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 環境省の関係の、恐らくこれは調査の回答としての選択というふうに認識しております。

一応その選択項目の中で、限られた中で選択をしたというのは議員おっしゃった事業に当たりますけども、これを具体化するためにどういうふうにしていくのかという部分については、今年度、調査を委託しておりますその計画の中にある程度盛り込む予定でおりますので、それは環境省のアンケートはアンケート、計画については今年度策定するというご理解いただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員の質問時間は答弁も含め、あと7分40秒です。

質問はありませんか。尾川議員。

第5番（尾川耕君） えっとですね、先ほど言ったように、やはり明日からというか、今日から何ができるかということなんですよね。だから、例えばここの庁内の電気を自然エネルギーで発電して

いる会社の電力を買うとか、ということなんかできるんじゃないかなと思っています。

そして、村内でも、村内の民間企業、民間団体活発に活動をしています。白馬高校であったり、中学校であったり、PAOと呼ばれている団体であったりとか、あとスキー場関係も一生懸命何かを考えてやろうとしています。

で、PAOの働きかけでスキー場は再生可能エネルギーの発電、自然エネルギー発電の電力をリフトに使ったり、もう始めてます。だから、役場もしっかりとそういうことを見習って、まさに来年4月からそういうことがやれるんじゃないかな、と思っています。

そこで、また先ほどの松本議員の質問でもあったように、環境省とかも来年度から新しい事業として、先行地域への優先配分ということで、これ信毎の記事に載っていますけども、そういう補助金をつくってきています。

だから、そのためにもそこに名乗りを上げる、白馬村のスキー場並びに高校生、中学生みんな頑張っているということをアピールして、この先行的なところにやっぱり乗っていくべきだと思うんですよね。それを今まさにやる。

だから、もう来年というと、今やらないといけないんで、頑張っていたきたいと思いますけども、その辺いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） いろんなご提言を頂きましたけども、今言われた内容につきましては、現在、協議会の中でも、例えば環境教育であったり、いわゆる自然系の電力会社の利用とか、この辺も委託している計画とは別に、さらに上乘せした形で計画には盛り込むというのは、昨年開催した準備会の中でも意見は出ておりますので、それは、あえて申し上げるのであれば、事務事業編というのにも今、年度は切れておりますけども、これも併せてやるような形も今県との意見交換の中で進めている途中です。

全く環境のところには手をつけていないというわけではありませんので、クールチョイスの宣言をして、いわゆるEVラリーとか何年も続けておりますし、事業自体に手をつけていないということではありませんので、その辺については一言、言い訳ではありませんけども、言わせていただきます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第5番（尾川耕君） 時間ももう残り僅かだと思います。本当に地球温暖化、この気候変動は大変な問題です。やっぱりスキー場を抱えている村です。どうやって雪を守っていくのか、本当に考えないといけない問題だと思っています。

だから、みんなが真剣に考え始めて、若い子らも一生懸命頑張っています。一歩ずつ確実に減らしていくという方策をよろしくお願いします。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第5番尾川耕議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日9月9日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日9月9日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これで、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時43分

令和3年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和3年9月9日（木）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和3年第3回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和3年9月9日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	増井春美	第7番	太谷修助
第2番	横川恒夫	第8番	津滝俊幸
第3番	切久保達也	第9番	松本喜美人
第4番	加藤ソフィー	第10番	加藤亮輔
第5番	尾川耕	第11番	丸山勇太郎
第6番	田中麻乃	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税務課長	田中克俊	住民課長	太田洋一
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより令和3年第3回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は9名です。5名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は4名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第8番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第8番津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） 第8番津滝俊幸です。

農業に関わる者は収穫の秋を迎え、盆過ぎより空を見上げてはため息をつき、田んぼや畑を見てはため息をつき、概算金が一昨日提示されましたが、それを見て更にため息をつく日々であります。早くすがすがしい秋空になることを願い、一般質問をさせていただきます。

本日は、1点のみということになりますので、よろしく願いいたします。

観光振興における人材の活用並びにインフラ整備と財源確保について質問いたします。

制御不能のコロナ禍の中、開催1年延期や無観客という過去の前例にない形で、さらに緊急事態宣言下の中で開催された東京オリンピック・パラリンピック。政府は、東日本大震災からの復興や新型コロナウイルス感染症に人類が打ち勝ったあかしなど大会理念として掲げていました。アスリートファーストや多様性との調和、未来への継承が基本コンセプトですが、目標を達成できたかどうか疑問があります。空虚な気持ちになったのは、私だけでしょうか。

しかし、参加した選手の皆さんや大会を支えたボランティアの皆さんの活躍には感動いたしました。過去最高のメダル獲得と招致のときのおもてなしの対応は、本当に見事だったと思います。今大会より新たに採用されたアーバンスポーツと言われるスケートボード、BMX、スポーツクライミング、スリーオンスリー、それらのトリッキーな技やスピード感ある動きに、見る者に驚きと新

たな可能性を与え、さらに若い日本人選手の活躍もあって感動しました。このスポーツ以外にも次期開催のパリ五輪からブレイクダンスのブレイキンが加わり、より見せるスポーツが若者を中心に更に盛んになる兆しです。

スキーからスノーボードに、ロードサイクルもマウンテンバイクやBMXに、バスケットボールからスリーオンスリーに、クライミングからボルダリングなど、新たなスポーツカルチャーが生まれています。新たなスポーツや利用していく者のニーズを見極め、いかにそれに対応し、競合地域と差別化していくかが重要です。

スキー場でも非圧雪地を滑るバックカントリーができなければ、来場者が見込めない魅力のないスキー場となっている昨今です。そのスキー場のインフラ設備についても、索道の高速化が図られてから30年余りが経過し、老朽化が進んでおります。カナダのウィスラーやスイスのグリンデルワルトなど世界のマウンテンリゾート地では、新たな投資により索道や集客施設などの更新もしくは新設され、ますます魅力的な観光地となっています。世界水準のオールシーズン型マウンテンリゾート白馬を目標とする観光地経営計画をどのように具現していくか、経済を回す基本のいわゆるヒト・モノ・カネについて、次のことについて伺います。

1、オリンピックによりフォーカスされ、今後さらに若者を中心に利用者が増加するであろうアーバンスポーツのスケートボードパークやクライミングウォールなどの施設を設備し、新たな客層を呼ぶ考えはありませんか。

2、観光地経営計画を確実に実行していくための基盤整備に、観光財源の確保、統計の整備、推進体制の整備を上げ、観光地経営会議が計画の推進と来年3月末までに具体的方策を出すことを担っています。会議を傍聴し感じたことは、中心的役割の会議の実効性や推進力、委員会の情報の共有化など、活力がなく能動的な機能を有してない状況に思えました。そのことについての見解を伺います。

3、白馬村の観光振興のための財源確保検討委員会による答申がなされ、コロナ禍により提言内容の検討については一時休止状態となっています。今後の対応について伺います。

4、追加及び格上げプロジェクトの観光産業の人材育成や確保、SDGsへの具体的取組は何かを伺います。

5、再三、目指すべきリゾートのランドデザインを示すべきと問いかけてきました。これは私だけではありません。ほかの議員も同じようなことを言っています。必要なしとする回答ではありません。なぜ、新規にプロジェクトに加えたのか、またどのような仕組みで策定していくのか、伺います。

6、観光振興において官民連携は不可欠であります。今後の方針と対応について伺います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝俊幸議員から観光振興における人材の活用並びにインフラ整備と財源確保という項目で6つのご質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目のアーバンスポーツのパークやクライミングウォールなどの施設を整備し、新たな客層を呼び込む考えはとのご質問であります。現在、村内におけるアーバンスポーツの施設は、スケートボード、スポーツクライミング、BMX等があります。いずれも民間の施設であり、これらのスポーツは東京オリンピックにおける日本選手の活躍により注目を集めておりますが、私自身もこれらの新競技に目を見張ったところではありますが、このスポーツの現在の人気は自らがそのスポーツを行なうというより、一流選手の競技を観戦するという注目のされ方であり、白馬村への誘客という点ではイベントや競技会の誘致という方法もあろうかと思えます。しかしながら、本村においてもこれらのスポーツ施設を行政で整備をする計画は現在のところございませんが、アーバンスポーツは都市とスポーツが融合し、進化してきたものであります。オリンピック競技となっているスポーツについては、行政のホームページで紹介するなどを検討し、しばらくはその動向を見守りたいというふうに考えております。

2点目の観光地の経営会議についてお答えをいたしますが、観光地経営会議の役割としては、観光地経営計画の進捗管理、検証、見直しを行なうこと、白馬村の観光地経営としての戦略や取り組むべきことを話し合うこと、有機的な情報を関係者で共有することの3つを基本とし、2016年度以降会議を運営しております。計画中期に当たる2019年度と2020年度には、観光地経営会議において前期計画の評価を確定し、後期計画における重点取組方針を定めました。その方針の中では、観光地経営会議の役割についても言及をしており、一つの案として、今後の村の観光政策を審議する機能を付加し、観光政策審議会へ格上げすることを示したところであります。これを受けて、例えば観光地経営計画の観光政策審議会へ格上げすることとなれば、有識者や専門家を含めた委員構成へ見直すこととなりますが、この件については幾つかの選択肢がありますので、村として方針を定めるために少し時間を割いて検討したいというふうに考えております。

3点目の白馬村の観光振興のための財源確保検討委員会による答申がなされ、コロナ禍により提言内容の今後の対応についてお答えをいたします。白馬村観光振興のための財源確保検討委員会から報告書では、白馬の未来観光税の導入と観光税を導入するに当たっての提言がなされ、これを受けて村では様々な指摘事項を踏まえた上で、観光財源の具体化、制度化に向けて、使途決定の仕組みづくりや観光財源の制度設計に着手をいたしました。しかしながら、昨年度から猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の終息はまだ見通せず、地域経済、とりわけ宿泊産業への影響を考えると、新たに税負担を求める状況にはないと判断は継続しており、現在も作業は一時休止をしているところであります。6月の議会でも太谷修助議員の一般質問に対する答弁でも申し上げましたが、観光地とすれば観光施策への継続的な投資は必要であり、そのための財源の確保は当然必要であるという認識には変わりはありません。いつ作業を再開し、いつ制度化するのか、そのタイ

ミングを明確にお示しすることは現時点では申し上げることはできませんが、制度への導入に当たっては、社会や経済、地域の状況を慎重に見極める必要があるというふうに考えております。

4点目の観光産業の人材育成や確保、SDGsへの具体的な取組についてであります。観光産業の人材確保、育成という施策の中では、当初計画に示したセミナーや講習会を通じた人材育成、働きやすい環境整備による人材確保の取組のほか、後期計画においては、宿泊産業に焦点を当て、生産性の向上や経営力の向上による宿泊産業の持続可能性を確保し、これにより人材の育成と確保に取り組むこととしております。具体的な事業を上げれば、昨年度から実施をしている宿泊産業、イノベーション研修実践事業になります。

また、地域全体でのSDGsの取組の具体例は、HAKUBA VALLEY SDGsビジョンに関する取組になります。SDGsに関する具体的な行動を業種ごとに整理をし、全ての事業者へ配布し、実践をしてもらうことで、エリア全体として環境保全や経済循環、住民の生活の質を両立をしていこうとする取組であります。

なお、観光地における環境対策を含むSDGsは、旅行者の支持を獲得する上で重要な要素になってくるであろうと考え、新規に追加した項目であります。

5点目のリゾートとしてランドデザインの提示についてですが、後期の戦略的重点プロジェクトでは、滞在空間としての魅力向上という施策の中で、リゾートとしてのランドデザインの提示と推進という項目を新規に追加いたしました。山岳景観にふさわしい町並みや滞在空間を形成するためには、それぞれの主体の様々な取組をつなげたり、調和を確保したりする必要があり、それを提示しようとするものです。デザインに当たっては、来訪者の動線を意識し、ハードとソフトをどのように関連づけたり、また調和を持たせた利用環境と滞在空間の魅力向上につながるのかといった視点から、観光地としての全体最適化を示すようなものにしたいと考えています。

また、これによって各主体の役割の明確化、コストの削減、業務の効率化、連携強化も期待することができるものと考えます。

したがって、一からランドデザインを作成するといったものではなく、計画に示した施策や事業、現行で動いているものを関連づけながら全体像を描く作業となりますので、ランドデザインという言葉を用いておりますが、津滝議員がイメージされるような壮大なものではないかもしれませんが、なお、この作業について、行政が中心となって進めるべき項目であるというふうに考えております。

最後に、官民連携に関する方針と対応についてですが、観光振興においては、官民連携が不可欠であるということは津滝議員がおっしゃるとおりであります。それをどのように進めるのかといった点ですが、観光地経営計画の後期の戦略的重点プロジェクトで示されているとおり、それぞれの役割分担を明確にすることであるというふうに考えます。役割分担とガバナンスという項目では、行政とDMOなどの観光関連組織、事業者に加えて住民を含めそれぞれの役割分担を示しています。

行政は、計画策定や管理、観光統計の整備、財源の確保、インフラ整備などといった観光地としての不可欠要素に対応し、DMOなどの観光関連組織は、エリアの魅力づくりやコンテンツ、商品の造成、プロモーション、マーケティングといった基礎的要素に対応し、事業者は、消費、サービスの品質の向上といった特徴的な要素に対応します。その上で、村の観光施策に対する住民の関心や理解を高めることが必要であります。

なお、DMOは、観光地地域づくりを行なうかじ取り役となる法人と定義されておりますが、官民連携のプラットフォームであると考えておりますので、行政がそれぞれの役割分担を明確に示し、DMOが官民連携を調整をしたり、指導的な推進をしたりするといった姿を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上、観光振興に対する答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） アーバンスポーツの施設整備について、一応、今の段階では民間のほうにお任せして、行政サイドでは造っていかないと、様子を見ていきたいというような答弁かと思います。

情報としてですが、白馬では、先ほど村長答弁にもありましたように、民間施設でTRUE PLAYERSという屋内型の体育館を使ってですねボードができるような施設がありまして、入場料は500円。中にある、一般はランプというウェーブとかそういうことができるものをランプというらしいですけども、ランプだったりとかいうものをやるのは500円ということなんですけど、バーチカルとって、かなり大きな、それこそこの議場の天井ぐらいまで上がるぐらいのものがあるらしいですけども、それは入るともう1,000円取られるというようなことのようにです。白馬村では一番有名なのはこの施設で、利用者も相当多くてですね。ちなみにですね、この間、パークという種目で金メダルを取られた女子の四十住さくらさん、彼女はこの金メダルを取る前、白馬でずっとそこで練習をしていたというような話もあります。そこではキッズスクールなんかも開かれていて、何人いるかというのは私も聞いてはいませんが、このオリンピックによりかなりの人がそこに来ていると、子供たちも来ているというような話を聞いています。大体、村内にどのぐらいの利用者がいるのかという話を聞いたところですね、スケートボードを持ったり、毎日ではないにしてもたしなむ。それから、最近というか、ここんところずっと松川の終点がヘリポート、上が公園のところかららしいんですけど、ロングライドというようなことで上から下まで滑ってらしいですけど、そこを利用している人たちも結構たくさんいるというような話で、1,000人弱くらいは利用者があるんじゃないかというような話を聞いています。県内では行政、民間も含めて、ほとんどが行政なんですけども、20か所程度用意されていて、長野にあるものが一番大きなものらしいです。全国では29年のときには100か所程度だったんですけども、今年の5月末には240か所くらいに民間も含めて増えたらしいです。非常にこのスケートボード、いわゆるオリンピックの効果があって利用者がたくさん増えてきているということでもあります。ちなみに、男子のですね、や

はりストリートというところで優秀した堀米雄斗さんですかね、彼は彼のSNSのフォロワー数なんですけども100万人を突破しているというような状況です。非常に次の世代を担っていく子供たちにですね夢と希望を与える非常に大きな金メダルだったのかなと。それを見て、自分もいつかは世界に出て、ああいったところでみんなに技を披露してみたいと思うのはこれは当然、必然的な話かなと私は思います。白馬ですねオリンピックのレガシーというふうに言われるのはジャンプ台とスノーハープ、それからウイング21などあったりなんかはするわけなんですけども、こういったところ、ウイング21には以前クライミングの施設があったんですが、もう売却しちゃってありませんよね。特にスノーハープ、非常にだんだん利用者も少なくなってきてですね、建物も非常に修繕をしていかなきゃならないというような形になるんですけども、あそこらあたりのところを上手に整備をしてですね、この新たなアーバンスポーツの施設を造っていったらどうなのかなと私は思って今回質問させていただきました。村長に聞いてもなかなかそこところは、さっきの答弁のような形になっちゃうんで、スポーツ課長、私の今話を聞いて何かの可能性を感じるとするならば、どうですか。やってみる気はありませんか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 今のご質問にお答えします。

アーバンスポーツにつきましては、議員おっしゃるように、私もテレビで観戦し、これからは人気になるだろうなという非常に可能性を感じておりました。村長の答弁でも触れましたように、現在、その施設の整備を行なっていくという形にはないわけですが、官民連携という形でできそうなこととしまして、そういったホームページの紹介ですとか、まずできる部分から取り組んでいくというのはあるかと思っております。現在あるオリンピックレガシーとしてのジャンプ台、それからスノーハープについても結構な金額の経費がかかっておりまして、またそういったアーバンスポーツ関係についても、施設整備をしていく、新たに造るといってしっかりと計画の中でやっていかなければいけないということになりますけれども、現在できること、そういったハード面ではなくてソフト面での協力、連携というものを民間としていくという形で子供たちも将来夢を見れるようなそういった形に少しでもつなげていければいいなというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） もう少し積極的な発言を頂きたいなというふうに私は思いました。課長の中でも結構若手の課長なので、結構こういうスポーツには非常に理解があるのかなというふうに私は思っていますので、ぜひ前向きに検討していただきたいなと思います。競技人口はですね、いろいろなネット関係で取り沙汰されているので正確な数字ではないとは思いますが、60万人ぐらい今、国内の中でおられるそうです。当然、冬はスケートボードはできませんので、夏のスポーツということになるかと思えます。冬は何と云って、それこそスキーというか、スノースポー

ツのボードがあるのでそちらのほうで対応するというような形になるかなと思います。新たなスポーツをですね、やっぱり芽吹いてきていますので、それをどうやって次の世代につなげていくかっていうことも私は大事なことなのかなというふうに思うので、そういったことにも注視をしていただきたいと思います。

それでは、観光地経営計画のほうへ移らせていただきますが、観光地経営会議が検証とか見直し、計画のですね、そういう位置付けにしているということなんですけど、私だけではなくてですね、この間行なったときには各課の課長さんがそれぞれおられたと思います。私以外に何人かの課長さん、傍聴していただいてですねどういうふうに思ったかどうかというのは非常に聞いてみたいところなんですけど、時間の関係もあるのであえて聞きませんが、議員の中でもですね何人かはもう見ている聞いていて、やっぱり白馬の観光地経営計画ですからそれを実際にどういうふうに行なわれているかっていう、ちゃんと検証していくっていうところの部分それぞれの委員さんがちゃんと担っているのかどうなのかと非常に疑問を感じました。もっと能動的に積極的に白馬の観光をこうしていったらいいじゃないかというような意見が私は出されてくるのかなというふうに思ったら、事務局サイドの話をただ聞いているだけで、ふむふむと。2時間程度の会議だったんですけども、もう少し積極的に関わって、ただ与えられた席だけではなくて、もっと積極的に関わるべきだなというふうに私は思いました。さらに今の答弁を聞いてると、審議会へ格上げする。これはいわゆる後段で出てきます財源確保検討委員会のところでもその財源をいかに使ってつかというようなことをこういう会議体をつくってそこで検討したらどうかというような提示がされてきたかと思うんですけども。審議会に今の、あんなこと言っちゃいけないけど、メンバーの人たちがですねそのまま上がっていくなんていうのは、私の今の中では本当ですかというふうに私はちょっと思っちゃうんですけど、観光課長に伺いますけども、課のほうでも人選についてはこれから考えていくというような話をしていましたが、もう一度、この経営会議とその後になら観光の審議会ですかね、そこらあたりのことについてプランがあるとするならばどういったプランなのかということをお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

先ほど村長の答弁の中で幾つか選択肢があるというような答弁をさせていただきました。その幾つかなんですけれども、一つが観光地経営会議を政策審議会へ格上げするという方法が一つであります。もう一つは、観光地経営会議は今までの計画の管理、進捗状況を確認、評価、そういった機能を持たせた会議と、もう一つ、政策審議会というものを立ち上げるというような、両立するということでしょうかね、そういった選択肢、もう一つは観光地経営会議をそのまま継続していく、こんな3つの選択肢があろうかと思います。政策審議会に格上げするに当たりましては、もちろん村長が観光の政策に関する諮問をして、それに対する答申を行なうというようなことですので、村なか

の観光事業者のみで審議するというのはなかなかちょっと狭い視野になってしまいますので、もちろんそういったときには有識者、それから外部の専門家を含めてメンバーを一旦リセットするようなことも必要かなというふうに考えております。このあたり、選択肢も幾つかありますし、委員の構成変更なんかも生じてくる可能性もありますので、少し時間をかけて検討させてくださいという趣旨でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 硬直化というような話も今ありましたが、この会議のですね、いわゆるリーダーシップというのはまず誰が取ってくのか、これについてはどういうお考えをお持ちですか。

議長（太田伸子君） 太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

今の経営会議のトップは村長が担っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） そうするとですね、村長がやはりそこで自らの言葉でやっぱりこの白馬の観光地経営計画ですかね、そこのところについて皆さんにこういうことをお願いしたいということをきっちりと言って、それについて、そこの会議はこうしていくべきだろう、ああしていくべきだろうと。会議の開催回数もですね私は少ないと思ってます。もっと頻繁にやる。例えば今だったらコロナ禍なので今後の冬の対策をどうするのか、来年の春はどうするのか。後で後段で聞きますけど、ランドデザインどうするのかというような話が出てこなければいけないのに、誰もそんな質問もしなかったですよ。もう一つ、ちょっと観光課長に聞くんですけど、その硬直化したこの会議体をいつまでに人選して変更するんですか。さっきの、前回私が6月のときに聞いたときには、3月末までに具体的な内容を詰めるという話になっていたんですけども、その改選とですね今のこれからやっていかなきゃならないことっていうのは、どういう形でやっていくんですかね。非常にこう私は支離滅裂になっていく、頭の中がちょっと理解できなくなってくるような話になっちゃうんですけど、そこはどうなんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） ちょっと私の記憶では6月のときは観光関連組織の役割分担というんでしょうかね、と連携を3月までに明確にしていきたいというふうにお答えしたと記憶しております。それとは別に、観光関連組織だと言われれば関連組織なんですけども、観光地経営会議については、いつまでというような明確なお答えはできないですけども、先ほど申し上げたとおり、幾つかの選択肢がありますので、それをじっくりとではないですけども、しっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。明確な時期はちょっと現段階ではお答えできません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） その6月の私が聞いたときには私はこういう聞き方をしたんですよ。それぞれ広域計画が出たけど、具体的な内容についてはまだ何も示されていない状況なので、それについてどうするんですかという話をしたとき、その中に組織もありました。それを来年の3月までには大体こういう形のものをということを示すことができますという答弁だったかと思います。でするので、今の話はちょっと違って来るかなど。そこの具体的な内容をじゃ誰が検討するかというと、この経営会議がやってくって話なんですよね。約半年ほどある。でも、これでもうちょっとすれば冬のシーズンインに入ってしまうので、関わっている人たちはみんな相当、そういうところのトップランナーの人たちですから、忙しくなってきますよね。そんなに時間は私はないと思っています。

それと、やっぱり今の格上げをしていくとか、組織を変えていくというのは、少なくともいつぐらいまでには変えるくらいのもを持ったほうがいいんじゃないですか。そうしないといつまでたっても組織は変えられないし、やり方も変えられないと思います。再度質問します。いつまでに変えますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

現時点では明確にお答えできないですけど、明確にお答えできるようにスケジュールを組んでまいります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 私もまんざら無関係ではない観光地経営会議でありますけれども、今言った政策審議会の格上げというのは一つの案でありますので、私自身はあんまりいかなものかという気もないわけではないので、そこら辺はちょっと庁内で検討させてください。なので、観光地経営会議の今の確かに活性化して見えないというのは、私、その責任の一端は私も担っていると思っておりますので、そこら辺のいわゆる観光地の政策に向けて、政策立案に向けて何かこう意見言えるような活性化策みたいなものはぜひ年内には示したいと。その一つが審査会への格上げなのかもしれないし、現行の会議のままでいいのかと、そういったことをまず議論したいと思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 私が今こうやって9月の一般質問で言ったことが一つのきっかけになってですね、この経営会議の皆さんもどれだけの方が見ているかどうか分かりませんが、ぜひですねもう少し積極的にこの計画に関わっているということを自覚していただいて、今言った後期の計画ですね、これについてもっと具体的な討論をしていっていただきたいと。自分がこんな事業をただしているということだけをその会議で言っている時間なんていうのはないはずで、今は。下々は本当に大変な状況に置かれているので、そういう人たちのことをやっぱり選ばれた人たちは、村長から

委嘱を受けているわけですから、やっぱりそういう気持ちを持ってですね、責任を自覚していただいて対応していただきたいなと私は思います。やっぱり村長には、先ほどおっしゃったように、リーダーシップをですね発揮していただいて、少なくとも来年の3月ぐらいまでには具体的な後期の計画の具体的な内容ですね、について、我々議員も含め、村民の皆さんにお知らせできるような体制を取っていただきたいなというふうに思います。これは要望です。

それですね、格上げプロジェクトの中でSDGsについては、確かにハクババレーツーリズムの中に専門委員会をつくってそこがやってることなんですけど、やっぱりそこだけじゃないかなと私は思っているんですね。そうじゃなくて普通のお宿さん、特に民宿とか、ペンションをやっている人たちが、どれだけこのSDGsを格上げされたプロジェクトなのかということを理解していない。そもそもSDGs自体がどれだけ理解しているかってこともあります。何をメインとしてやってくのか。SDGsもいろんな項目がありますから、その中で何をメインとしてやってくのか。ただ単に再生エネルギーを使えばSDGsが全て行なってるというような認識の甘さというか、そういうことでは私は困ると思ってます。そうではない、もうちょっと包括的な考え方を持ってくださいね取り組んでいただくと。さっきの人材確保の育成なんですけど、ちょっとよく聞き取れなかったんですが、国の何とかイノベーションというのを何か使ってやるという話になっているんですけど、それはどういう事業なんですかね。観光課長、お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

昨年度から3年計画で村事業として実施しております、宿泊産業イノベーション研修実践事業というものであります。そもそも観光地経営計画の中に宿泊産業の活性化というような項目があります。前期の評価の中でその部分はある程度動いていないよねというような評価でしたので、特に今回はその部分を格上げして取り組んでいくというものであります。

具体的には、村内の宿泊施設の方々が集まってそれぞれ生産性の向上であるとか、協働による効率化であるとか、そういったものを外部有識者の講義を受けたり、皆さんでディスカッションしていただいたりして、3年間かけて具体的な事業として実施していくというようなことを計画しております。今年度2回目になります。昨年度は、宿泊施設の状況を1回目で勉強して、2回目は経営に関する数字的なことを勉強しました。3回目は、どうやってやったら価値を向上していけるのか、価値に応じた価格を取っていけるのか。そんなことを昨年度は研修、議論、そして研修いただきました。今年度は、一つステップを上げまして、皆さんで具体的なプロジェクトを検討していく、そういった形を取っております。参加者は22の施設の方に参加いただいております、前向きな意見、あんまり前向きでない意見もあるんですけども、おおむね観光施設同士でいろいろな話をするような機会がこれまでなかったですので、他の施設の考えとか、戦略とか、経営的なこと、情報交換できるという点でも非常に有利な場だなというふうに捉えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 観光業を支えていく人材というのは、リフトを回したり、それから、宿泊であれば食事のお手伝いをしに行ったり、ゲストハウスの食事のサポートをしたり、ホテルのベッドメイクをしたり、もちろん経営者として次の世代を担ってく人も育てていかなきゃいけないということになるかと思えます。確かにですね、アルバイトの数は少なくなってきてますし、こういう非常にコロナ禍というような状況で、非常に雇い入れる側も、また来る人たちも非常にちょっと今までとは違う環境になっているということになりますので、特にですねもう民宿、ペンションをやめてしまったところの、宿泊施設はちゃんと整っているんだけどやれてないところについてですね、ここらあたりはもうそのまませっかくある宿を使わない私は手はないと思ってるんですけど、朽ちていくのをただ皆さん見ているだけなのか。いやいや、そうじゃなくて誰か新しい人に貸してですね、次を、これは全然違う人なんですけど、親族でない人たちにやってもらうというようなも案としてあると思うんですけど、何かそういうことについての、大きなスキー場どうのこうのではなくて、本当にみんな困っているのはそういうところですよ。私がやらなくなっちゃったら、多分、ここは何もやらなくなってしまうというのが圧倒的に多いと思うんですが、そこら辺りについてはどのようにお考えですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

津滝議員と同じような認識を持っております。今はコロナ禍で、お客様が非常に少ないような状況ですけども、いつかこれが元に戻ってくるであろうと。そのときに、スキー場とか観光施設がにぎわうためには、そのベースとなる拠点というんですかね、ベースエリアに宿泊施設、キャパシティーもしっかりとなければならないというふうに考えております。

そういう点では、何でしょうかね、事業を継続していただくために、例えば、先ほど申し上げた各宿での生産性の向上とか、非常に手間がかかる部分を共同化していきましょうとか、そういった部分を今回の研修事業でひとつ形をつくり上げまして、それは理想では、理想でありますけれども、村内に展開していけば、少なからず、事業を継続するというようなところにもつながってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） やはり問題意識を持っていただいている、どうにかしていかなきゃいけないと。

また、これからどのような形をつくってつかということは、これからアプローチするというような話ですが、これも情報としてですねお伝えしたいんですけども、ADD r e s s という会

社があります。これは、ネット上で全国各地のリゾート地も含めて、空いている部屋をですね全部借り受けるんですね。借り受けていて、利用者はサブスクです。月額幾らという形で、大体、4万円、5万円ぐらいの金額で支払ってくださるんですけど、宿借り、要するに、泊まる人たちがどんどん、長い人は1週間から10日ぐらい泊まるらしいですけども、その部屋を借りながら移動してくというようなシステムになっています。特に白馬村みたいに冬なかなか、コロナで宿泊は非常に空いてはいるんですけども、やれなくなったようなお宿さんをですねどんどん借りてですね、そこに人を入れるということもこのADDRESSのほうではやられているということで、既に何社、何店舗かは白馬でそれをやっていて、稼働率は80%以上という、非常に高い数字を得ているそうあります。観光局のほうへは、私のほうからもこういう会社があるから少し取り合ってみたらどうかというようなアプローチもしてあるので、ここにADDRESSに限ったわけではありませんが、そういう仕組みもあるので、ぜひご厚意をいただきたいなと思います。

次にですね、グランドデザインですが、グランドデザインのことは、本日同僚議員も同様のことを聞いていますので、本筋はそちらのほうにお任せしますが、確かに、壮大なものを私は望んでいるわけではないんですけども、やっぱり道筋として、こういう方向に行きたいんだということぐらいは、やっぱり少なからずつくっていかなくちゃいけないだろうと思います。白馬らしさというのを前面に出しながらというふうにはずっと言い続けていたんですけど、そうではなくてですね、例えば、一つのひな型として、世界にいろんな夢のリゾート地がありますけど、こんな形に白馬村がなれたらなというようなものをつくっていただくとイメージがみんなしやすいのかなというふうに思います。ぜひ、そこら辺りのことも含めて、後の同僚議員にお任せしますので、しっかりとそこで討論をしていただきたいと思います。

観光財源についてです。白馬未来観光税、確かに今、コロナ禍で止まっているということなんですけども、先ほどの審議会のところも含めてですね、官民一体となった組織をつくってことになっているんですけど、これ別に今すぐ徴収するとかという話じゃないので、それこそ未来のことを考えてですね、行政側は、やはり粛々とですね検討に入ってもいいんじゃないかと。いろんなものを想定しながら検討していいんじゃないかというふうに思うんですけど。これ一番最初に、事務局やられたのは総務課ということになってますので、総務課長、どうですかね、その辺の考え。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 新たな観光財源ということで、答申を受けまして、その後、出された答申についての作業に実際には入っております。

現在、進めた状況について、若干、お話をさせていただきたいと思いますが、出された答申の中では、一般会計と切り分けて自由度の高い使い方をするという点が1点になります。そうすると、この一般会計と切り離れるということで、それをどこが受けてやっていくのかというのが課題

になってくる部分があります。それを受けてやっていく段階とは別に、この使途を決める決定組織というのが必要になってくるという点が出てまいります。その使途を決定する組織の傘下には、どういうものを使って行くのかという実務の部会的なものが必要になってくるだろうという点についてが必要だという点を認識しております。

それと、公費から支出をされるということになると、やはり外部的なものも含めて監査としての体制も必要になってくるのではないかと。

その点を踏まえながら、本丸となるその未来観光税については何がいいのかという検討のところは、実務となる総務課と税務課で作業はしているということで、議員のおっしゃるその受皿としての組織をどうするのかという部分については、実務的には進めていくことは可能ではあるかと思えますけれども、ここら辺が、実際、どこが受けるのか、それに伴う意思決定組織、それに伴う例規というのも、これを調べてみますと、かなり必要なところと、実務については、繰り返しになりますが、総務と税務、それと藤本政策アドバイザーも入っていただき、どういうやり方がいいのかというところを進めている部分はありますけれども、やはり進めるのにもいろいろ限度がありますので、一旦は、そこで立ち止まっているということになります。村長の答弁にもありましたとおり状況を見ながら、また作業の再開というのは、考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁を含め、あと9分です。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 今、公には止まっているという形になっているので、ぜひいろんなシミュレーション、徴収のことも含めてですね、シミュレーションをしっかりといただいて、村長はもう必要だということはもう明言していますから、観光地経営計画でもが必要だと。また、検討会議でも必要なんだというようなもう形になっています。確かに、以前ですね、もう少し検討をしていたきたいと、支払わないという人たちの署名も含めて、要望書がその委員会に出されたという経緯もあったりなんかするんですが、こういうコロナの時期だから、こういうこともあったりなんかしたから、やはりそういうこともちゃんと考えていかなきゃいけないんじゃないかなと。日本の今、観光地でも、これが今、主流になり始めていますよね、いろんな大きな観光地。

ちなみにですね、このシミュレーションでは、宿泊料金から2、3%頂いて、ちょっと差額を、幅が広いんですけど、1億1,000万円ぐらいから1億7,000万ぐらいですかね、そのぐらいの何かシミュレーション、何かなされたみたいなんですけども、これだけの金額を扱う組織になるってということになるとですね、やっぱり、それなりの制度設計をやっぱりしてかなきゃいけないし、安直ではできないなというふうに思います。その辺は議会ともやはりコンセンサスを深めながら、キャッチボールしながら、ぜひやっていただきたいなと思いますので、ここで立ち止まるんじやな

くて、棚上げしておくんじゃないくて、やはり粛々と事務屋として、そこはもうやっていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

多分、最後の質問になります。

官民連携のことも含めてなんですけども、やっぱり白馬村のスキー場が、私の最初の冒頭の話の中にもありましたように、設備がかなり古くなってきていてですね、これを何とかしていかなきゃいけないということで、国の財源を使いながら、それぞれ民間にお願いしてやってもらってるってことなんですけども。やっぱり世界と肩を並べながら、この白馬をどうやって売り出してくかってことになっていくとですね、さっき私が言ったような地域とですね遜色ない施設がここにないとですね、やはりどんどん魅力が下がっていくのかなというふうに思います。

で、そういうところと、やっぱり対で競争してくっていうときになったときにですね、民間にだけ任せて、索道事業者だけに任せていいのかと私は思います。ここは、官民連携ということになれば、どこの部分を補うかどうかは別としてですね、もう少し村が、例えば、八方でもいろいろ今問題が、八方尾根でも問題が起きていますけども、国では、一山一社というような今、方向性を出されているようであります。どういう形態かどうかは別として、こういったところにですね、やっぱり村は、観光で食ってる村ですから、こここのところはちゃんとしっかりグリップしないとですね、ぐらぐらどっちに行くか分かんないような話で行くんじゃなくて、方向性が見いだせるような形にやはり深く深く村が関与していくべきだと私は思っているんです。これは、村長しか多分、答えられないと思うんですけども、どうですかね、その辺り。村長、もう少し深く、今の八方で抱えているような問題についてですね、観光と密接につながっていく話でありますから、もう少し深くかわったほうがいいんじゃないかなと私は思うんですけど。ただ見ているだけではなくて、もう少し積極的に関わられてもいいんじゃないかなというふうに思うんですけど。

議長（太田伸子君） 下川村長。村長、時間が5分ですので、気をつけて。

村長（下川正剛君） 津滝議員の村がもっと関与したほうがいいんじゃないかという提案なんですけども、今、個別な名前を出してはいかなものかと思っておりますけども、あるスキー場では、一山一社というようなことを今まで取り組んできた、そういうことに対して、我々白馬村も非常に注目をしていたわけでありまして、ここへ来て、コロナというようなこともあったり、一山一社ということが今、まだ検討中だと。当初には、大体、6月頃には方向性が出るというようなそういったお話があったもんですから、非常に私も注目というか、していたわけでありまして、いろんな問題があって停滞をしているというような状況であります。

そんな中で、私も業者の社長さんのほうにも、一体、どうなってるんだというような話を、再三、した経過があるわけでありまして、なかなかハードルが高いのか、明確な今、調整をしているというような状況であります。そんな中で、村がどの程度関わるのか分かりませんが、今この2社の対応に注目をしているということだけ、考えとしてお伝えをする以外には、今のところない

ということであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） ぜひですね、村民の代表として、白馬の観光に大きく関わる話ですから、ぜひ、そこのところはよろしくお願ひしたいと思います。

これから未来に向かってですね、過去350万人もの人が白馬に来たんですけど、総合計画では、年間300万人ぐらいを予定しています白馬村は。そこまで行くかどうかは別として、安定的にですね付加価値の高いリゾートにやっぱりしていくべきだろうというふうに思います。そういったランドデザインをつくりながら、よい組織形態に変わっていくことを願って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第8番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時05分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第4番加藤ソフィー議員の一般質問を許します。第4番加藤ソフィー議員。

第4番（加藤ソフィー君） 第4番加藤ソフィーです。一般質問を始めさせていただきたいと思ひます。

新型コロナウイルスとワクチン接種に関しての村民への情報周知についてです。

新型コロナウイルスのワクチン接種の動きが始まってから、ワクチンをめぐっては様々な情報が出されています。今回のワクチンは今までのインフルエンザワクチンなどとは違い、2020年12月以前に使用されたことのないmRNAワクチンと呼ばれるものです。

まだ長期的な安全性は確認されていません。ワクチン接種が任意であるならば、接種対象者に対してリスクとメリットを偏りのない丁寧な情報提供が求められますが、村として住民が接種の有無を判断するのに十分な情報発信をしてきたのかを伺います。

1、全国と白馬村における昨年2020年の新型コロナウイルスによる死亡者数とインフルエンザウイルスによる死亡者数、及びおととしの2019年のインフルエンザ死亡者数を教えてください。

2、泉大津市では、市民向けのチラシを出していますが、その中には、新型コロナウイルス感染症の陽性者総数、重症化率、死亡率を掲載し広報しています。長野県及び白馬村の年代別の陽性者数、重症化率及び死亡率を教えてください。

3、村民の中でワクチン接種をするかしないか迷っていたり、もう少し今後の様子を見たい住民の声も聞こえてきます。そのような方たちもいる中で、村からどのような情報発信をしてきましたか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤ソフィー議員から、新型コロナウイルスとワクチンの接種に関する村民への情報周知について、3項目の質問をいただいておりますので答弁をさせていただきます。

なお、昨日、尾川議員、それから松本議員からも同様の質問もされておりますけれども、重複する場合もありますが、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

1点目の全国と白馬村におけるインフルエンザ、新型コロナウイルスの死亡者数についてをお答えをいたしますが、全国のインフルエンザの死亡者数は厚生労働省の人口動態統計によりますと、令和2年、2020年でありましたが957人で、令和元年の2019年は3,575人となっております。

新型コロナウイルスの感染症の死亡者数については、最初に死亡が確認をされたのが2020年の2月の13日で、年末までの死亡者数は累計で3,459人となっております。

白馬村では、2020年にインフルエンザによる死亡者が1名確認されていますが、2019年はありません。また、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになった方も、当村に該当する方は、これまでおりません。

2点目の長野県及び白馬村の年代別の陽性者数、重症化率及び死亡率につきましては、公表されている適当な資料がありませんでしたが、8月の3日に開催をされた第37回の新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議の資料に、第3波、令和2年11月の1日から令和3年の2月の28日、第4波の令和3年3月1日から6月30日の感染状況を分析したものがありましたので、その資料からお答えをさせていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

第3波、第4波における陽性者数は4,694人で、年代別では10歳未満が191人、10代が400人、20代が636人、30代が620人、40代が771人、50代が765人、60代が535人、70代が424人、80歳以上が352人です。

重症化率は、80歳以上が1.7%、70代が4.2%、60代が3.0%、50代が1.3%、40代が0.4%で、30代以下がなく、一般的に言われているように、高齢者ほど重症化リスクが高くなっています。

次に、死亡率についてですが、年代別の死亡者数は分かりませんので、資料から第4波における死亡者数の年代別の割合についてお答えをいたします。

第4波における死亡者数は50人で、割合では60代が12%、70代が22%、80代が42%、90歳以上が24%となっています。50代以下で死亡した方はおりません。

次に、白馬村における年代別の感染者であります。県の公表資料を村でまとめたところ、昨年12月から今年8月まで、居住地が白馬村として感染発表があったのは143人です。10歳未満が6人、以下、10代が7人、20代が47人、30代が34人、40代21人、50代11人、60代が13人、70代が4人、80代以上は0です。

なお、白馬村として重症化率についてのデータは持ち合わせておりませんし、死亡者は先ほど申し上げたとおりありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、村からのワクチンに関する情報の発信については、村ホームページやワクチンの接種券の郵送時に副反応等についてチラシを送付してお知らせをしています。

また、村のホームページからも県や厚生労働省などのワクチンに関する該当ページへのリンクを貼って、周知に努めております。

ワクチン接種を迷われている方などに対しては、その選択についてご自身がワクチン接種によるリスクと、そして感染し、重症化や長期にわたる後遺症のリスクを比べる必要があります。正しい情報を知った上で、ワクチン接種を受けるかどうかの判断をご自身で正しく判断できるような情報の発信に努めてまいりたいというふうと考えております。

以上、加藤議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。加藤議員、少しマイクを近づけていただいてよろしいですか。

第4番（加藤ソフィー君） はい。インフルエンザで職員がお亡くなりになったと聞き及んでおり、心よりご冥福をお祈りいたします。

まず最初の問いに関してですが、なぜこのような質問をしたかといいますと、私たちは毎年のようにインフルエンザウイルスに猛威を振るわれており、たくさんの方がそれによって亡くなられている事実を忘れてはならないと思ひます。人類は、常にウイルスとともに生きてきてきました。もちろん、今、私たちが驚異にさらされている新型コロナウイルスは、今までになかった新しいものですが、これからは気候変動などの影響からも、未知なるウイルスが次から次へと出てきても、おかしくはありません。ウイルスと共生していくということを頭においておかなければ、この健康の危機、地域経済の危機を打破することは不可能ではないかと考えます。このその場しのぎのワクチンや自粛だけに頼らない施策が、今、各リーダーに求められていると思ひています。

では、まず新型コロナウイルスに関わる基本的な知識から、確認させていただきたいと思ひます。

新型コロナウイルスの死者数が答弁でありましたが、新型コロナの死者の定義はなんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えいたします。

新型コロナウイルスの死者の定義ということで、ちょっと難しいかなと思ひますけれども、普通に考えますと、新型コロナウイルス感染症の陽性者で、その死因が新型コロナウイルス感染症ということで死亡診断されて亡くなった方だと考えています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） では、新型コロナウイルス感染者という定義は何でしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 新型コロナウイルス感染者の定義ということです。こちらはですねPCR検査等を行なって陽性が判定された方、一般的に新たに陽性が確認された方につきましては、新規感染者というような呼び方をしています。こういうことから考えるとPCR検査によって陽性が確認され、まだ陰性が確認されていない方のことだと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） PCR検査での陽性判定というものは感染症の証明になるのかどうかご存じでしたら教えてください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えいたします。PCR検査陽性判定が感染症の証明になるかというご質問につきましては、まず、PCR検査自体はですね非常に精度の高いものということで、今、検査に使われております。新型コロナウイルスの陽性判定に使われていますそのPCR検査ですけれども、精度は高いとはいいながら100%ではないと。その中にはですね前から言っております偽陽性の問題とかもありますし、そういうことから考えると、必ずしもですね陽性判定イコール感染者、新型コロナウイルスに感染している、また逆に陰性であるからといって、感染していないということには厳密にはならないのかなと思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） では、陽性判定ということで必ずしも感染者ということではないということでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 必ずしも陽性者ではないということですが、一般的には陽性判定イコール、今、感染者ということで使われているということだと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 一部の報道機関では、陽性者数や死亡者数ばかりが毎日のように報道され、とても恐怖心をおおられていると思います。何人出たとか何人増えただけでなく、重症患者がどのくらいいて、感染してしまった場合にハイリスクな方たちとはどのような方たちなのかということを知るということは、後回しにされているような気がします。このウイルスが確認されてから2年がたとうとしています、ウイルスは変異しているとはいえ、膨大なデータというのは既に出ていることだと思います。このデータをきちんと分析し、本当の意味でのリスクを回避していくということが重要だと私は思っています。

ここで、白馬村で使用されているファイザー社製のワクチンについてお伺いします。白馬村で使用されているファイザー社製のワクチンの治験終了日はいつでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 治験終了日ということでお尋ねでございますが、この治験終了日については、いつの時点を指すのかというのは、ちょっと分かりません。新型コロナワクチンは臨床試験のほうで有効性と安全性を確認された上で、厳正な評価が行なわれて、その後、令和3年2月14日付で特例認証されたと聞いております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 特例認証とはどういうことか教えてください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 特例認証とは、緊急性があつてそのワクチンを使うほか、ほかに方法がないような場合に、先ほど申し上げたように安全性とかの治験は行ないながら、厚労省のほうで特別に認める承認でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 私が厚生労働省やファイザー社の資料の中で調べたのですが、この中には臨床試験は継続中であると書かれております。それは継続中ということよろしいでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 厚生労働省のほうでははです、このファイザー製のワクチンにつきまして、今後、将来的にわたってその持続性とかそういうものを検証するために臨床試験を継続しているということで聞いております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） ワクチンの有効性の持続期間だけでなく、長期的な安全性についても、まだ情報収集中であるというワクチンですね。

次に、副反応に関してお伺いいたします。コロナワクチンの接種が始まってからの全国と白馬村における接種回数と副反応疑い報告の中で、重篤副反応者数及び死亡者数の累計が分かりましたら教えてください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） まず、インフルエンザワクチンの関係になりますけども、こちら、期間がですね令和元年10月1日から令和2年4月30日の間の報告でございます。推定接種者数につきましては5,650万人、そのうち、重篤の報告が96件、死亡者については7件という資料がございました。続きまして、コロナワクチンの関係ですけども、接種が始まりました令和3年2月17日から令和3年8月8日までの間の集計でございます。推定接種者数につきましては9,065万回、重篤の報告が1,741件、死亡が59件でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 白馬村では新型コロナワクチンの副反応の中で重篤副反応と死者数というのは出ていますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 白馬村のほうで副反応等に集計したものはございません。また、重篤ということで、ワクチンの救済制度のほうの利用に至ったケースもございません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 予防接種のその救済制度について詳しく教えてください。

議長（太田伸子君） 松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えいたします。コロナワクチン救済制度でございますが、予防接種の副反応による健康被害については、極めてまれであります。不可避的に生ずるものであるということで、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が厚生労働大臣に認定された方を迅速に救済する制度でありまして、生じた健康被害に応じ、医療費ですとか障害者年金、死亡一時金などが支給される制度でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。村長に申し上げます。少し音量を下げてください。お願いいたします。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） ワクチンが原因とされる重篤な副反応が起こったとして、それを医師が報告したとしても、国が認めない限り救済制度は受けられないということでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） こちらにつきましては、国のですね疾病障害認定審査会感染症予防接種審査分科会のほうで審議が行なわれて、そこで認定されるということであれば、この制度の対象として、先ほど申し上げたいような給付金が支給されるというものです。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） この、皆様にお配りした「南出市長からのメッセージ」という資料の裏側ですね、「新型コロナワクチンの副反応疑いについて」ということが、こちらで広報されているんですが、非常に分かりやすい表にさせていただいて、ここで記されています。で、参考までに、このインフルエンザワクチンというところで、さっきも答弁でおっしゃっていただきましたけども、副反応報告というのがこちらに書いてあって、インフルエンザワクチンとは少々異なったものであるということも、こちらを見て分かるようになっております。この数字からもですねワクチンの死亡者報告の多さというのは明確に受け取れるのではないかと思います。

次に、2問目に関してですが、長野県のデータで、私も独自に長野県に調査してみたんですが、やはり、さっきの答弁と同じようにですね、50代以下では死亡者がなかったというふうに報告を受けております。先ほど言いました、この南出市長からのメッセージというところでですね、大阪府内の状況ということで、第4波のこの年代別、陽性者総数、重症化率、死亡率というものが、これもまた非常に分かりやすい表になって出ております。これを見てもですね、10代の方では死亡率が0%、20代では0.01%というふうに見ることができます。このようなですねデータに基づく

情報の掲示というのはですね、ワクチンのリスクがですね気になる方にとっては、接種の有無の重要な判断材料の一つになります。

質問なんですが、厚生労働省のホームページからも見ることはできるのですが、本村はですね、このワクチン接種を進めていくに当たって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引に沿って接種をされているのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 村のほうで進めていますワクチン接種については、国、県等の方針に沿いまして、そういった手引を活用しながら優先順位をつけて今まで実施してきたところでございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） こちらの手引のですね68ページに書かれているのですが、こちら第4章接種の流れですね。接種者への周知・啓発ということで、ここの中に書かれていることとして、厚生労働省が作成する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の概要、予防接種の有効性・安全性及び副反応その他接種に関する注意事項等を盛り込んだ資料を活用して、十分な周知を図ることと書いてあります。ここにはですね、自治体はワクチン接種業務を行なうだけでなく、接種対象者に対して分かっている情報をしっかりと伝えるべきだと書かれています。ここでですね、白馬村から配られたという接種券ですね、に同封されていた資料に関して確認したいと思います。村から郵送されてきたものですね。まずは、新型コロナワクチンの接種の予診票2枚と、ピンクの新型コロナウイルスワクチン予防接種のご案内、これは結構大きい紙であります。と新型コロナワクチン予防接種についての説明書、以上でよろしいですか、確認です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 接種券送付時に同封させていたものは以上で間違いはないかと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） このピンクのほうに書かれているものというのは、接種の流れですとかスケジュールですとか予約の仕方ですね。これはもう既にワクチン接種を受けますと決めた方に向けての情報かと思います。で、じゃあどうしよう、まだ決めていないという方に関しては、この説明書というものを添付されたとは思いますが、こうやって見ても薬の説明書ですよ。非常に分かりづらい。文字だけが並んでいて何も表もないですし、皆さんにお配りした泉大津市の方と比べましても、もう非常にこの、どっちが見やすいか分かりやすいかというのは一目瞭然です。この説明書に書かれているですね文章ですね、ワクチンの効果というところに、新型コロナウイルス感染症の発症を予防します、ワクチンを受けた人が受けていない人よりも新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないことが分かっていると書かれております。その下、3つポツ、ポツ、ポツがありまして、3つ目ですね。後半のほうには現時点では、感染予防効果は明らかになっていませ

ん。ワクチン接種にかかわらず、適切な感染防止策を行なう必要がありますと書かれています。

お伺いしたいんですけども、この本村がワクチン接種を推奨している理由というのは何でしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） ワクチン接種推奨につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が続く状況で、そういったものを防止したいというようなことです。

議長（太田伸子君） 横山副村長。

副村長（横山秋一君） 私もちよっと調べさせてもらいましたけれども、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領という中に、予防接種法附則の規定により、臨時接種とこの新型コロナウイルスの予防接種をみなし実施すること。そして、市長村長は対象者に接種勧奨をすることとされています。それに基づいて市町村は勧奨している、勧めているという認識であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） ワクチン接種を勧めているということですね、国の指示に従って。

村から発送されてきたところの、この発症予防と感染予防の違いというのは、すごくこんがらがっている方もいらっしゃると思うんですけども、発症予防と感染予防の違いについてお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お尋ねですが、お答えいたします。感染予防、発症予防、読んで字のままだと思うんですけども、感染予防につきましては感染しない、発症予防については感染しても症状が出ないというような意味合いで使っています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） このワクチンについての説明書で、感染予防というのは明らかになっていないと、この発症する、症状が出ることを防止することは分かっているということになります。ここの部分についても、すごく分かりづらいと思うので、このワクチンの効果についてというのを、南出市長という方はここに、すごく真ん中のほうに、目立つように、どんと書いていらっしゃると思います。

ファイザーがですね作っている、このコミナティを接種される方とそのご家族へという冊子があるんですけども、こちらは村のホームページから飛べる厚生労働省のホームページからも確認することができるんですが、ここにはですね感染症の予防と書いてあるんですね。この感染症の予防というのはイコール感染予防ではなくて発症予防であるということを、非常に皆さん、こんがらがっているのではないかなあと思っています。これは、やはり分かりやすい情報提供で、このような誤解というのは避けることができると思います。感染予防効果が明らかになっていないということなんですけども、これは接種券が郵送されてきた時点での情報だと思うので、その後、何か新しく、県からこのような新しい情報が出てきたとかそういう報告はありますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 感染予防効果につきましては、県のほうから改めてそういう効果について通知が来たものはありませんが、いろんな資料から今、ワクチン接種が進み、特に高齢者なんかは7月末までにはほぼ全員の方が打たれているという中で、新規の陽性者に占めるワクチン接種済みの人とまだ接種をしていない方のところで見ると、2回目の接種を終わっている方については、接種していない方に比べて10分の1というような結果も今出ていますので、当然、感染予防効果についてもあるんだろうなということで考えています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） そのような情報が出されているということでしたら、やはり村民の方ですね随時報告していくということは必要だと思います。この接種券、1回だけ郵送されてきただけで皆さん判断されていると思いますので、そこら辺は今後、情報提供に関しては変えていく必要があると思いますが、いかがですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 今後ワクチン接種につきましては、12歳の誕生日を迎えた方について順次接種券のほうを発送していきます。その発送に併せまして、ちょっとその辺もどんな情報を出したらいいのか検討をしまして、対応をしていきたいと考えています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 感染予防効果ですが、先ほど効果があるという情報もあるということをお伺いしましたが、とはいえ、やはり厚生労働省の資料を見てもファイザー社の資料を見ても感染予防効果というのは明らかになっていないとしかやはり情報が見れないんですね。その感染予防効果がはっきりしていない中で、若い世代の方々ですね、特にワクチン接種率が低いと言われるような方々は、周りに感染を広めないために打つようにと言われてたりするんですね。その根拠というのは、まだ明らかになっていないということよろしいですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 感染予防の効果でございますけれども、先ほどそういった事例も治験として出てきているということで、やはり感染自分はしないってことは周りに当然感染させることもないですんで、その辺についてはちょっとどんな資料を出せるか分かりませんが、お知らせはしていきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） そこら辺ですね、ことを一番身近にある行政、村が発信していくということですね正しい情報ですか、というものを得るためには非常に重要だと思います。で、感染予防効果がはっきりしていないというところで、このワクチンのリスクをやはり無視はできないよという村民の方はいらっしゃるんですね。で、よく若い世代はデマ情報に惑わされて接種率が伸び

ないと言われているんですけども、この当たり前のように情報の流れる時代の中です、テレビや新聞では知りたい情報が報道されなかったり、ネットのほうを見ましてもネットの情報でも何を信じていいかわからなかったりですね同じ情報でも人によっては捉え方が違ったりします。この緊急事態で人々がパニックに陥りやすい、インフォデミックとも言われますが、国や県よりも、先ほども申しましたように村がですね冷静さを保ってその正しいと言われる情報をきちっと整理し、不当な差別や分断ですね、分断を生まないように慎重かつ迅速に情報を発信していく役割があると思います。先ほども出てきたこの感染症に係る予防接種に関する手引のですね65ページにはですね、住民の情報提供というところがありまして、読み上げます、一部。都道府県が市町村と連携・調整し地域の実情に合わせて情報提供体制を構築して差し支えない、と書いてあるんですけども、現時点では県と連携した情報提供体制はまだないように思えますが、現状はどうでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 何をもって県との連携と言えるのか、ちょっと分かりませんが、県からの各種通知あるいは会議等を通して連携をして今進めているということでご理解いただきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 新型コロナウイルス感染症や対策に関してですね、迅速な情報提供といった面は1日目の一般質問でも議員から提言や要望がありましたように地域の実情を言いますと、村としては非常に必要とされているということだと思いますので、県と協力していただき村民への情報提供体制というものをしっかり構築していただきたいと思います。そして、3番目のほうですね、どのような情報発信をしてきたかは今までも触れてきましたが、白馬村の接種率は伸びてきているとのことですが、確認なんです、ワクチン接種をするかしないかというのは任意でしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 新型コロナワクチンの接種につきましては任意でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 任意ということですね、接種券ですね、この先ほどの情報しか添付されていなかったんですけども、年代や基礎疾患の有無によりリスクとメリットが全ての人に対して同等ではないにもかかわらず、自分自身や子供へのリスクとメリットを判断するための情報提供というものは村から乏しいと思います。迷っている人に、打つか打たないかということですね判断していただくためにはですね、やはり分かっていることを分かりやすく、先ほどから申し上げていますが提供していくということが大事かと思えます。正しい理解とか正しい選択とおっしゃっていますけども、何をもって正しいとするのかというのは慎重に判断されたほうがいいかと思えます。感染予防効果もしっかり分かっていないワクチン接種を受けるということがですね、必ずしも正しいとはいえないはずなんです。このワクチン接種推進に都合がいいかどうかで正しいかを決

められているように、決められてしまってるかのように感じられる世の中になってきているとは思いますが、もちろん基礎疾患を持っていたり高齢者の方にとっては非常に重要な対策ではあります。ですがですね、特に子供たちへのワクチンのリスク、妊婦さんですとかそういう方たちには、本当に感染のリスクを上回っていると言えるのかというところがすごく疑問であります。任意であり、そしてワクチンのリスクも大きいことから無理に20代や10代の接種率を上げようとするのではなく、きちんとご自身、保護者の納得のいく判断をしていただき、打った人も打っていない人も、そして打てない人もお互いが尊重できる環境づくりが必要と思います。こちらは、8月30日付で下川村長より保護者の方に向けて配付された1枚の紙なんですけど、内容は新型コロナウイルスワクチンについてで、できるだけ早めに接種を受けてほしいといった内容しか記載されていないんですね。ワクチンに係るリスクやメリット任意であることすら説明をされていないと思うんです。この保護者に出された紙というのは情報不足ではないかと思うんですが、見解をお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 学校を通じて保護者にお配りした通知につきましては、9月の集団接種の予約枠にかなり空きが出てきているのでそこをまず埋めたい。希望される生徒の方がいたら打ってほしいというような思いで出したもので、特に情報について不足しているということですが、接種を強要するものではありませんけども、ご家族と話し合っていていただいで打つ方は是非この機会に予約をしていただきたいということでお出しをしました。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） そのようなことでありましたら、ここにもしっかりと強制ではありませんと、希望される方は早めに予約をお願いしますという一言があるだけでも、今後ですね差別につながるような判断であったり分断を生んでしまうようなことにはつながらないと思います。今分断があるとは申ししていないんですけども、やはり分断する前にしっかりと分断しないような形をとっていくというのが危機管理だと思うのでよろしくお願いします。年代で違うこの重症化率、死亡率や、これまでのワクチン副反応疑い報告、まだ臨床試験中であること、分かっていないことが多くあること、そして長期的な安定性が確立されていないという事実があるということで、これワクチンと打たないと選択する方が出てきてもおかしくはないと思うんですけども、そこら辺の村としての見解はいかがでしょう。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 議員さんおっしゃるとおりあくまで任意ですし、私の身の回りにも接種をしないと言っている方もいるので私は理解しておりますので、そこら辺は全然分断するとかそういった次元ではないと。ただ、市町村のね責務としてやはり干渉しろというもの、上から来ているのも、上からちゅうか国から来ているのも確かでありますので、そこら辺はぜひご理解いただきたいと思

います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁も含めあと7分45秒です。質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 副村長が理解されているということで、ありがとうございます。ということはですね、ワクチンを接種した方としていない方で法律上の取扱いに何か違いがあるとかそういうことではないということですよ。

議長（太田伸子君） 横山副村長。

副村長（横山秋一君） すいません、まだ詳細に国のほうから示されていないというのが現実であります。ただ報道機関によるとね、割と接種の証明についていろんな活用方法があるやに、そういう報道もされているので、全国的にそういう流れになった場合、じゃあ白馬村だけそれしませんというわけにはいかないかなというふうには思っています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） ワクチン接種の有無によるですね、パワハラとか同調圧力、差別は絶対にあってはならないと思っていますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） もちろん、あってはならないと思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） これは、村長にお伺いします。ワクチン接種は任意であるにもかかわらず打たない方のみに対して、行動制限を求めるということは差別に該当するのではないかと思うんですけれども、村長としての見解をお伺いします。

議長（太田伸子君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 打たない人に対する差別になるのではないかと、そういったご質問でございますが、村としては、そんなことのないように取り組んでまいりたいと思いますし、先ほど副村長が申しあげましたけれども、今日の新聞なんか見ると国のほうの対応も11月からその移動も緩和するというような、そんな報道があるわけでありましてけれども、そんな国からの県からの指示をいただきながら、村としても対応してまいりたいというふうに思っております。先ほど言うように、ワクチンを打たないことの人に対する差別は絶対避けなければいけないというふうに思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 差別は絶対にあってはならないと。そのよう今、差別が出ないような村としての役割をしっかりと果たしていただきたいなと思います。これで最後になりますが、ワクチンだけにですね、このコロナ、新型コロナウイルス感染症対策を頼ってしまうのはですね、非常に危険なことではないかなと思います。まだ様々なことが分かっていないということですね。ワクチン

接種を、受ける・受けない・受けられない・様子を見る、という選択をですね村民同士が尊重し合えるように慎重な情報発信をお願いしたいと思います。ワクチンだけに頼るというのはですね、必ず誰かが取り残される状態が出てくると思いますので、そこら辺をしっかりと考えていただきたいと思っています。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第4番加藤ソフィー議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第10番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第10番加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 10番、日本共産党、加藤亮輔です。午後1番目の質問者として行ないません。今回は、2点質問をいたします。

まず最初に、新型コロナワクチン接種についてです。感染力の強いデルタ株への置き換わりの中、オリンピックを開催するなど、菅政権の危機感のない後手後手の対策のため、一向にコロナ感染の減少の兆しが見えません。対策の一つとして行なっている新型コロナワクチン接種について質問いたします。

一つ。村は、ワクチン接種を希望しても、住民票が当村に無いとの理由で拒否していますが、大規模接種会場をはじめ、住民票がなくても接種している自治体が県内外に多数あります。当村は、現在は解決していますが、8月25日まで住民票の無い定住者の接種受付を拒否してきましたが、その理由は何か伺います。

2番目。厚生労働省が、住民票所在地の市町村と実際に居住する市町村が異なり、実際に居住する市町村において接種を希望する場合の手続を説明するホームページを開設しています。そのホームページに松川村、小谷村は接続でき、住所地接種届の手続が行なえます。白馬村は接続しようとしても、受け付けておりませんと表示され接続できません。厚労省が作成したワクチン接種の利便性を高める住民サービスが利用できません。なぜ白馬村は接続できるように改善しないのか伺います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤亮輔議員には、新型コロナワクチン接種について2項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

最初に、住民票のない定住者の接種受付を拒否してきた理由についてですが、新型コロナワクチンの接種については、原則住民票所在地で接種を行なうこととされており、住民票のない方の接種、

いわゆる住所地以外の接種については、国から示された新型コロナウイルスの感染症に関わる予防接種の実施に関する手引にのっとり、ワクチンの接種が始まった5月当初から、老健などの施設入所者、里帰り出産の妊産婦、それからDV避難者、それから単身赴任者、基礎疾患があり村内の主治医でワクチンを打つ場合など、やむを得ない事情があり住民票所在地以外に居住をしていると認められた場合について、住所地外接種を受け入れてまいりました。

これに加えて、感染症拡大防止のため、村内の幼稚園、保育所、小・中・高に勤める先生や高齢者及び障がい者施設の職員などに優先接種を進める中で、住所のない先生などにも積極的にワクチン接種を実施をしております。

ワクチンの接種につきましては、住民への接種が急がれ、ワクチン不足による必要とされるワクチン数量の確保も不透明な中で、まずは、住所を有する住民の接種を最優先に考え、個々の事情をお伺いした上で、住民票が無いことにやむを得ない事情があると認められないと判断した方については、お断りをしたケースがあることについては承知をしております。住民票が無い定住者については、住民票がないことのみを理由に接種を拒否をしたというような事実はございませんので、誤解のないように申し添えます。

次に、住所地外接種について、ウェブ上で松川村、小谷村は手続ができるのに、なぜ白馬村は利用できないのか、利用できるように改善しないのかにお答えをいたしますが、加藤議員がおっしゃられているホームページ、厚労省が開設をしているコロナワクチンナビは、新型コロナワクチンの接種会場を探したり、どうやって接種を受けるかなどの情報を提供をしているワクチン接種についての総合案内サイトで、住所地外接種届の手続をウェブ上で行なうことができますが、届出を行なうと、自動的に住所地外接種届出済証が発行され、住所地外接種を当村が認めたということになってしまいます。住所地外接種届出済証を発行するかどうかの判断に、村が関与する余地がなくなります。したがって、当村のように住所のない方のワクチン接種の予約については、必ず村コールセンターを通して行なう場合と違い、予約の段階で住所地外接種届出済証があることで、コールセンターとのトラブルの発生も予想をされます。

このために、当村では、住所地外接種については、個別に事情を伺いながら対応をしてまいりまし、コロナワクチンナビの利用については、市町村により様々な考え方がありますが、長野県77の市町村のうち参加しているのは、松川村、小谷村のほか6市町村のみでありますので、利便性の高いシステムとは考えてはおりませんことをご理解をいただきたいというふうに思います。

1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 答弁ありがとうございます。

では、再質問をさせていただきます。コロナ感染を防止するための一つの手段として、ワクチン接種があります。そのワクチン接種については、午前中、同僚議員がいろんな場合、接種をする人、

しない人、いろいろいると、そういう質問がありまして、私もよく理解できました。そういう中で、国は、コロナの感染を拡大を防止しようという一つの手段として、ワクチン接種を行なっています。この考えからいけば、そもそもこのワクチン接種というものは、日本人というか、これはもう国を挙げての取組で、そんな住所地がどうのこうのという次元の狭い範囲の事業ではありません。それで、実際問題、現在調べると、1万6,000人ぐらいの死亡者がいます。国も最大級の災害と捉えて、優先的に希望者にはどこでも接種できるように、大規模会場、それから大学校での学園接種、それから職場接種といろいろやっています。その中では、住所地がどこどこだから駄目だよというような判断は一切されません。そこを7月の終わり頃でしたかね。私自身は、接種は6月の終わりに2回目が接種できて、本当に健康福祉課の皆さん、どうもありがとうございます。でも、受けられなくても打てない人、接種できない人が片方にいるということに、私も相談を受けたときにちょっとこれはおかしいのではないかということで何回も交渉といおうか話し合いを持ちました。でも、かたくなに最後まで同じような答弁で接種をされないということが続いて、先ほどの質問にもあるように8月の25日にやっと通知が来て接種できるようになったよという連絡が来ました。だから、一連の流れを見ていると、途中でワクチンの量が少し少ないかどうかというような未知の領域が少しあったかもしれないけども、やはりワクチンを接種したいという者については接種するというのが原則だと思います。先ほどの答弁では、2つの理由で後延ばしになったというような理由でしたけども、やはり希望者には、これからも3回目もまたひよっとしたらあるかもしれない。そういうときに、今のような理由でまた後回しにするっていうようなことはやめてもらいたいと思います。そういうことに対して、健康福祉課はどのように判断でその8月25日から接種するようにしたのか。ただ余ったで余りそうだから接種してあげると。してあげる。してやる。何かおこぼれのような感じもしとるといような住民もいます。だから、その辺は住民感情は非常に繊細ですから、やはり気をつけてやっていただきたいと思うんだけど、その辺改めて見解を伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えいたします。

まず、ワクチン接種について、なぜ住所地が原則接種場所になってるかという話からさせていただきますと、国のほうでのワクチンの配付等に基づいて、その配付についても、その市町村で何人打つかの計画を立てなければいけません。その数量に基づいて市町村でも住民接種計画立てるんですけども、議員おっしゃるように全国どこでもっていう話になると、なかなか計画自体が成り立たないみたいなことにもつながってくるのかなと考えています。あとですね、8月ですか、住所ない方にもワクチン接種の予約を開始したということにつきましては、9月に入りましてワクチンの予約のほうはなかなか入らない状態で、村民に対するワクチンについては接種率等を見まして一通り希望される方には終わったというところと、あと先ほどおこぼれみたいな話も出しましたが、実際ワクチンが余ってきたことで、今度、誰にそのワクチンを使うかと考えたときに、住所がなく

で住んでる方について打っていただいて、またそこで感染拡大防止の観点からということで接種をすることに決定をいたしました。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） もう一点だけ質問をさせていただきます。

村民優先というようなことで、住所地のない人は後にするというような考えがまだ残っているような気がするんですけど、この6月議会、3か月前か。6月議会で私も賛成したんですけど、この冬に備えて索道それから大手のホテルなどへ、大勢の若者が、アルバイトが白馬村へやってきます。その人たちに、たしか1,000万円ぐらいの予算をつけてPCR検査をやるというようなことを可決しました。このアルバイト、それから働きに来る人、これははっきり言って99%白馬村に住民票がない方だと思います。でも村の考えとしては、白馬の観光産業を支えてくれる人だということで、わざわざ予算を使って、それでPCR検査をやるというふうに決めた。そのことについては、私も同感で賛成しました。片方で、定住、まあ20年も25年もしとる夫人がそういうふうに接種をお願いしてもやれないと。ここには、あまりにも乖離と矛盾があると思うんだがね。片方は何もやらんで白馬村に住所がなくてもPCR検査がやれると。片方はお願いしてもやってもらえないというところがありますから、やはりもう少し一貫性を持ってやってもらいたいと思います。このことについては長々議論したいと思いませんので、以上で終わります。

それで、次に、2番目の白馬村の大規模開発について質問をします。

コロナ禍の中、観光客が減少し先を見通せない状況ですが、インバウンドの後押しもあり、村内では大小の建設・開発事業が行なわれています。そんな中、7月に村内の開発現場で法面が崩壊し、他人の土地を損壊させる事件が起きました。この開発申請について、県及び当局はどのような指導、指示をしたか、そして認可したか4点質問します。県の分が分からなければ、その分はいいです。

第1は、分割申請についてです。2019年3月に、敷地面積約2,500平米にコテージ6棟、12戸、管理棟1棟の工事が始まり、同4月に、隣の約5,500平米に13棟26戸の二期工事の大規模開発の申請を提出されました。このように2回に分割した場合は、前に申請した敷地面積も大規模開発工事に含まれるのか、それとも、規制から免除されるのか、基準はどのように決められているのか伺います。

第2は、樹木の伐採についてです。工事現場を見ますと、伐採したため樹木が1本もありません。白馬村の開発事業の基準は、環境基本条例20条及び環境基本条例施行規則3条の別表に、同5条の別表3の3に記載されています。別表2の2の(2)に、現存する樹木は極力残存させ、積極的に修景植栽し周辺景観と調和を図るものとする規定していますが、この規定に違反して全ての立ち木を伐採して開発工事を実施しています。村はどのような指導を行なったのか伺います。

第3は、法面工事とその後の変更工事についてです。同別表2の(6)に、法面の基準について規定されています。その法面が崩壊した事件が起りましたが、開発検査済証を発行後、事業者は法面の変更工事を行なっています。その法面工事の変更届を受理したのはいつでしょうか。

第4は、雪捨て場の問題です。雪捨て場が確保されていない開発工事と聞いていますが、別表2の(9)に、開発地域内の雪は開発地域内で処理できるよう、配置もしくは施設整備するものと規定しています。雪捨て場の問題は地域にとっても重大な問題です。開発検査済証を出す前に村はなぜ事業者に住民説明会を実施させなかったのか。また、今後どのような指導をされるのか。以上4点伺います。

また、皆さんに資料をお渡ししました。条文などがそこに書いてありますから、それを見ながら質問を聞いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 2点目の白馬村の大規模開発について、4項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきますが、1点目の隣り合った土地を分割して開発を行なうような場合、それを一体的な大規模開発として捉えるかどうかのご質問につきましては、原則として都市計画法における開発行為手続の許可権者である県の判断となります。これまで、県の担当者から建設課が説明を受けた中では、計画区域の全体の中で共有部分があるかどうか、事業者や土地利用目的が同一か否か、あるいは、管理運営予定者や設計・施工者が同一か否かなど、そういった事情を事業者から一つ一つ聞き取りながら判断材料となる事柄を複合的に捉えた上で、県としてその行為が一体か否かを判断していると聞いております。

2点目の樹木の保全に関しましては、質問のとおり環境基本条例や規則にも明記されております。確かに皆伐してそのままという姿が決してよいとは考えておりませんが、村としては計画当初に提示される全体計画等を見ながら宅地の樹木や法定緑地の配置等を指導をしております。また、既存の樹木が天然林であるのか、あるいは山林経営を目的とした人工的な植樹林であるかによっても保全の方向性が若干変わってまいりますし、森林法等に基づく手続等もございますので、所管課である建設課、農政課が連携を密にしながら対応をしていくよう指示をしているところであります。

3点目の、開発完了後に行なわれた変更の工事の届出がいつ行なわれたかのご質問であります。確かに最近の事例の中で県の完了検査後に法面工事が行なわれたケースがございましたが、現行制度の中では、当初計画完了後に行なわれる工事に対しまして、別途許可申請や届出を提出させるといった仕組みがないことから変更届は提出はされておられません。このケースの場合、検査に立ち会った建設課からの報告では、開発行為完了時点では、法面は一定勾配の土羽で芝生シートが張られ、環境基本条例の基準に照らしても特段問題のある状態ではなかったものの、その後の事業者側が石積み擁壁に変更をしようとして土羽法面の崩落が起ったと聞いております。議員のご指摘のとおり、今後、こういった事案がむやみに繰り返されるとしたら、環境基本条例の趣旨からも適切

ではありませんので、開発完了後の変更についても柔軟な対応ができるような仕組みづくりを今後検討していかなければならないというふうに感じております。

最後に、雪捨て場の確保に関するご質問ですが、これも先ほどの答弁と同様、当初計画に変更が生じた場合は、再度住民説明会の機会を設けることやそのほかの手續について定めがなく、担当課の判断によっては地域に不信感を抱かせる結果となり得ることから、改めてそういった対応ができる仕組みづくりを進めるよう指示をしたところであります。なお、個々の敷地内での雪処理につきましては、以前、顧問弁護士へ相談した際、雪処理ができなくて周辺に影響が生じたような場合は、まず、文書等で改善要求をすることが第一段階であり、それでも改善をされない場合には最終的には法的な手段に進んでいくべきであるとの指導を受けております。したがって、現時点では、個別の開発案件についてはあくまで敷地内の雪は敷地内で処理をすることの指導に努め、仮に雪処理に関するトラブルが生じた場合には、速やかに村として改善要求をしていくよう建設課にも指示をしているところであります。また、最近の開発事例の中では、景観上決して好ましいとは言えないものもあることは私も感じております。そのためにも、現在、策定作業を進めております景観計画や新たに制定する景観条例の中でコントロールできる部分については、しっかりその中で検討してまいりたいというふうに思いますので、お願いをいたしたいと思っております。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） どうも。それでは再質問させていただきます。

まず最初に、1番の分割申請に関連してですけど、あの現場も事業者は違う設計者は一緒と。どう見ても一体のように見えるというような現場です。このことについては、令和元年の第2回環境審議会でも私と同じような疑問を感じて、そこでも議論されています。こういうふうに、やはり私だけ一人が疑問を感じるんじゃなくて、環境審議会のそういう審議委員も疑問に感じておるということは、多くの人がやっぱり疑問を感じている問題だと思うんです、ああいう分割して申請するのは。そこで、まず最初にちょっと確認ですけど、こういう事業者が大規模開発の申請をなるべくやめるとか敬遠する理由は何だとお考えでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 大規模開発に関する、特に分割をして開発の手續を行なったというようなケースの場合であります。業者が業者側の立場でこの開発の行為を手續を回避するという理由に関しては、いろんな考え方あるかと思っておりますけれども、手續的にはやはり期間を要してしまうとか費用がかかってしまう、結構複雑な作業が必要になってまいりますので、そういった意味から敬遠するということは考えられますけれども、ただ、そもそもですね、本来必要な手續であれば、一定規模以上の開発であれば、当然、開発行為の手續、土地計画法に基づく許可申請というのは必要になってきますので、ご質問の趣旨が業者側の立場でどうして開発の手續を回避するのかどうかと

いうちょっとご質問に関しましては、ちょっと細かい点に関しましては、ちょっと私どもの立場ではお答えできないこともあるんですが、あくまで自分たちが計画している開発規模、開発に対して具体的に言いますと3,000平方メートル以上の土地の改変になってくるんですけれども、そういった場合には法律に基づく許可の手続が必要になる。私どもとしては、そういった指導はしているということになりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） もう、私が大規模開発を事業者がちょっと敬遠したがるのは、やはり大規模開発をやる場合いろんな規定があります。それで、消火栓を設置せよだとか、道路の幅員はどれだけだとか、普通の家を建てるよりも多くの規制があります。だから、その規制をやることによって、やっぱり経費がたくさんかかるということ。それから、もう一つは開発面積、大きな開発ですから、一定の面積があつて、その面積の6%は緑地帯にしなければならないと。それで、都市計画法で3%、長野県はこういう土地柄ですから3%上乗せして他の自治体よりも厳しく6%の緑地帯を設けよというふうに決まっています。そういう理由から考えると、いわゆる6%取られちゃうと、家1軒建つ敷地がなくなっちゃうと、緑地帯せねばいけないもんでということで、やっぱり営業的にいろいろ考えるのかなというふうに私はちょっと考えるんですけど。でも、やはりこの白馬村で行なう場合は、やっぱり今、世界水準の山岳観光地を目指す白馬村です。その中で、いろんな開発がこれからも行なわれますが、その開発事業そのものを私、反対しているわけではない、開発が地域の活性化にもつながる面は多々ありますから。だけど、その開発をやっぱり規則に沿った、それから、その地域住民の納得のいくような開発をしていただきたいというふうに思っています。でも先ほど言ったように、いろんな意味で疑問があるもんですから、このところについては分割申請をするような物件については、何か法的に縛れるものがあるようにできないか県のほうに相談する気はありませんか、どうですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） まず、一般的な開発に伴う手続の関係の話になりますけれども、先ほど申しましたとおり、3,000平方メートル以上の規模の土地の改変を伴うものにつきましては、都市計画法に基づく許可申請の手続が必要になる。その許可は長野県知事が出すということになります。県に対して申請が行なわれるわけでありまして。仮に加藤議員ご指摘のように、分割で行なわれた場合、個別に行くと3,000平方メートル切らなくてもトータルで行った場合に当然、3,000平方メートルは超える場合も想定されるわけです。それを開発の許認可の申請の手続を回避するためのもので意図的にやってるものなのかどうなのか、そこら辺の判断ってなかなか難しい部分はありますけれども、今回の加藤議員からのご質問の中では、具体的な開発の場所の提示はございませんが、あえて本日も新聞報道もございましたので、五竜地区で行なわれている開発を前提

とした質問であるということで、ちょっとお答えをさせていただきたいと思いますが。当初3,000平方メートル以下の開発ということでミニ開発が行なわれた後に5,000平米の開発が行なわれたと、5,000平米を超える開発が行なわれた。トータルで行くと約8,000平米ほどの規模になるわけです。その段階で、いわゆる2回目の開発の計画が上がってきた段階で、最終的にもう、もちろん県とも相談をさせていただくわけでありますが、トータルの8,000平米として開発の許可の申請手続をしていただくのか、あるいは、後で出てきた5,000平米の部分だけで開発の手続をしていただくのかという分につきましては、先ほど村長の答弁でも申し上げましたとおり、個々のケースによってやはりいろんな想定がされるということであり、県の担当者とも何度もお話をさせていただいた経緯がありますけれども、五竜地区の開発の場合について言いますと、後から出てきた開発については事業者が違うといったような理由から別の開発だということ、最終的にはそういう判断で後から出てきた開発の面積について開発許可の申請手続をしていただいたということであり、今後のことを想定すればいろんなケース考えられます。それは、やはりその都度、許可権を持っている県ともしっかり連携を密にして対応していかなければいけないのかなと思っておりますけれども、今回のケースにつきましては、そういったやり取りもいろいろ踏まえた上での最終的な結論だったということをご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 大規模開発については、白馬村、人気のある土地柄ですから、これからも申請が私はあると思います。だから、担当課挙げて県とも連絡を密に取りながら考えていってほしいと思います。それで、もう少し村の範囲で村の中で対応できる問題について、まず最初に樹木の伐採について質問したいと思います。それで皆さんにもお渡ししました環境基本条例、環境基本条例施行規則並びに開発指導要綱、この中にいろいろ取り決めが決められています。例えばこの開発指導要綱の9条、右の一番上になりますけど、敷地内の樹木を積極的に保存しなければならない、というふうになってます。そして、その下には、樹木を保存するための設計、工法を積極的に採用しなければならない、というふうに決められています。だから、全部の木を全部切るというのは、どう考えてもやっぱりこの要綱にも抵触はしていると思います。それで、そういう設計が村の中でも業者と話し合う機会がありますから、そういう計画書も当然見て県へ報告を出していると思うんですけど、そういうときに事業者にも、この設計ちょっとやめてほしいというような申し入れとか指導とかは行なったんですか、それとも、そういうことはやれないんですか。どういうふうになっていますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） それでは、お答えをいたします。

まず、いわゆる樹木、森林を極力残さないよという内容につきましては、まさに加藤議員ご指

摘のとおりであります。開発事業者と村の間では、当然いろんな協議をします。それ、森林だけ、樹木だけではなくて、道路の在り方、道路の維持管理なんかも含めていろんな協議をさせていただきます。その中で、当然この条例、あるいは規則にのっとった形で残せる木はやっぱり残してほしい。そういった、当然協議はさせていただくわけでありまして、ただ、現場の状況等にもよります、いわゆる山林経営のために植樹をした、人工的に植樹をした木なんかもあります。最近、なかなか山林の手入れが行き届かなくて、もう樹高が20メートルも30メートルもなっているような杉の木もたくさんあるんですけども、そういったものをですね、意図的に全て残していくというのが、果たしていいものかどうかという問題もありますし、あと、その開発エリアの中でどういったポイントにそれを落とし込んでいるかというものも、業者との協議の中で何回も話し合いをさせていただくことはあります。先ほど五竜地区の開発の例で挙げさせていただきますと、私ども協議させていただく中では、ばらばらにポイント、ポイントに樹木を残すという形ではなくて、村がその土地を、緑地部分を引き取るという前提である程度集約してまとめた形でいわゆる緑地帯を残していただくと、そういう協議はさせていただきました。いろんなご意見あることも承知しておりますけれども、加藤議員からご指摘をいただいたように、事業者との協議というのは何回もさせていただいた上で残すべき樹木のエリア、場所ですとか面積なんかも決めさせていただいていると。ちなみに残す規模につきましては、具体的にこの中でどれだけ残しなさいよという基準はございませんので、私どもよりどころしておりますのは、先ほど加藤議員からもご指摘のありました、県の開発の基準の中で定められております6%の緑地は残しなさいよと、少なくともその基準を満たすだけの緑地は残してほしいということで協議をさせていただいているということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 質問が四つありますから、まず、その辺をちょっと全般的にやって、最後にまとめてまたやりたいと思います。

次に、法面の問題ですけど、この法面の崩壊については当然課長もご存じだと思います。ああいうことが私もあそこの付近の住民に聞いた中では、45度の芝生張りの法面は完成していたと。見に行ったら、もう芝生張りは全部なくて、70度から80度近い傾斜のふうに変更していた。だから、そういう変更については、やはり事前に村のほう、それから、県のほうに届出はないんですか。それとも、なくてもそういう工事をやれるような規則上なっているんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） お答えをいたします。

法面の後での変更ということなんですけれども、先ほどの五竜のケースの場合でいきますと、開発の手続が終わった段階で県の検査が入りまして、一旦その段階で開発行為というのが全て完了す

る形になります。県が認めた段階で完了ということになります。その完了の手続の後に業者が今回意図的ということだと思えるんですけども、一部の法面をさらに削ってどうも擁壁にしようとしたというような話を聞いておりますけれども、その工事の前段で私どものほうには一切話もございませんでしたし、もちろんそういった変更といった手続もございませんでした。それが手続上必要かどうかというふうに関しましては、一旦県の完了検査が終わったということになってしまうと、強制力のある手続が必要であるということとは言えないという、県のほうの指導も頂いておりますけれども。ただ、現状として一番留意しなければいけないのは、さらにその上側に住宅もあるということで、やはり住宅へも被害も非常に心配されたということもありますから、まず、第一次的には私ども建設課の職員も通報を頂いた段階で現場へ行きましてですね、まず法面の保護、それ以上崩れないような形の安全対策をしていただくというのがまず第一だろうということで、現状ではそういった指導をしておるところでございます。当初、芝生を張るということで計画を出していただいたものが、また擁壁に変わってくるという分に関しましては、正直言います、それに対する罰則規定等も現状ではないものですから、村としての指導力が非常に足りない分もあるかもしれませんけれども、引き続き村としてはやっぱり指導はしていかなければいけない、元どおりにやっぱりしていただくという前提での指導はしていかなければいけないのかなというふうには考えはおります。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） それから、もう一つ、工事の変更のような感じで今も造成工事が行なわれています。それで、その法面、それから建物敷地のそばの工事など行なわれて、本来あるべく雨水浸透施設がその工事によって半分以上埋まっちゃうとか、そういうところが見受けられます。そういうことがあると、今後大雨が降ったりしたときに、その雨水浸透施設が正常に働くかどうか心配をしている住民の方がいます。そういうところを、やはり片方はきちんと敷地面積の変更、敷地の中の変更ですから、その事業者にとっては、それぐらいの変更はしても、先ほどの話では見過ごされるかもしれないけども、そこで事故が起きては、やっぱり周り近所、下流の住民とかいろいろ被害が及びますから、被害が起きない指導すべきだと思うんですけど、その辺は確認なんかはしているんでしょうか、どうでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） お答えをします。

まず、雨水の排水等に関する処理につきましては、基本的には敷地内で処理を下さいよということで、先ほど県の許認可の中の開発の手続の中で、当然排水施設なんかも全て検査をして確認をしているという状況でございます。一部住民の皆さんからご心配していただいている向きもあるというご指摘ではありますが、何か所かある排水施設の中で、どの部分が具体的に飲み込みができないのか心配されているんだという部分について、まだ全て私も詳細を把握しておりませんの

で、その分についてはまた現場等を確認をしながら、必要があれば、やはり業者のほうには指導をしていかなければいけないのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） またその辺は現地の地域の住民の方と話し合いを行なっていただきたいと思えます。そして、そういう被害は出ないと思えますけど、昨今異常気象で線状降水帯のようなことで暴れる場合もありますから気をつけていただきたいと思えます。

それでもう一つ、一番重要な雪捨て場の問題です。雪捨て場が、あそこの開発地域、第1期と言っているかどうかわからんけど、前にやったところは全く雪捨て場がない、これは私も見て、ないわね。第2期の今5,600平米のところについては、雪捨て場はあるんですか、ないんですか、まず。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） お答えをします。

開発の手続の中で、今回五竜のケースの場合ですと、当初出された計画の中では、雪捨て場確かにありました。当然その緑地も含めて雪捨て場にしたいという計画でありまして、当初計画はそれで進んだわけでありましてけれども。途中で、いわゆるそこを借地で雪捨て場を確保しようとしたところが、なかなか地権者の理解が最終的に得られなくなって、確保ができなくなるという経過がございまして、最終的ないわゆる図面を、図面といいますか、現場を見る中では、確かにご心配されるような雪捨て場というのは、あの敷地の中では確保されていないというのは現状であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 雪捨て場の問題に続きますけど、この雪捨て場の問題については、白馬村の土地柄、これははっきり言えば生命線というか死活問題の出来事だと思います。だから、五竜でこの問題が上がって2回の住民説明会が行なわれてます。この住民説明会の中でも、はっきり言えば3分の2の時間は雪捨て場がどうなるか、確保できるのかできないのか、ちゃんと雪、処理できるのかできないのかという問題に費やされています。実際問題、今まだできない、雪捨て場がない状態。まず一つ聞きたいのは、雪捨て場がない状態のときに、先ほど住民説明会をやると言ったけど、やれなかったと、その後そういうことは当地区からも、それから、あつこの住民団体の方からもいろいろ話し合いはあったと思うんですけども、今後、雪捨て場の、どう事業者に解決を迫っていく考えか、また、指導をしていくか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） お答えをいたします。

現地で雪の処理が恐らく困るだろうと、周りに影響があつては非常に困るということで、周辺の住民の皆さんからもお話を頂いていることは事実であります。ただ、事業者に対して私どもが指導

をしているのは、あくまで自分たちの敷地内で雪は処理してくださいよという、まず原則論で指導をしております。もし敷地内で処理ができなければ、例えば雪を運び出してでもしっかり処理しなければいけない。それは、最終的に困るのは、開発事業者自身が困るわけですね。そこで、今後簡易宿泊施設として運営していくかどうかはわかりませんが、まず、事業者として道路の除雪もやっていただくという条件になっています。それが満たされないということになりますと、事業者自体が事業の遂行に支障を及ぼすということになるわけでありますので、まず、私どもとしては、自分たちの敷地の中で、ほかに影響がないようにしっかり処理してくださいという指導をしております。先ほど村長の答弁にもございましたけれども、もし処理できないことによって、周辺の住民の皆さんだったり、あるいは周辺の地権者の皆さんに影響がいくということがあれば、それは当然法的な手段も前提に、村も間に入って指導をしていかなければいけないと考えております。一応、現状ではそういった形で指導しておりますので、今後ちょっとどういった形に動いていくかわかりませんが、引き続きそういった形で指導を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと6分20秒です。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） それで、その雪捨て場の問題、先ほど述べた緑地の問題、法面の変更の問題、雨水浸透施設の問題というような感じで、割合多くの疑問点、疑義が生じて、周りの住民の方が心配している。それで、もちろん建設課にも県にも要望・要請はしていると思うんですけど、そういう中で、村として何ができるかということのをちょっと考えてみたいと思うんですけど。この協定の中に基本条例の23条、23条の中に大規模事業を行なおうとする事業者は、環境保全及び景観形成のために遵守すべき事項について、村長と協定書を締結しなければならないというふうになっています。その締結内容がこの一番下に抜粋して書きました。その抜粋の中の第6条、これは全部で6条までになっています。その6条のところに、疑義の処理という協定があります。この協定に、要はこの協定全体に、先ほど言った緑地の問題から雪の問題から法面問題、それ全てについて、疑義が生じたときは速やかに協議をして解決を図るというふうに決められています。でも、先ほどの話だと、ちょっとすぐに解決を図るような方向ではないんですけど、本当にこの9月、10月、速やかに協議を始めるおつもりはあるかどうか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） お答えをします。

具体的な協議といいますよりは、当然地域の住民の皆さん心配されているという声もいろいろ伺っておりますので、しかし、その部分については事業者伝えていくということはいわゆる責務だろうと考えています。ただ、今回の開発を抜き出した場合に、それが全て違法で駄目なものかという

判断になると、決してそういうわけではないんです。今日の新聞にも記載されておりましたけれども、法的には満たされている部分でありますので、我々にやはり一番考えていかなければいけないことはですね、確かに客観的に見た場合、今回の開発事例が本当に、全員から受け入れられる本当に適切な開発であったかと言われると、私も決してそうとは思っておりません。同じようなケースが次に出てきたときに、やはり村としてどういった対応をやっていくべきなのかということ踏まえて、しっかり考えていかなければいけないのかなど。たまたま現在、景観計画の策定もしております。景観計画の中でコントロールできる部分もありますし、そうでない部分もあります。また、6月議会のときも少しお話をしましたけれども、いろいろ地域の協定、建築協定なんかを結ぶことによつて、この開発というものをコントロールしていくことも想定されますので、そういったことも視野に入れながら、ある面反面教師にしながらですね、次の開発事例に対してやっぱりしっかり備えていかなければいけないのかなど、そんなことは感じております。

答弁は以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） もちろん今後のためにね、これを反面教師にしていくというのは私も同感です。そういうふうにしていただきたいと思います。同時に、今現場で起きている、その周りにもやっぱりたくさん住民は住んでいると、その住民は疑義を感じているんですから、やはり、すぐにその住民からいろいろ要望、それから、不満などをお聞きになって、事業者と協議をしたいと申し入れる、そういうことをやっていただきたいと思いますけど、そういう考えはあるかないか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 開発に関しましては、いろいろ地元の方々も心配しているというような状況の中で、村としても、この事業者と地元の住民にちゃんとしっかり説明をしなければいけないという、そんな指示もしているわけでありまして、今日の新聞なんかを見ると、話し合いにのっていただけていないというような状況もあるようではありますが、村として県とも相談しながら、地域住民にちゃんと納得のいくような、そういった対応をしろという、そんな指示をしたところであります。以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問はありますか。30秒です。

第10番（加藤亮輔君） だから、簡単に最後に、やはりこういう問題はこれからも続きますから、行政のほうも、それから景観行政団体にこれから変わっていくという状況もあります。だから、この問題については勉強も必要だし、それから条例の決まりをぶれずにやらなければならないと規定してあるものは絶対やり切るというような考えで今後環境行政事業をやって、それからそういう団体に、それから住民に対しても、きちっと公平に説明していただきたいと思います、そこがぶれちゃうと、いいわいいわになりますから、よろしくお願ひしたい。これで私の質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問時間が終了しましたので、第10番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時08分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。第11番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第11番丸山勇太郎議員。

第11番（丸山勇太郎君） 11番丸山勇太郎です。本定例会一般質問の最後の質問者となります。この定例会もまた災害にまで例えられる新型コロナウイルスについて、複数の同僚議員がそれぞれ心配され、考えを質問しておりますけれども、ワクチン、集団接種のため休日返上で勤務している健康福祉課を中心とした職員の皆様にまずもって、心より感謝いたします。

それでは、質問に入ります。任期1年を切った村長が次に託すべき重要課題について。コロナ禍が新たなフェーズに入り、村経済への打撃もさらに大きく、指導的立場にある村長にとっても難しいかじ取りが迫られます。こういった停滞期だからこそ逆に良い期間と捉え、検討中である重要課題に真正面から向き合い、真剣に次代の構想を練るときです。特に村長の残り任期が1年を切り、2年目の仕上げの時期となった今、村長として一定の考えはまとめ、職員に示唆、英語で言えばサゼッションする、あるいは指示することが大切です。コロナ状況だけではなく、世界情勢も刻々変化する中で、判断や結論の先送りは許されないことが大半です。我々が託すべき次の世代に、あの時にこうしておいてもらって本当によかったと言われるために、あるいは逆に、あの時代にこうしなかったせいで駄目になったと言われたいために。そういった前提のもと、未来の白馬村にとって特に重要と判断し、厳選した3つの課題について、是非とも村長ご自身がお持ちの生のお考えを、あるいは実際にサゼッションしているならそのお言葉を伺いたく質問します。したがって、ただ検討中との答弁はお控えください。

1番、観光立村として都市計画マスタープランなどで描くべき白馬村のランドデザイン。

2番、厳しい財政運営の中で確実に必要性の出てくる新たな観光財源。

3番、相次いで宣言を発した気候変動対策としての白馬村独自施策。

以上、よろしくお願ひします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 丸山勇太郎議員の一般質問に対して答弁をさせていただきますが、任期1年を切った村長が次に託すべき重要課題についてということで、3項目でありますけれども順次答弁をさせていただきます。

1点目の、都市計画のマスタープランに描くべきランドデザインについてのご質問にお答えをいたしますが、まず、都市計画のマスタープランの策定に当たっては、現在のところ私のほうから

職員に対して具体的なランドデザイン、全体構想といったようなものは指示はしていませんが、現在、この8月に行ないました村民アンケート、調査の集計作業を現在、行なっているところでありますがけれども、この調査結果は、現行のマスタープランが策定された20年前と比較して、まちづくりに対する村民の意識がどのように変化しているのかを伺い知る貴重な内容であるというふうに考えております。そんな中で、ランドデザインを含めたまちづくり施策の方向性が村民の意識と乖離していないことが最も重要であると考えております。そういった点から、この調査結果がまとまった段階で村民の思いも踏まえながら自分なりにもう一度整理をして将来の村を思い描く、そんな時間をいただければというふうに思っております。

また、2点目の、厳しい財政運営の中で確実に必要の出てくる新たな観光財源について、お答えをいたします。

丸山議員がおっしゃるとおり、将来にわたり白馬村が観光立村として生き残るため、官民を問わず、観光施設への継続的な投資は必須であり、そのための新たな観光財源の確保は必要であるというふうに認識をしているところであります。先ほどの津滝俊幸議員の答弁と重複をいたしますが、白馬村観光振興のための財源確保の検討会からの報告を受け、様々な指摘事項を踏まえた上で、新たな財源の在り方を具体化、制度化していくために、観光財源の制度設計に着手いたしました。しかしながら、昨年度から猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の収束ははまだ見通せず、地域経済、とりわけ宿泊産業への影響を考えると、新たに税負担を求める状況にないとの判断は継続をしており、現在も作業は一時中止をしている状態であります。

制度への導入に当たっては、村の中、そしてまた長期的な財政状況を踏まえながら、社会経済の情勢、そして地域の状況を慎重に見極める必要があるというふうに考えております。

最後に、気候変動対策として、白馬村独自の施策についてお答えを申し上げますが、地球温暖化に起因する気候変動は本村にとって極めて深刻な脅威であります。この雄大な自然の恵みを受けてきた本村だからこそ、村民とともに気候変動に対して行動を起こさなければならないというふうに考え、現在、白馬村気候非常事態宣言行動計画策定に向けて、白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会に諮問をし、意見を求めているところであります。

この協議会における議論の中で、白馬村に適した持続可能な再生エネルギー利活用のビジネスモデルを示し、雇用計画策定に加えることのご意見をいただき、策定作業を進めていると聞いております。この背景には協議会の委員の経験から、事業化に向けた取り組みを進めても、越えなければならない高いハードルをどのようにクリアすることができるのかが大きな課題となっていることから、このビジネスモデルの具体化を求めたというふうに聞いております。このような中で、再生可能エネルギーを進めるためには、官民一体となって進めていくことができる白馬村の現状に適したビジネスモデルが示せるよう、私としても非常に期待をしているところであります。

また、環境省の2022年度の予算の概算要求では、前年度比11.7%増の7,478億円で、

再生可能エネルギー導入など進めるために、自治体を対象とした地域脱炭素移行・省エネ推進交付金の創設に200億円を計上をいたしました。詳細についてはまだ公表をされていないため不明ですが、地方自治体や地元企業、金融機関が中心となって、地域特性等を活かして、地域課題を解決をし、住民の暮らしの質を向上しながら、脱炭素に向かう先行的な取組を実施する脱炭素先行地域に配分される見込みで、省エネ、発電設備の整備や建築物の断熱、省エネ化、電気自動車導入などの経費に補助される予定というふうに聞いております。

同様に、環境省の概算要求においても、民間企業が再生可能エネルギーの導入や省エネ対策など、脱炭素社会の構築につながる事業に対して、国が出資する制度を設けることとし、財政投融资として先ほど同額の200億円を盛り込んでいます。長野県においても2050年、2050ゼロカーボンの関わる意見交換を県内自治体と個別に進めており、その意見交換の中で今年度に入りスピード感が加わった国の動向を把握して、早期の情報提供や国、県に対して、各種事業推進の要望をするなど、国や県の各種制度を注視をしながら本村としても独自施策を打ち出せればというふうに考えております。

丸山勇太郎議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） まずグランドデザインでございます。先ほど村長、今の時点では指示はしていないと、これからやるアンケート調査を見ながらというようなことですが、いいんですか、指示しなくて。グランドデザインという言い方をですね余りこの大仰に捉える必要はないんですよ。これは都市計画的な言い方でして、要はまちづくりのイメージ、まちづくりの考えなわけで、総合計画だったら基本構想というようなことになると思うんですけども、午前中の同僚議員のグランドデザインのところの答弁では、様々な主体の取組をつなげるもの、調和をもたらすもの、観光地としての全体最適化、壮大なものではないという答弁をされております。まさにそのとおりで、まちづくりのイメージなんです。これは、村長がやっぱりサゼッションしてもらいたいと思うんですけども、いかがですか。

議長（太田伸子君） 下川村長。

村長（下川正剛君） グランドデザインというようにお話もありましたけれども、白馬村、後期計画、5か年計画を策定いたしました。その中で、多様性があることから交流し成長する村、を基本理念として4つのそれぞれの項目で、観光ばかりではなく、観光も農業も子育ても、そしてまた、この素晴らしい財産の自然の村、そういった4つの提案を目標としてそれぞれ掲げているわけでありませぬ。そんなことは、丸山議員、十分認識をしているわけでありませぬけれども、そんなことを全体のイメージとして、白馬村は外からもいろんな人が入ってくる、そういった中で、いろんな人とも交流をしながら、そしてまた学び合い、そしてまた災害に強い村にしていくじゃないかというようなことが一つの問題。

それから、世界水準の山岳リゾートとしての観光振興、そしてまた優良農地を大事にしながら農業振興、そしてまた子供、将来を担う子供たちがこの白馬で元気で生活できるような、そういったことは村としても当然支援をしていかなきゃいけない。そして4つ目には、先ほど言ったように、素晴らしい白馬の財産である自然を大事にする村、このことは非常に大事でありますので、そんなことから、先ほど小水力というような、そういった環境にやさしい村づくりというような、そんなことも全体的な懇願の中で、この第5次の総合計画に入っているというふうに、私は認識しております。

そんな中で、それぞれ取り組んでいる部分もあるわけでありまして、将来的にはこのコロナが収束をした暁には、白馬としてのまた素晴らしい観光客の到来も期待をしておりますし、何といたっても将来の子供たちにこの山岳景観、環境は守っていかなければいけない、引き継いでいかなければいけない、そんな思いであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 総合計画的な今答弁をいただきましたけども、建設課長にお尋ねしますが、建設課長は今現在、ランドデザインはお持ちですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 正直申しまして、ここでこうというものを持ち合わせておりません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 今回ですね、18年ぶりにマスタープランの改定を行なうわけですが、これ平成15年3月に策定されたまちづくりマスタープラン、私はこれがランドデザインだと思うんですよ。改めてですねこれ読み返してみますと、絵で描かれているところは非常に大ざっぱですが、言葉で書かれている部分、文章で書かれている部分はほぼほぼ今でも通用することなんです。9割がた通用すると私これ思っています。ここに書かれていないのは、ごくごく最近のSDGsであるとかね、外国人の不動産売買が盛んに行なわれている今の状況ですとかっていう部分は、15年前は想像つかない、ましてコロナは全く想像つかないわけですけども、それ以外は全て通用するんですね。しかも、今回は新帰元ではない、これを改定するわけですから、私は今現在のランドデザインというのはこれだと思っています。

それですね、私、以前にもしゃべったことですけども、立地適性化計画、2年かけてつくりましたけれども、これをつくるきっかけの質問、私がした質問からでした。平成30年の9月議会だったと思いますけども、当時の藤本副村長が答弁したんですけども。私の質問は、世界に冠たる国際山岳リゾートにしたいならどこをにぎやかしくしていくのかと。それに対して藤本、当時の副村長が立地適性化計画で定めますと言ったことから始まりました。ところが、そのとき職員も議員もこの議場にいるもの誰一人、藤本元太さん以外は誰一人立地適性化計画というものはどういうもん

だか知らなかった、そのときは、翌年3月の予算議会のときに、この計画策定費が盛られましたけれども、その時点ですら、当時の担当者、当時はまだ建設課移管前ですから総務課ですけども、総務課の担当者からはろくな説明ができなかった、なかった。そのとき私も含め複数の議員が、そんなろくな説明もできないことに対して、その立地適性化計画の委託料については反対意見を言いました、全然理解できないからということで。今でも私は、立地適性化計画では、私がした質問であるところの、どこをにぎやかしくしていくのかの答えにはなっていないというふうに思っております。だから、20年ぶりに改定する都市計画マスタープランに期待しております。順序が逆になっておりますけども今更それはいいです。で、今同時につくられて策定作業に入っております景観計画も関係してくると思います。

どこをにぎやかしくしていくかということも含めて、大きなやっぱり計画というものは、これからアンケートなんかも取るなかで、私も策定委員の一人ですので一生懸命考えていきたいと思っておりますけども、大きな質問に対する答えがなければ、ちょっと小さな質問をさせていただきますけども、グラウンドデザインと似たような言葉で、ちょっと私の造語ですけど、グラウンドデザイン、日本語でいえば「ウ」を入れました、グラウンドデザイン、地面をいかにデザインしていくか。

このSDGs、サステイナブルな観光地にしていくためには、大きな構想ももちろん大事ですけども、毎日家の中を掃除するように、この村の地面、観光客から、村民から見えるものをいつもきれいな状態にしておくということは、私は観光地としての最低のしつらえではないかと思っております。もてなしのしつらえっていう、私の手がけた色彩計画では、もてなしのしつらえという表題をつけましたけども、景観でもてなすということが本当に大事だというふうに思っております、特に、例えば幹線道路の草刈りですとか、一定の場所は花いっぱいにするとかですね、あるいは昨日の質問にもあった農地の保全、そんなようなことが大事だと思ってるんですけども、特に幹線道路の草刈り、これも以前、同僚議員が質問いたしました。田んぼだって建設課長も米作りやっているし私もやっておりますけども、5月に田植して9月の終わりから10月の頭、稲刈りするまでに4か月間で4回草刈りをやりますよね。道路の草刈りだって、最低4回は私はやらなきゃいけないと思うんですけども、今現在、道路沿いの草刈りというのは年に何回やっていますか。年4回少なくともやるような仕組みづくりはできませんか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） では、道路、村道関係ということだと思いますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、全て全地区にある村道を網羅して私どもでできているわけではございませんで、俗に言うオリンピック道路、山麓線等、通過車両の多いところを中心に草刈りをやっておりますが、場所によっては1回、できて2回といったような状況であります。人手であったり、当然、予算の問題もあるんですけども、議員からご指摘のあった4回という分に関しては現実的には現状ではできていないというお答えになろうかと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 私ども、前期、平成30年6月に議員が積み立てたお金で九州の視察に行ってきましたけども、そのとき熊本空港に降りて大分県のほうに移動しましたが、阿蘇と呼ばれている地域をこう通って移動したわけですけども、びしっと路肩、幅2メートルぐらい草刈りをきれいにされていたんですよ。やっぱり観光地としてね、そういうことって本当に必要だと思うんで、何か仕組みをつくってもらって、より回数を増やしていただきたいと思います。

それとまたちょっとさっき触れましたけども、やっぱり観光地としてのしつらえの中に一定の場所は花いっぱいにするっていうようなこともこれいいと思っていますけども、花三昧というような夏のイベントも長いことやりましたが、これ、山の頭に花がありますということだったんですよ。五竜にしても八方にしても岩岳にしても。そうじゃなくてこの里に、里の一定の場所は花いっぴいだとか、ある沿道はずっとこう花が飾られているとあって、そういうようなことが大事だと思うんですけども。それとですねもう一つ、観光地のしつらえの中でこの落書きの目立つこと、いろんなものに。この2つについて、ちょっと総務課長に質問しますけども、かつての花いっぴい運動が廃れた感がありますけども、もう一度復活しませんか。それと、いろんなところに描かれている落書き消しというのは誰がやるんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいま2点の御質問をいただきましたので、私から答弁させていただきます。

まず、過去には花の里づくり推進委員会という会を設けて、各地区に花を配る、または種を配るというようなこともやっておりましたが、それが徐々に縮小し、いわゆる地区の役員も成り手不足で実際役員も減らしたというようなこともあります。こういう機運が仮に高めるような事業を行なっていくなればですね、その路線を重点地域とするとか、そういうやり方はあろうかとは思いますが、それは予算編成に向けての課題だということで現時点で復活するかどうかと言われると、それについては検討させていただきたいということで終わらせたいと思います。

あと、落書きにつきましては、公共施設への落書きというものも目立ちますし、誰も住まず管理をしていない建物や車庫等の落書きもあるというふうに認識はしておりますけども、公共施設については本来であれば所管する課が行なうべき、実際にやった者が分かれば、その人にやらせるというものでしょうけども、それが特定できなければ実際には管理者がやらざるを得ないかなというふうには思いますが、その責任の所在についてはそれを突き止められるかどうかということも影響してくると思います。答弁は以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 突き止められなきゃ消さないっていうことじゃなくてですね、一定の時

間を置いたらやっぱり行政がやっぱり消さなきゃいけないもんだと思います。本当にいつまでも残ってるんですよ。ここにある落書き、もう数年前からだよなという落書きいっぱいです。

それとですね今度観光課長にお尋ねしますが、これは副村長が観光課長時代にも1回質問してるんですけど、安曇野アートラインという道路案内標識がありますよね。これはかつて協議会で作り、安曇野から白馬村にかけて設置されました。村内にも2本あります。佐野坂からトンネルを過ぎて右折して小田原地籍に下ってきたところで1本、それと瑞穂と八方の間に1本ありますけども、これ、この案内標識がですね文字が消えたり板が壊れたりしているまんまなんです。これ前にも言いました。で、これね白馬村の中のものだけじゃないんですよ。他市町村にあるものも、もう文字が消えているんです。もう既に役割は終わっています。この柱を生かし、柱は道路標識ですからこれはもう立派なもので立て柱、横柱、この柱を生かして他の案内に転用できませんか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 安曇野アートラインの道路標識の関係ですけども、アートライン協議会でもこの問題は本当にどうしましょうかというようなことを話しておりまして、協議会の中では各市町村で管理しているというような位置付けでありますので、必要であれば修繕しますし、必要なければ撤去というような市町村判断でやるということまで決まっております。で、白馬村として現在考えているのは、1つは撤去して1つは安曇野アートラインという標識として直しましょうというような考えを持っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありますか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） ぜひ転用してください。ほかの案内標識にしてください。柱とあれは利用して。もう意味ないです。あんな状態で放っておくっていうことに対しても含めて意味がありません。

それと農政課長にお尋ねしますが、昨日の同僚議員の一般質問にもありましたが、遊休荒地の草刈り、あるいは5条転用のルール、先ほどの同僚議員の質問にもありましたところの森林の樹木の皆伐、皆伐をまずされちゃうっていうこと。あるいはこの農地をきれいにしておくためのインセンティブ。そういったところを私も質問してきましたし同僚議員も質問してきたところですけども、総務課で景観形成を経験してから農政課長に抜擢された田中農政課長はその辺をどう思っておりますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 昨日も答弁いたしましたが、やはり景観、観光地を守るには景観で草刈りが大事なな思っております。ただ、誰がそれを担うのかというのが一番やっぱり問題だと思っております。昨日言ったように地域の方、あるいは個人、で、できないところは行政になっていくということになろうかと思っております。農地も今、圃場整備とかもやっていますが、なかなかそういうとこ、

遊休農地を解消するにはそういう大きな事業を入れたりとかというようなのが一番大事ななと思っております。そのほかにも小さい農地をどうするかっていうのがありますが、そういうのは村でもできるところから、昨日言いましたけれども集落支援員さんが毎日草刈りに行っているような状況もありますので、そういうところを少しずつやっていきたいなと思っております。以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 今、こまごましたような質問をしましたが、これから改定するところの都市計画マスタープランあるいは景観計画や景観条例、農業振興地域の整備計画、伐採届への対応、景観計画や景観条例とともに生まれ変わるだろうと期待しているところの環境基本条例、気候変動対策としての取組み、あるいは道端の草刈りや清掃、汚い看板の刷新や花づくり、それらは全てランドデザインの中で調整され連携され、統一を持って行わなければならないというふうに思っております。15年3月につくったマスタープランの表題は、人々と自然が共生するハートフル・エコシティ白馬、もてなし、思いやり、安心して暮らせるまちづくり。3,000万円かけた観光地経営計画のキャッチコピーは、恵まれた自然、山と雪が育む生活・文化を未来に残すマウンテンリゾート・Hakuba。第5次総合計画のキャッチコピーは、白馬の豊かさとは何か、多様であることから交流し学び合い成長する村。総合計画のキャッチコピーはちょっと哲学的で私はちょっとあれなんですけども、でもこれらは全てですねサイコロに例えればどっちの面から見て、どっちから見てだけの違いだと思ってる、核になる部分は同じだと思うんですよ。村長、どう思いますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 丸山議員からいろいろな思いを今、提案をされているわけでありまして、1点、先ほど集落の草刈りの件ね。今まで私、村長になってまだ今2期目なんですけど、初めはそういう声あまり出なかったんですけど、集落の草刈りが、村道の草刈りが非常に大変だと、初めはそういう意見はあまりなかったんですけど、ここ本当に3、4年、そういった声が各地区から多く上がってきております。そんな中で田んぼの草刈りも3回もやる、4回もやるというそんな状況の中で村道の草刈りは1回だというような話もあるわけでありまして、是非ですね村でそれは対応できることは対応しなきゃいけないと思うんですが、村の地区の人たちが自分の地区は自分で守るという気持ちで是非協力していただいて草刈りなんかをやっていただきたいなというふうに思います。私、地元のことで恐縮なんですけど、私たちは15軒ばかりで姫川水神橋からあの一番上の水路の取り入れまで15軒余り、年寄りがいるもんですから年寄りはおもう免除したりなんかして1年に3回から4回草刈りをやってるんですよ。非常に体力的にも非常に厳しい、そんな状況ではありませんけども、何とか村のほうへあまり世話にならないようにできることは自分たちでやろうというようなことでやっておりますけども、これも限界は目に見えてるというようなことでありますが、そんなことも当面の間は住民から何とか協力していただいて、この村づくりに励んでもらいたい、

協力してもらいたいというふうに思います。

先ほどの花の話もそうであります。我々の地区では中山間地の何とか交付金だかそんなようなものを使ったりなんかして、地元で花植えなんかしてやっている。そういった地域もありますので、みんなでこのすばらしい白馬村を形成していくためには特に議員の皆様をはじめ、協力していただかなければ、村づくりはできないというふうに考えておりますので、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。特にこの非常事態宣言なんかはそうであります。幾ら行政で旗を振ったって、村民の人たちがついて来なければ何もなりませんので、そんなことも含めてまた議員の皆さんからも叱咤激励を頂きながらこの村づくりをしていきたいと思っておりますので、ぜひ御協力をお願いを申し上げたいというふうに思います。

それと、先ほど第5次総合計画のキャッチコピーとかが云々というような話もありましたけども、時代はどんどん変わってはいきますけども、基本はやっぱりしっかりと遵守しながら、いろいろ情勢の中で変わってくることもあろうかと思っておりますけども、今の時代に即した的確な対応をしなければならぬという部分もあります。そんなことも含めていろいろ議論しながら進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） そのためにはですね、村が掛け声をかけなきゃいけないんですよ、もっと。こういう村にしていくというメッセージをやっぱりもっと強く発信していかないと。村長、発信しているつもりかもしれませんが、結局届いていないということなんですよ。だから、掛け声とメッセージの発信。それとですね何か作業をやらしてもらおうということならば、何らかのインセンティブが必要なんですよ。これ、日本語で言えば御褒美とかやりがいとかがという意味ですけども。草刈りだったらチップソーの歯と燃料の提供なんか当然のこととして、プラスアルファのインセンティブ、何かそういうことを考えてもらいたいと思うんです。これ農政課も一緒です。是非お願いしたいと思います。

次、観光財源に入りますけども、観光財源と言っていますけども、当然、財政計画そのものでありまして、そこにぶら下がる組織の在り方とも深く関係するというふうに思っております。今の白馬村の財政は横山副村長がくしくも同僚議員の昨年12月です、同僚議員の一般質問の答弁で、今の財政状況については赤信号に近い黄色信号と表現しました。私もそう思っております。特に観光局予算、なかなかみんなこの観光局のことについては非常に議員の中でも強く関心を持っておりますけども、今でこそ地方創生交付金事業でスノーピークやグランピング、ドローン事業などの潤沢なソフト事業がありますけども、それも来年までと。令和5年度からの観光局予算はどうするのか。令和2年度は今回の決算審査の主要な施策の中では4,000万、令和3年度の予算では5,000万が観光局予算となっておりますけども、令和5年度以降、昔のように7,000万円からの一般財源を支出することはもう到底できないというふうに思っております。新たな観光財源を

全部観光局予算に使うってことじゃ、もちろん決してないわけですけども、そんなことをすればもっともお叱りを受けられますけども、でも独自の観光財源をつくるという視点や必要性は決して間違っていない。これは絶対必要ですので、何か今は休止状態、何かいろいろ法的な手続とか面倒だとかいろいろ先ほどありましたけども、やっている自治体は複数あるわけですし、本当に真剣な検討を始めていただきたいと思います。前回これ、みんなから反対意見があったのは宿泊税って言っちゃったことなんですよ。まず、宿泊っていう言葉を使っちゃったことが大失敗でしたね。それがまた新聞に載っちゃったりしてですね。

それともう一つ、藤本副村長の短い2年の任期中に藤本副村長自身がそうだったんですが、自分の任期中に何とかしよう、結果を性急に求めた、それが私、失敗だったというふうに思っております。新たな観光財源はもっと私自身の考えでいうと環境的なところからですね広く宿泊施設に限らず白馬村を訪れる観光客がこの自然観光や景観を享受する、それには気候変動じゃないですけども、一定の負荷を自然環境に与えるわけですから、それに対して何らかの御負担を頂くという、そんなような考え方を打ち出せば、私は通っていくと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 確かに観光財源、宿泊税といったことが独り歩きしちゃったということが一番の問題ではありましたけども、いずれにしても先ほど言ったように観光財源は必要だということはみんなが認識はしているわけでありまして、なかなか私、何回もその話をするんですが、観光局の代表理事も本来ならば私がやるなんていうそういった立場じゃないんだけど、誰もやり手がない。結局、自分の組織は自分で守るといってねそういった気持ちがないもんですから、みんな人任せ。このことは丸山議員、地元で観光業の方たちが大勢いるので一番認識をしていると思うんですが、もう何せ人任せ。これがこういう村が果たして本当にいいのかどうかって私も一番心配するわけでありまして、自分たちのことは自分たちで何とかするっていう気持ちがやっぱり醸成しないとなかなか前に進めていけないというようなそんなこともあるわけでありまして。若干ちょっと話が長くなりましたけども、今コロナということで村も大変であります。コロナが収束をすれば本当にまた今まで以上の観光地になってくる、そのためにもしっかりと対策を練って白馬村が1つの方向を見て進んでいくというそういった村にならないと、ならないとじゃなくてなってもらいたいと思います。なる可能性は十分あるわけでありまして、そんなことで取り組んでまいりたいと思いますのでお願いをしたいと思います。

それから、村長としてのメッセージがっていうお話もございました。確かに、このことばかりじゃなくていろんなことに対してもうちょっとメッセージを出していかなければいけないということはいろんな面で私も反省はしているわけでありまして、そんなことも含めてメッセージを村民に対して発信してまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 私は観光というものの基本的な考え方は村長と一緒にです。観光は、私は民がやるもんだと思っています。そのベース、基盤をつくる、ちゃんと道路をいい道路にするとか、上下水道をきちんとするとか、さっきも言った景観形成的なことはですねそれは行政。でも観光宣伝とかそういうことは民がやることです。

だからですね、もし新たな観光財源を見いだせないようだったら、今期議会でも産業経済委員会を中心に観光組織の在り方の研究に入っておりますけども、一度今の組織、みんなぶっ壊しませんか。観光局。もし、本当にねそのくらいの気持ちでやってもいいんじゃないかと思っておりますけども。ちょっとあまり過激なことを言ってですねあれしたらまたいけませんから、とにかくねこのままじゃだめだっていう、その辺のところでは恐らく村長の考えも一緒だと思いますのでね、観光局、振興公社あるいはDMOのハクババレーツーリズム。それと観光課自体も、本当に行政組織の中で何をやっていく課なのかということのをいま一度やっぱりきちんと位置付けなきゃいけないなと私は思っております。

時間もありませんので、気候変動対策のことに入りますけども。高校生のアピールを受けて、県内3番目の気候非常事態宣言を発したまではいいですけども、そこから始まっていることが一向に見えてこないのがこの2年間。確かに再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会っていう組織はできてて、やってることは知ってますけども。でもですね省エネの取組みとか二酸化炭素排出抑制や環境負荷を軽減する取組みなどは、ネット見りゃごまんと出てるじゃないですか。人に決めてもらわなくてもですね、役場の職員が考えたっていいと思うんですよ。そして、それを全国に発信していくと。全国3番目で宣言をした村長が、改めてこの村としてこういうことをやってくだっていうことを村長としてしっかり、さっきも言ったように掛け声をかけてですね外に発信することが大事だと思うんです。この2年間、確かに協議会という話し合いは進められてますけども、その間にやっているっていうことはEVラリーだとかEVシェアだとかってそういうことだけですよ。EVラリーってのもコロナで今年、去年だかやめていますけども、EVラリーってあれ何です。何か試乗会とかEV車の見せ合いっこみたいな感じがするんですけども。それよかももう少しこの村として村民こそって何に取り組んでもらうのか。その取組みや姿勢を自然環境に生かされてる観光立村として国内外にどのようにアピールしていくのか。その取組自体を観光商品にすることも可能だと思うんですけども、まさに観光局が今やろうとしていることはそんなような感じがするんですけども。観光課長どうでしょう。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。今、丸山議員がおっしゃったようなサーキュラーエコノミー、グリーンワーク白馬の件だと思うんですけども、今まさに10日までの期間でその事業が行なわれています。循環型経済をこの村の中でどうやってたら実現していけるのかと、環境負荷を下げていくにはどういう取組みが必要なのかというものを皆さんで具体的なアイデアを出しながらという

ことを今、やっております。そういった環境に対する取組みっていうのは、これから観光地としての競争ポイントとして重要視されるというふうに、これは間違いないポイントだと思いますので、環境に対する取組みを進めていく、強いメッセージを発していくというのは優位性にもつながってくるものというふうに理解しております。

以上です。

議長（太田伸子君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほどのちょっと意見に戻りますけども、観光局というのは丸山議員に言わせると、存在価値がないというふうな発言だと思うんですが、私は観光局の代表理事ということで今、やっているわけなんですけども、非常に今、いろんなことを考えながら対応しているというふうなことで、今までと違った展開をしているということだけのご理解をいただきたいというふうに思います。

観光局、今までバッシングに遭って、ああだこうだって言われてはいるんですが、本当に観光局がいろいろと対応したおかげに、今まで200万人から250万人、280万人、今に300万人になるという、そういったことにお客様も増えてきた状況の中で、今回コロナということで今、苦戦はしておりますけども、それなりに頑張っているということだけは議員の皆さん、ご理解をいただきたい。そしてまた、いろんな面で応援もしていただきたいなと、こんなふうに思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員の質問時間は、答弁も含め後8分50秒です。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 私、決して観光局をバッシングしておりません。私は、むしろ観光は苦手意識を持ってるんですよ。だから前期はずっと総務社会委員会でした。本当にそうです。それはさっきも言ったじゃないですか、村長と考え一緒なんです。観光って私はやっぱり基本は民がやることだと思ってまして、特に宣伝的な部分はですね。この村をそのために、さっきも言ったようにきれいにしていっていただくか、道路とか水道とかそういったインフラを整えるとか、そういうのが行政の役割だと私は思っているんですよ。でも、今期は産業経済委員会に属したのは、観光のことにこのコロナの時代、きっちりやっぱり携わっていかなくちゃいけないのと、やっぱり景観ですとかね先ほどのマスタープラン、そういったことが今度、所管が建設課に移ったもんですから、私も今度建設課の所管替えと合わせて産業経済委員会に今度は属することにしたんです。だから、決して観光局というものを今までバッシングしたつもりはございませんので。ただ多くの方が観光局の今の在り方については疑問を持っているということももう事実なもんですから。それがどこからそういうことが出ているのか、そこはきちんとやっぱり見つめていかなければいけないし、観光局予算というものもどンドン貧になっていくんじゃないかっていう中では、先ほど来から言うように新たな観光財源というものも見いだしていかなきゃいけないということを言っているわけでございます。

最後となります。いずれも冒頭、通告書にも書きましたけども、コロナの今だからこそじっくり考えるときではないかと思えます。コロナが収束すれば、昔のようにまたどんどんと外国人観光客も含めて、どんどんと来てくれるかどうか分かりませんよ。もしかすれば戻らないかもしれない。だから新たな魅力づけが必要なわけです。この間に新たな魅力づけをしていかなければいけないということを言っているわけです。

下川村長におかれましては、通告書にも書きましたけれども、次の世代に下川村長のときにこうしておいてもらってよかったと言われるために、ぜひ最後のご奮闘をお願いしたいと思います。

私の質問はこれで終わります。村長、しゃべりたいですか。

議長（太田伸子君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 丸山議員もかねてから観光の一翼を担ってる白馬のスキー大会。当時は、白馬は本当にスキーで白馬村の観光業を担ってきたというような状況である中で、丸山議員もスキー大会なんてものはもう一部の方の利益だけでやるべきじゃないという話も丸山議員から言われております。そのことも先ほどのコロナの関係でこれから本当に元のような観光地になるかどうか分かりませんが、ただ前を見てすばらしいこの白馬の観光を担っていきなさいいけないというふうに思っております。ちょっと時間が延びてすみませんが、先日、五島慶太さんというね八方尾根の開発、ゴンドラを架けた、あの方が青木村出身なようであります。そこでこの前、議員の研修会がありまして行ったときに記念館があるんですね、あそこには、あそこの館員がこれ持っていってくれと、その中に五島慶太さんの言葉の1つに、新旧を論ずるよりも物事正しいか正しくないか。損か得かそれを考えた、という一文がございました。それを見て私も本当に損か得かっていうことになると、行政ってところは損があってもやらなさいいけない部分はあるかと思えますけども、決断するには先ほど言ったように新旧でいろいろ論ずるよりも正しいか正しくないか。そんなことを心の中に置きながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 丸山勇太郎議員の質問時間、あと3分12秒ありますが、質問はありませんか。

丸山勇太郎議員。

第11番（丸山勇太郎君） さっき終わりますと言いましたけども。村長、最後にきちんと自分のお考えを述べられたこと大変うれしく思います。議会、議員のほうは、ありがとうございますっていう言葉は使っちゃいけないことになっているんですね。でも、ありがとうございます。終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第11番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から定例会会期日程表のとおり各委員会等を行ない、9月24日10時

から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、明日から定例会会期日程表のとおり各委員会等を行ない、9月24日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時07分

令和3年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和3年9月24日（金）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

令和3年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和3年9月24日（金）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 3 同意第 4号 白馬村教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第30号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 発委第 1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を
求める意見書
- 日程第 6 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 8 議員派遣について

令和3年第3回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和3年9月24日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	増井春美	第7番	太谷修助
第2番	横川恒夫	第8番	津滝俊幸
第3番	切久保達也	第9番	松本喜美人
第4番	加藤ソフィー	第10番	加藤亮輔
第5番	尾川耕	第11番	丸山勇太郎
第6番	田中麻乃	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税務課長	田中克俊	住民課長	太田洋一
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章
代表監査委員	松沢晶二		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 決算特別委員長報告並びに議案の採決

3) 追加議案審議

同意第4号（村長提出議案）説明、採決

議案第30号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第1号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

- 5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
 - 6) 議員派遣について
8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
1. 同意第 4号 白馬村教育委員会委員の任命について
 2. 議案第30号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第4号）
 3. 発委第 1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。これより、令和3年第3回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。それぞれ、常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第26号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思います。これが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第9番松本喜美人総務社会委員長。

総務社会委員長（松本喜美人君） 令和3年第3回白馬村議会定例会、総務社会委員会の審査の報告を申し上げます。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案3件、陳情1件です。審査の概要と結果を報告いたします。

議案第24号 白馬村企業版ふるさと納税基金条例の制定について。

令和2年度に、企業版ふるさと納税の手續の簡素化、税額控除では現行寄附額の約6割を最大9割とし、令和6年度までの5年間延長の税制改正。

昨年度までの手續では、事業ごとに地域再生計画を作成し国が認定し、事業ごとに基金条例を制定。今後は第5次後期総合計画に基づく、一まとめの地域再生計画とし包括認定。

本村では、令和3年8月20日付で内閣府より認定された、新たな包括的再生計画に基く基金条例の制定が必要なため。

質疑に入りまして、企業版ふるさと納税は白馬高校支援に活用されている。今回の企業版基金も個人版同様の運用と考えてよいかの問いに、第5次総合計画に併記された総合戦略に記載の事業に限定、企業が使用目的を指定する。指定がない場合は、地域再生計画に記載された事業で活用との答弁。

次に、個人版は、用途を明示された寄附と指定しない寄附がある。企業版も同様かの問いに、企業版は現在、白馬村人づくり基金条例により管理し、白馬高校の関係で活用している。今回の企業

版は、第5次総合計画には4項目の柱があり、その4項目に絞り込み今回制定する条例で基金化し運用との答弁。

次に、現在の人づくり基金は今回の条例に入るのかの問いに、人づくり基金は継続して活用、国から認定された期間が終了しているため、3年度分から今回制定する基金で管理活用し、人づくり基金は崩しながら乗り換えていくとの答弁。

次に、企業へ返礼品はあるのか、寄附金の企業募集方法はの問いに、寄附企業への経済的見返りは禁止のルール。ホームページや窓口からの申し込み、村からのセールスという形態を考えているとの答弁。

次に、企業版の寄附は国の計画認定がない市町村は募れないのか。企業には総合計画の4項目を示し、さらに特定の課題等も提示して寄附を募るのかの問いに、計画認定がない市町村はできない。総合計画の4項目は、基金の項目と考えていただきたい。総合計画に記載した事業を、企業に示して寄附を募るとの答弁です。

審査が終了し、討論はなく、採決したところ、議案第24号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第26号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第3号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,518万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億9,704万5,000円とするもの。

所管する課ごとに主な補正について報告いたします。なお所管課全てにおいて、4月の職員異動に伴う人件費の組み替えが行なわれておりますが、説明は省略いたします。

総務課関係です。

一般管理事業の法制支援業務委託料82万5,000円の増額は、令和5年度より現在職員の定年60歳を2年ごとに1年延長し、13年度までに65歳定年の引上げが、6月の国会で採決。これに伴い関連する、条例、規則等の見直しのための委託料。

財産管理事業の60万7,000円の増額は、東日本大震災以降建築物の高騰により、保険料の算定基礎になる再建築価格の上昇により保険料のアップ分。ふるさと納税事業の913万1,000円の増額は、寄附額1,500万円の収入増による、クレジット決済手数料21万1,000円、返礼品送料210万円、返礼品業務委託料682万円。移住、交流、集落支援員事業84万円の減額は、地域おこし協力隊の人件費で昨年より募集したが、本年8月によりやく採用となり4月から7月までの4か月分の減額。村議会議員選挙事業329万9,000円の減額、参議院議員補欠選挙事業196万2,000円の増額は、4月25日に投開票された実績補正。

質疑に入りまして、公職選挙法の一部改正後の初めての村議会議員選挙、4年前と比較して歳出面で増減はの質問に対して、金額の比較は計算しなければ不明。国政選挙が同時に実施されたので、そちらの経費を優先して使用、投票所等のコロナ対策分は増と思われるとの答弁です。

次に、ふるさと納税、寄附額の増額により支出も増額と理解するが、経費削減策を検討いただきたい。返礼品の送料を委託業務に含められないかという問いに、送料は当初事業者負担。業者によって送料が違い公平性に欠けるとの申し出により村負担とした。意見については検討すると回答であります。

次に、税務課関係です。

賦課徴収事業の62万7,000円の増額は、コンビニ収納とスマホ決済の大幅増による。なお1件当たりの決済手数料は66円。

質疑に入りましたが、特に質疑はございませんでした。

その他といたしまして、今年度の徴収状況の説明。法人村民税の法人税割率の改正検討の中間報告をいただいております。

次に、健康福祉課関係であります。

保健予防事業の2,290万5,000円増額は、ワクチン接種事業補助金を1,425万9,000円を減額し、新たに接種費用を賄う財源項目として国庫補助金、補助率10分の10、ワクチン接種負担金3,716万4,000円増額するもの。会計年度任用職員報酬181万2,000円の減額は、計画より接種事業が進みコールセンターを10月に閉鎖見込のため。医師当謝礼2,650万円の増額は、個別・集団接種の医療関係者への報酬。健診等委託料544万円の減額は、当初集団接種医療関係者の報酬を計上したが、医師等謝礼に予算組み替え。電算委託料191万1,000円の増額は、接種券の製作費。

質疑に入りまして、今回の補正と当初予算を合わせた6,800万円で、2回目接種が可能かの問いに、6,800万円で2回目接種まで可能。負担金が当初は不明。負担金が確定したので、補助金を減額し負担金を増額したとの回答であります。

次に、住民課関係です。

塵芥処理事業の683万3,000円の減額は、北アルプス広域連合負担金の減額、し尿処理事業の117万8,000円の減額は、白馬山麓事務組合負担金の減額ということで、質疑は特にありませんでした。

次に、教育関係であります。

教育委員会事務局一般事業では、学校あり方検討委員会の委員報酬20万6,000円増額。謝礼22万8,000円の減額の科目更正。校務システム使用料1,430万円減額。自治振興組合負担金1,430万円の増額の科目更正です。

南小学校管理事業は、用務員をフルタイムからパートタイムに職種変更ため、会計年度任用職員報酬228万5,000円を増額し、会計年度任用職員給料228万5,000円を減額。

北小学校管理事業は、用務員をフルタイムからパートタイムに職種変更ため、会計年度任用職員報酬222万6,000円を増額し、会計年度任用職員給料は222万6,000円の減額。中学校

管理事業は、用務員をフルタイムからパートタイムに職種変更ため、会計年度任用職員報酬232万7,000円を増額し、会計年度任用職員給料232万7,000円の減額。

質疑に入りまして、学校用務員の1月と8月の出勤日数が17日との説明であったが、今後も継続されるのか、あるいはコロナ禍の一時的かの問いに、今後もこのような勤務形態になるとの答弁です。

次に、今後はパートタイム雇用となるのかの問いに、小学校はそうだが中学校は教科担任制度の関係で全員ではないとの答弁です。

次に、予算の組み替え額が同一でないのはの問いに、退職による人の変更等によるとの答弁であります。

子育て支援課関係であります。

児童手当等給付事業の施設型給付費委託料4,796万9,000円減額、施設型保育給付費4,796万9,000円の増額の科目更正。地域型保育給付費委託料1,200万2,000円の減額、地域型保育給付費1,200万2,000円の増額の科目更正。子育て世帯生活支援特別給付金事業64万円の増額は、低所得者の一人親世帯に児童1人当たり5万円を給付する事業の事務費で県が全額負担ということで、質疑はありませんでした。

生涯学習スポーツ課関係です。

スノーハープ維持管理事業63万3,000円の増額は、敷地内地面の下の集水ます更新工事。観光レクリエーション施設災害復旧事業137万5,000円増額は、8月の大雨により、スノーハープAコース路肩の亀裂修繕工事費。図書館事業14万4,000円の増額は、図書館等複合施設検討委員会を立上げ、基本計画の見直しを図る委員への謝礼。

質疑に入りまして、委員構成はの問いに、前回の委員は15名、まだ案の段階との答弁です。

次に、計画のスケジュールはの問いに、検討会議で調整。1年程度の時間をかけ来年の夏ぐらいを目途に固めたい。今年度は3回開催の予定との答弁であります。

各課の審査が終了し、全体討論はなく、採決したところ、議案第26号所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ591万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億5,980万1,000円とするもの。

歳入の国民健康保険財政調整基金繰入金77万円は、令和2年度の繰越額の確定に伴う、当初予算額に不足する額の増額と財源の組み替えによる。

繰越金77万8,000円の減額は繰越額の確定による。

雑入の582万円の増額は、国民健康保険団体連合会に支払いの、療養給付費及び審査支払手数料の精算による還付金。

歳出の保険給付費負担金等償還金581万1,000円の増額は、歳入で補正した還付金が県から交付される普通交付金であり、還付された全額を県に返還する必要があるため、不足する額を増額するもの。

質疑、討論はなく採決したところ、議案第27号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

陳情第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出。

提出者は、長野県町村議会議長会会長、渡邊光です。新型コロナウイルスの感染拡大により、地方財政は巨額の財源不足が避けられない厳しい状況を鑑み、財源確保と財源強化を確実に実現するための意見書を、国、行政官庁へ提出を求める陳情です。

質疑、討論はなく採決したところ、陳情第3号は委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。これにより委員会として意見書を提出いたします。

以上で、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

すみません。総務社会委員長、補正予算のところちょっと桁が違うっていう指摘が出ております。ちょっとお戻りいただいてよろしいでしょうか。

総務社会委員長（松本喜美人君） 今、教育長のほうからご指摘をいただきまして、教育関係費の中で校務システム使用料並びに自治振興組合負担金を、先ほど私、1,430万というふうに申し上げたようでありますけども、正しいのは143万円のシステム使用料の減額、それから自治振興組合負担金も同額の143万円ということで、訂正をさせていただきます。

以上です。

議長（太田伸子君） 訂正を認めます。質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認めます。質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第24号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は可決です。議案第24号 白馬村企業版ふるさと納税基金条例の制定については、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第27号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書提出の陳情の件は、委員長報告のとおり、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より、報告を求めます。第8番津滝俊幸産業経済委員長。

産業経済委員長(津滝俊幸君) 第8番津滝俊幸です。

それでは、令和3年第3回白馬村議会定例会、産業経済委員会審査報告をいたします。

本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は3件です。付託された議案について、審査の概要と結果を報告します。

議案第26号 令和3年度白馬村一般会計補正予算(第3号)所管事項です。

農政課関係。

農業委員会補助事業に102万5,000円の増額は、会計年度任用職員報酬で、国調による農家台帳の整理が主な作業です。農業総務費では49万5,000円の増額は人事異動に伴うもの、農業振興費では飯田交流センターの雪害による屋根修理に85万7,000円増額です。森林振興費では134万1,000円の増額で、林道細野線の補修事業に19万2,000円、森林整備に木流川公園周辺を対象として63万3,000円、有害鳥獣対策事業に備品購入などに51万6,000円、森林経営管理制度推進事業では中古ドローンの購入やその保険料、ナラ枯れ対策が主なものです。

質疑、意見では、飯田交流センターの修理箇所はどこか。旧保育所として使用していた建物の屋根と答弁がありました。

木流川公園周辺の緩衝帯整備は当初予算で予算化されている。今回の補正予算の場所はどこか。県の森林税を活用し、ビオトープ周辺の約2ヘクタールを草刈りや、やぶ払いなどの整備をするとの答弁がありました。

木流川遊歩道のバリアフリー化や破損箇所の修繕、草刈りの回数の頻度をあげてほしい。地域の皆さんの協力を仰ぎながら、多面的機能支払制度の活用や現場のパトロールなど整備に努めていきたい。

意見として、農政課管理の神城農業体験実習館や多目的集会施設の清掃が行き届いていないと聞く。管理体制を整えて対応してほしいという意見でございました。

建設課関係。

土木総務費247万8,000円の増額は、人事異動によるもの。道路維持管理費90万円の増額は、春の強風により倒木の撤去費用に。道路新設改良費の49万円の減額は、会計年度任用職員報酬の減額や測量設計委託料増額などの組み替えによるものです。

質疑、意見はありませんでした。

続いて、観光課関係。

観光総務費811万7,000円の減額は、人事異動によるもの。観光施設整備費724万8,000円の増額は山岳観光施設維持補修事業に天狗山荘の屋根修理や落雷による発電機修理、資材運搬費が主なもの。財源は、損害保険料で賄う。

質疑、意見はありませんでした。

全体を通して討論はなく、採決したところ、議案第26号の委員会所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第28号 令和3年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）。

収益的収入総額を24万円減額し、3億1,007万9,000円に、収益的支出総額を7万7,000円減額し、2億5,796万4,000円に改めるものです。主な内容は、人事異動に伴う児童手当負担金の減額や人件費の増額によるものです。また、資本的支出額に4万4,000円増額し、総額1億6,095万円に改めるものです。主な内容は、人事異動に伴う法定福利費の増額です。

質疑、意見はありませんでした。

討論は無く、採決したところ、議案第28号 令和3年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第29号 令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）。

収益的収入総額を300万円増額し、5億1,533万3,000円に、収益的支出総額を265万1,000円増額し、5億1,498万4,000円に改めるものです。主な内容は、収入において一般会計からの繰入金増額。支出では委託料の減額や人事異動に伴う人件費の増額、消費

税及び地方消費税納付見込額の増額によるものです。

また、資本的収入総額を679万8,000円増額し3億4,865万円に。資本的支出総額を494万2,000円増額し4億6,186万5,000円に改めるものです。主な内容は、収入において一般会計からの繰入金の減額、受益者負担金の増額及び物件移転補償の増減が主なものです。支出では人事異動に伴う人件費の増額、工事に伴う設計委託料及び公共ます設置工事費の増額です。

質疑、意見で、無電柱化工事によるサービス管はどこに布設していくのか。下水道の本管は県道部分で2メートルから3メートルの深さに埋設されている。無電柱化による共同溝が公共ますの支管と緩衝することからサービス管を布設することになった。布設は歩道で今年から2年間は北側、残りの2年間は南側へ行なう。サービス管の径は200ミリですという答弁がありました。

討論は無く、採決したところ、議案第29号 令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算(第1号)は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業経済委員会の報告といたします。

議長(太田伸子君) ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第28号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第28号 令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第29号 令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第26号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第26号 令和3年度白馬村一般会計補正予算(第3号)は、常任委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

議長(太田伸子君) 日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

コロナ感染予防のため、演壇での発言はマスク着用としていますが、決算特別委員会の委員長報告は、5日間にわたっての審査の報告でありますので、長時間になります。議長において、マスクを外しての報告を許可いたします。

決算特別委員長より報告を求めます。第11番丸山勇太郎決算特別委員長。

決算特別委員長(丸山勇太郎君) 令和3年第3回白馬村議会定例会、決算特別委員会審査報告をいたします。

本定例会において、決算特別委員会は9月7日から15日までの間の5日間にわたり、認定第1号から認定第6号までの決算認定案件6件と、決算に付随する議案第25号を審査しました。

各会計の主要な施策の成果説明書を中心に、決算書、監査委員の決算審査意見書及び提出された説明資料に基づき、事業の成果と効果を主眼に審査を行ないました。

また、審査にかかる現地確認として2か所の視察を行ないました。以下、審査の概要と結果を報告します。

議案第25号 令和2年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

水道事業会計の決算に関わる議案で、未処分利益剰余金6,035万3,375円のうち、5,000万円を建設改良積立金として積み立てるものです。

質疑では、基金への積立額は切りのよい額で決めるのか。残余额を必要額残すためのものか。5,500万円では駄目かの問いに対し、両方の考えによる。繰越利益剰余金は、新年度当初の支払い等のため必要との答えでした。

討論はなく、採決の結果、議案第25号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第1号 令和2年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についてです。

歳入総額が76億3,856万3,757円で、前年度比11億7,323万1,622円、18.1%の増。歳出総額が75億2,414万1,738円で、前年度比12億1,568万2,021円、19.3%の増。歳入歳出差引額1億1,442万2,019円から、翌年度へ繰り越

すべき財源1,852万5,000円を控除した実質収支額は9,589万7,019円の黒字決算となっています。

新型コロナウイルス感染症対策として、国からの交付金を受けての事業で決算規模が膨らみ、75億円超えは長野冬季オリンピック施設整備の平成9年度以来、二十数年ぶりの報告がありました。

このほか財政調整基金に1億3,000万円の積み立て、義務教育施設整備基金に平成22年以来10年ぶりに4,000万円の積み立てができたとのことでした。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度より7.8ポイント減の77%。実質公債費比率(単年度数値)は、前年度より0.2ポイント減の12.6%とのことでした。

次に、審査中に出された質疑・意見の、主なものを課ごとに報告します。

総務課関係では、会計年度任用職員制度移行による人数、人件費が増えたかの問が複数あり、フルタイム32名、パートタイム113名。旧嘱託職員と給与費のみの単純比較では5,000万円増えた。ここから物件費扱いだった旧臨時職員分を差し引くと、700万円程度が給与費に係る実質増との答えでした。

産業医と行政の連携あるいは庁内体制と情報保護は取れているかの問いに、簡易ストレスチェックの実施等により対象者を把握。月1回の産業医との面談。その内容は庁内では保健師のみ情報把握しているとの答えでした。

職員の年休消化率には対し、令和2年は平均9.3日、取得率24.8%との答えでした。

国勢調査事業は、今年はウェブ提出が主だったが漏れなくできたかに対し、コロナ禍で苦慮したが、漏れないようにできる範囲ではチェックしたとの答えでした。

ふるさと納税事業の寄附項目が指定なしの場合、基金はどこに積んだかに対し、取崩しの状況により振り分けたとの答えでした。

関連する意見として、基金項目に小規模農家支援を含む農業振興の追加を。また、指定なし寄附は新設した図書館寄附に積極的に積んでほしいとの意見がありました。

義務教育施設整備基金は、必ず将来必要になることなので、これからは年度の積立額を決めて計画的に積み立てをする考えはに対し、努力して優先的に積み立てたいとの答えでした。

農政課関係では、外国人が土地建物に付随して農地を取得し農業者になり、農業委員会が関わらないところで農地の所有権が移動しているがに対し、農業委員会は農地法に基づき事務をしているとの答えでした。

人・農地プランは毎年度更新するもの。毎年3月までに作成するものが作成されていないがに対し、今後しっかりとやっていくとの答えでした。

紫米の販売状況は、学校給食での使用など消費拡大策を検討されたい。村内での使用で来村者の購買意欲を上げる考えはに対し、在庫が多くなっている。消費拡大を振興公社と協力して進めてい

る。生産者意欲の堅持に努めるとの答えでした。

青年就農給付金事業で能力以上の耕作をしている者がおり、ひどい米づくりの管理されない農地が点在している。共同作業にも参加しない。そのような者への責任は誰が持つのかに対し、認定した村に責任がある。現地確認し指導はしている。報告会の際に県・JAを交え厳しく指導していくとの答えでした。

ラジヘリ防除の散布時間が通学時間に重なって心配。周知しているのかに対し、広報無線で伝えている。通常朝4時から実施するが、今年は作業が押ししまい、苦情があったことは伝えているとの答えでした。

土地改良区の売電収入は修繕費のみしか使用できないと聞いた。現在の残高はに対し、引当金含みで現金2,200万円、引当金を引くと800万円。定期預金は9,340万円との答えでした。

建設課関係では、カーブミラーの設置について、総務課予算との違いはに対し、安協予算が少額のため、安協と調整し本予算で多く執行しているとの答えでした。

景観行政団体になればどんな権限が移行するのか。課員の増員の考えはに対し、景観届出の許認可権が白馬村に移行する。村が指導するためには職員の知識の熟成が必要。増員は担当課として要望したいとの答えでした。

姫川通橋の塗り替えの色は。景観形成が建設課所管になり色に工夫をしたかに対し、地元区長と調整し、従前と同様の色としたとの答えでした。

意見として、河川内樹木の伐採について、平川・松川の事業継続と、谷地川の実施について強い要望がありました。

健康福祉課関係では、地域支え合いマップのまだない区と更新状況はに対し、マップ未完成区は、立の間、八方、エコランド、めいてつの4区。更新は、したりしなかったりと地区によって差があるとの答えでした。

デマンドタクシー利用者は対前年2,000人減。タクシー券のほうが行政効果があるように感じるが、タクシー券も実証実験をして利用者の声と利便性を把握してはいかかかに対し、デマンドは前年度実証実験をしたため減ったように見える。タクシーのほうが便利との回答になることは明白だが、デマンドは苦勞して網計画に組み入れた経過があり、検討するが今はデマンドを継続したいとの答えでした。

コロナ情報の発信は、国県の資料により実施したかに対し、情報は国県の方針内容による。感染発生情報は本部会議に提示し、担当課で情報発信するとの答えでした。

税務課では、国保税の外国人の不納欠損の理由は何か。コロナに起因するものはあったか。外国人の国保税の不納欠損を減らす対策はに対し、執行停止後3年経過したもの。コロナ理由は今回の決算においては。対策としては、転入届出時に予納させているとの答えでした。

外国人のデータベース閲覧件数は、外国人が見た実数とはいえないと思うが。また搭載件数は何

件かの問いに、閲覧内訳はそのとおり。土地は70%程度、家屋はまだ数件をテスト計上したのみとの答えでした。

評価替えて落倉分譲地の家屋のない土地の評価地目を原野にしたと聞いた。村内にはほかにも別荘地が複数ある。水道が整備され除雪も実施されているなら、その措置は正しくないと考えるがに対し、落倉地区に限らず村内全域において現地確認のうえ、固定資産評価基準にのっとり課税地目を認定している。落倉地区では申し出があった二、三十筆程度を現地確認して原野としたとの答えでした。

この関連意見として、課税の基本は公正公平であること。現況地目により課税するのが原則なので、申し出があった箇所だけでなく全村を調査し公平を期してほしいというものでした。

住民課では、生ごみ処理機の補助希望者が年々減少していて、効果が出ているか疑問。気候変動の抑制のためにも予算の増額と、もっと広報が必要ではないかに対し、利用促進に努め、新年度予算の査定に向け努力したいとの答えでした。

リサイクルセンター建設で、石彫の移動と荒れた公園の修景が重要。西側の計画も含め公園化するには大きな予算がかかるが大丈夫かに対し、八方区役員や総務課と話しはしている。八方区からの回答待ちとの答えでした。

し尿処理の直接投入施設整備事業は、山麓組合任せかに対し、事業主体は山麓組合だが、担当課も一体的に行なうとの答えでした。

各地区集積場からの収集業務の契約はに対し、1回当たりの収集単価見積もりにより契約との答えでした。

意見として、ステーションが増えることは致し方ない面もあるが、あまり増えると一旦リセットする必要がある。地域のつながりも疎遠になるとの意見。また、別の意見としてごみ集積場への別荘住人や季節営業者の分別が悪い。周知徹底をとというものがありました。

観光課では、宿泊産業イノベーション研修実践事業の受講者は3か年同じか。上を目指す者だけでなく、旧来の兼業宿泊施設の衰退が今日の課題。そのテコ入れが必要ではに対し、同一者が継続して3年間で完結する。受講者からの波及を期待するとの答えでした。

案内標識の実施設計とは何か。DMOがデザインコードを作成し委託料は支払ったのに、事業ごとに設計料など次々と要求されると事業継続できないとの問いに、構造計算は必要事項、他に盤面のデザイン料など。高額とは感じていて、事業継続に支障になるとDMO・関係市村でも話をしてるとの答えでした。

サイクリングロードの整備は、姫川が終われば他のコースを行なうのか。利用者数の把握はに対し、姫川は2年度で終了。現在ほかのコースの整備計画はない。利用者数の把握は難しいがシステム研究をするとの答えでした。

コロナ対策で観光関係合計3億円以上が投下された。実施した効果をいかに捉えているかに対し、

効果の有無は別として感謝の声もあった。村独自観光クーポンは緊急事態宣言が発出されうまく展開できなかったとの答えでした。

プレミアム商品券の大型店舗の換金割合をどのように捉えているかに対し、大型店は37.2%。想定よりも低く、小規模店に寄与したと考えているとの答えでした。

モバイル空間統計に頼らない観光統計の実施の考えはに対し、モバイル空間統計は今年度で終了。これによって推計値と実際の数値との誤差を把握でき、今後に生かせる補正係数が得られたとの答えでした。

商工事業者支援で経営の基本部分が足りていない経営者が見受けられるがに対し、次年度、専門家を講師に迎え講習会を計画したいとの答えでした。

教育課では、整備した一人1台タブレット等電子機器の修繕費、更新費の財源はに対し、全国で模索していて現状は未定との答えでした。

タブレットを持ち帰らせてもWi-Fi未整備世帯の場合にはに対し、全体の約10%が未整備。ただし苦情・相談は無い。その者は学校での学習を基本に考え、紙媒体でも学習できるように対応しているとの答えでした。

準要保護児童数の変動状況はに対し、人数・金額はおおむね同じ。これに関してコロナ事例はあまりないとの答えでした。

修学旅行、音楽会、運動会など、コロナで中止になった行事はに対し、令和2年度では中止はないとの答えでした。

子育て支援課では、2歳児歯科検診の検診率が低い理由は、虫歯の子供は減ってきているかに対し、歯科のみの検診。かかりつけ医に受診していると想定される。虫歯はないほうが主だが、ある子はたくさんあり両極端の状況との答えでした。

保育士の過重労働はないか。雇用が困難な状況下になっているのではに対し、現状は不足している。5歳児、未満児に苦慮。現状何とか回している。未満児は民間保育も視野に入れている。高校生を活用により残業が軽減されたとの答えでした。

保育園横の土地購入の目的と整備の実施時期はに対し、目的は駐車場だが、場合によっては他の目的で利用する。将来を見据えた活用をしたいとの答えでした。

生涯学習スポーツ課では、ジャンプ台がFIS規格に合致していないと聞いた。ナショナルトレーニングセンターの指定になっているがに対し、基準は満たしていない部分はあるが公認申請中。公認されるかは未定。正式な公認台にするには億単位が必要との答えでした。

氷河調査の結果と、今後の活用方法についてはに対し、3年間の調査の2年目。今年度も継続。不帰沢、白馬沢は可能性が高い。杓子沢は今後の調査による。活用は観光課、教育課と検討するとの答えでした。

地震の撓曲については、大分金をかけたがこれで終わりか。断層を絵や写真で見せる考えはに対し

し、来年度で完了見込み。デジタルアーカイブ、副読本の作成等、学校教育での活用などを検討していくとの答えでした。

ウイング21、B&G体育館の雨漏りとも、工事で雨漏りは止められたのかの問いに、ウイングの雨漏りは今までとは違う部分。B&Gの雨漏りは冬期に試験施工し効果ありと判断し14か所施工。これで大丈夫と考えているとの答えでした。

課ごとの討論、全体討論ともなく、採決の結果、認定第1号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてです。

歳入決算額は9億7,725万594円で、前年度比1億1,000万円、10.1%の減。国庫支出金463万1,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国保税の減免額に対する財政支援措置。県支出金は6億677万6,283円で、前年度と比較し7,480万円余りの減。

国保税の収納状況は、現年課税分2億2,129万2,908円、徴収率96.2%、滞納繰越分を含む全体では2億2,577万1,614円、徴収率90.3%。

歳出決算額は9億5,478万6,707円で、前年度比1億1,400万円余り、10.7%の減。給付が減少したことにより、保険給付費が5億9,200万円余りとなった。

歳入歳出差引額は、2,246万3,887円で実質収支額も同額。このうち924万1,000円を財政調整基金に繰り入れ、令和3年度への繰越金は1,322万2,887円となったとの説明でした。

質疑、意見で、コロナで医療費の1人あたりは上昇し伸びると考えていた。コロナの影響はないと考えているかに対し、コロナによる受診控えによりむしろ減少したとの答えでした。

国の雇用保険料積立てが枯渇し料金値上げとの報道がある。国保も今後、値上げの可能性はあるかに対し、何とも言えない。ただし、国保税の統一ということもある。税収も減少しているが、財調基金を活用する考えとの答えでした。

討論はなく、採決の結果、認定第2号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてです。

歳入決算額は1億169万6,675円で、前年度比364万279円、3.7%の増。うち保険料は7,764万7,300円で、現年度賦課分の徴収率は99%。

歳出決算額は1億127万5,181円で、前年比は歳入とほぼ同じ。保険者は長野県後期高齢者医療広域連合であるため、歳出の主なものは広域連合負担金9,897万5,059円で、前年度と比較し310万9,093円、3.2%の増。これは保険料納付額の増加に伴うものとの説明でし

た。

質疑で、特別徴収や普通徴収で、介護保険料納付との関係はに対し、国のルールで年金からは介護保険の天引きを優先し、さらに天引きできる場合のみ特別徴収するとの答えでした。

討論はなく、採決の結果、認定第3号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第4号 令和2年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

歳入決算額は413万1,007円で、使用料97万940円と一般会計繰入金309万6,000円など。歳出決算額は412万58円で、歳入・歳出とも前年度比36万円余り、9.6%の増。内訳は施設維持管理費と公債費。公債費は前年度と同額との説明でした。

質疑・意見及び討論はなく、採決の結果、認定第4号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第5号 令和2年度白馬村水道事業会計決算認定についてです。

収益的収入は事業収益が3億1,243万4,984円で、前年度比較2,700万円余りの減。給水口数は56口の増、年間配水量は47万5,000立方メートルの大幅な減となっており、新型コロナウイルス感染症の影響による来村者の減少による。

収益的支出は事業費用が2億5,175万9,819円で、前年度比473万円余りの増。特別損失として過年度損益修正損68万2,360円の決算額。

資本的収入は4,567万8,544円で、前年度比3,200万円余りの増。内訳は、工事負担金、企業債、出資金など。資本的支出は1億3,726万4,881円で、前年度比4,500万円余りの増。国県道改良に伴う配水管布設替工事及び機器の更新工事に伴う増による。収支不足額は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填との説明でした。

質疑、意見では、漏水工事の状況と漏水対策で使用した費用はに対し、大規模漏水箇所2か所を発見し直した。これで有収率も向上した。配水及び給水費の工事請負費の8割から9割は漏水工事に要した費用との説明でした。

漏水工事は、今後この程度の金額で行くのかに対し、計画的に修繕を進める。漏水防止には老朽した水道管の計画的な更新も必要。今後の工事は、災害時の基幹管路、別荘地、私有地布設管路を主に実施するとの答えでした。

現在の開発では、水道管布設時に水道課で確認しているかに対し、現在は図面審査と現地審査を実施し、監理を徹底しているとの答えでした。

討論はなく、採決の結果、認定第5号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

最後に、認定第6号 令和2年度白馬村下水道事業会計決算認定についてです。

収益的収入は、事業収益が5億2,330万7,060円で、前年度比4,400万円余りの減。来村者の減少により年間収水量は5万7,000立方メートルの大幅な減となった。収益的支出は、事業費用が5億1,514万975円で、前年度比2,700万円余りの減。特別損失として過年度損益修正損128万5,039円の決算額。

資本的収入は3億7,730万4,193円で、前年度比6,900万円余りの減。資本的支出は5億843万7,132円で、前年度比6,100万円余りの減。反田橋架け替えに伴う管渠布設替工事費ほか、企業債償還金4億5,500万円余りである。資本的収支において不足する額は、過年度分及び現年度分損益勘定留保資金で補填との説明でした。

質疑、意見では、不納欠損について、税務課で不納欠損処理した者と同一人はいるのかに対し、税務課と同一人は2名。受益者負担金時効消滅が6名との説明でした。

未接続者への啓発方針はに対し、下水道接続と浄化槽維持費とを比較したものを作成し広報するとともに、工事店ともタイアップさせたいとの答えでした。

駅前無電柱化による布設替え工事費は今後増加するかに対し、共同溝施工後は公共ますを出すことができないためサービス管を布設する。今後1,000万円近くの工事費が3年間続く。県の補償対象で全額が下水道事業負担ではないとの答えでした。

討論はなく、採決の結果、認定第6号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、決算特別委員会の報告を終わります。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時13分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会に付託された議案第25号及び認定第1号から認定第6号までの採決の方法は起立により行ないますので、あらかじめ申し上げておきます。

議案第25号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第25号 令和2年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。
認定第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第1号 令和2年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第2号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第3号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第4号 令和2年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第5号 令和2年度白馬村水道事業会計決算認定については、委員長報告

のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第6号 令和2年度白馬村下水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

村長から議案提出の申出、総務社会委員長より発委の申出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申出があり、議長において受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により議事日程を変更し、追加議案を審議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付いたします。

(資料配付)

議長(太田伸子君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第3 同意第4号から日程第5 発委第1号までは会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は挙手によって行ないます。日程第3 同意第4号から日程第5 発委第1号までの会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、日程第3 同意第4号から日程第5号 発委第1号までは、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することは可決されました。

これより同意案件の審議に入ります。

△日程第3 同意第4号 白馬村教育委員会委員の任命について

議長(太田伸子君) 日程第3 同意第4号 白馬村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りいたします。同意第4号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決いたしましたと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。同意第4号は質疑、討論を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、同意第4号は質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 同意第4号 白馬村教育委員会委員の任命について。次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。記。住所、北安曇郡白馬村大字神城1116番地4、氏名、松沢亨、生年月日、昭和32年9月24日。

以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。採決いたします。この採決は起立によって行ないます。同意第4号 白馬村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより議案の審議に入ります。なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べるできないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第4 議案第30号 令和3年度白馬村一般会計補正予算(第4号)

議長(太田伸子君) 日程第4、議案第30号 令和3年度白馬村一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) 議案第30号 令和3年度白馬村一般会計補正予算(第4号)につきましてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億2,504万5,000円とするものであります。

5ページ、歳入明細を御覧ください。10款1項1目地方交付税は交付額の決定により、普通交付税を42万4,000円増額するものです。14款2項7目総務費国庫補助金2,757万6,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分に関する交付限度額の決定によるものです。

6ページ、歳出明細を御覧ください。6款2項1目商工費、商工振興費として新型コロナウイルス

ス感染対策事業2,800万円の増額は、中小企業者等特別支援金によるものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。議案第30号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 発委第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

議長（太田伸子君） 日程第5 発委第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。趣旨の説明を求めます。第9番、松本喜美人総務社会委員長。

総務社会委員長（松本喜美人君） 発委第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。陳情第3号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。

内容は、新型コロナウイルスの感染拡大によって地方財政は次年度も巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しており、地方自治体が進める感染症対策、防災・減災、脱炭素社会、社会保障等への対応のためにも、地方税財源の充実が不可欠であることから、令和4年度地方財政対策、税制改正に向け、地方自治体の財源確保について別紙に記載の5つの事項を確実に実現するよう強く求めるため、地方自治法第99条の規定により別紙により意見書を国会、国に提出したいものであります。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣です。

以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(太田伸子君) 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長(太田伸子君) 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第8 議員派遣について

議長(太田伸子君) 日程第8 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了しました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。下川村長。

村長（下川正剛君） 令和3年度第3回白馬村定例議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月7日に開会をし、本日までの18日間にわたり提出をいたしました全ての案件につきまして、原案どおりお認めをいただき、厚く御礼申し上げます。

本会議及び各委員会、そして今回の定例会は特に決算議会として慎重なるご審議を賜り、誠にありがとうございました。

さて、長野県町村会は大正9年12月13日に創立をし、令和2年の12月に100周年を迎えました。この大きな節目となる創立100周年を記念し、本年10月の18日に、ホテル国際21において記念式典を開催いたします。この式典には私も出席をする予定ですが、長野県町村会は長年にわたり住民の福祉の向上と地域の振興、そして町村における行財政機能の充実と強化に取り組み、大きな成果を上げてこられました。また、これまでの間、昭和と平成における町村合併を乗り越え、地方分権や行政改革の推進など、多くの諸課題に的確に対応してきた功績により、本村においても今日の発展を築くことができたとと言えます。改めて、長野県町村会を築いてこられた先人の皆様のご尽力とご苦労に心より敬意と感謝を申し上げるところであります。

ここで白馬村ドローン物流の実用化協議会からの今年度の実施状況についてに関する報告がありましたので、ご紹介をさせていただきます。協議会では8月から9月にかけての約2か月間、猿倉駐車場から頂上の宿舎までの往復約10キロ、高低差約1,600メートルを配送ルートとし、山岳エリアにおけるドローンの往復飛行による物資配送の検証を行ないました。今年度事業では、補助員を配置をしない2人での運用によるドローン配送に成功し、運用体制の少人化を推進したことで、大幅なコスト削減が実現されたほか、新機体を用いることで、機体性能の向上を図り、最大7キログラムの物資の配送に成功し、着陸方法とは違って、安全性が高く、エネルギー効率のよい高度1メートル以下からの物件投下による配送を行ない、昨年度実施できなかった往復飛行での配送も実現をされたところであります。

なお、補助者を配置をしない目視外飛行での物件投下による往復配送の実現は、国内初の事例となるとの報告でありました。ヘリコプターによる物資輸送経費が高騰する中、ドローンが全てを代替することはできませんが、ドローン配送が確実に進歩できることに期待をしているところであります。

最後に、議員の皆様におかれましては、健康にご留意をされ、ますますご活躍いただきますようご祈念を申し上げ、定例会閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 感染レベルも下がってきていますが、今後もコロナ感染予防に努めながら議員

の活動をお願いしたいと思っております。

これもちまして、令和3年第3回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時38分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 9月24日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員